

## 第2章 大牟田市の保健福祉事業の概要

# 第1節 地域福祉

## 1 地域福祉活動の推進

### (1) 地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法（第4条、第107条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### < 目的・事業内容 >

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

「大牟田市地域福祉計画」は、このようなまちづくりを計画的かつ具体的に進めていくためのものであり、第2次の計画を平成22年3月に策定した。計画期間は、平成22年度から26年度までである。

#### 第2次大牟田市地域福祉計画の推進

第2次大牟田市地域福祉計画は、「一人ひとりが「支え合い」の意識を持つ～『人財』づくり～」、「生活課題の解決のための仕組みづくり～『つながり』づくり～」、「地域福祉における協働の推進～協働～」という3つの基本目標のもとに施策を体系化し、それぞれの基本目標の達成指標となる事業に取り組みこととしている。それらの事業は、「重点的に進捗管理を行う事業」として位置付け、支え合いの啓発事業、出張地域デビュー講座、ボランティア活動の活性化、災害時等要援護者支援制度、コミュニティソーシャルワーカーの検討、配置、小学校区別地域福祉計画の策定支援、の6事業を掲げている。

平成23年度は、「支え合いの啓発事業」の一環として、団塊の世代及び中学生を重点対象とした「支え合いの教材づくり」に取り組んだ。

その過程において、既に他課や公民館等の庁内各部署で行っている市民向けの事業を見直し、意識啓発の対象やテーマに応じて組み合わせるなど、有機的なつながりを持つようコーディネートすることで既存資源の効用を増大させる可能性を再認識し、次年度の取り組みに向けた土台とすることができた。

また、地域福祉計画の進捗管理については、市民や社会福祉関係者、学識経験者からなる「大牟田市地域福祉計画推進委員会」において事業の進捗状況や今後の計画等を報告し、委員から評価や助言を得ながら、今後の地域福祉推進の方向について協議を行った。

#### 災害時等要援護者支援制度（ご近所支え合いネット）

この制度は、あらかじめ要援護者の情報を市に登録し、その情報を、見守りなどの支援ができる人や地域の団体と共有することで、万が一のときにも孤立しないようにするためのものである。

また、この制度を通して、要援護者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、安心して暮らせるようになることを目指している。（制度への登録者数：11,167人 平成24年3月1日現在）

また、行政と地域団体が、「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を結ぶことにより、制度登録者の住所や氏名などの基本的な情報を共有することができるようになるため、同協定の締結を推進するとともに、地域団体が「災害」を基軸に要援護者の支援を検討する取り組み等を支援している。

「災害時等要援護者の個人情報の取扱いに関する協定」を締結した地域団体（地域支援組織）

平成23年度末現在

- ・手鎌校区災害訓練実行委員会
- ・駛馬南校区安心安全まちづくり推進協議会
- ・安心安全まちづくり笹原校区協議会
- ・みなと校区運営協議会

## 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学びあう場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。(平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。)

平成23年度は、東日本大震災の発生から1年という時機を捉え、「東北関東大震災・共同支援ネットワーク石巻事務局」の統括を務める武田和典氏をコーディネーターとしてシンポジウムを行った。

シンポジウムの中では、大牟田市社会福祉協議会、大牟田市障害者協議会、大牟田市介護サービス事業者協議会、大牟田市の4団体で構成する「東日本大震災復興支援～絆～プロジェクトおむた」がこれまでの取り組みについて報告を行い、遠く離れた大牟田の地から東北地方を支援することの意味や、今後の支援のあり方、ひいては、この経験が大牟田市の「安心して暮らし続けることができるまちづくり」を進める糧になることなどについて、意見交換が行われた。

日時：平成24年3月3日(土)

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約500人

### 〔実施内容〕

副題「地域支えあい“絆”セミナー」

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・基調講演「“絆”世代が目指す幸齢化(こうれいか)社会」(講師：先川祐次氏)
- ・地域づくりシンポジウム ～東日本大震災から1年・・・大牟田の私たちにできること～

## 2 社会福祉協議会

### (1) 社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会補助金交付要綱	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市10/10

#### < 目的・事業内容 >

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、社会福祉事業に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

#### < 実績 >

項目	金額(円)
大牟田市社会福祉協議会補助	32,647,250

## 3 民生委員・児童委員

### (1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令 児童福祉法(第16条～第18条の3)	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市1/2 県1/2程度

< 目的・事業内容 >

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員となる。

また、民生委員・児童委員の中から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の定数 298人〔<内> 主任児童委員 44人〕

民生委員・児童委員の任期 平成22年12月1日～平成25年11月30日（3年間）

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

< 実績 >

民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	772	8
	介護保険	364	4
	健康・保健医療	518	33
	子育て・母子保健	446	186
	子どもの地域生活	1,431	197
	子どもの教育・学校生活	713	306
	生活費	481	31
	年金・保険	125	0
	仕事	160	10
	家族関係	522	8
	住居	297	6
	生活環境	1,336	6
	日常的な支援	4,186	39
	その他	3,277	198
計	14,628	1,032	
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	7,148	81
	障害者に関すること	967	48
	子どもに関すること	2,911	698
	その他	3,602	205
	計	14,628	1,032
その他の活動件数	調査・実態把握	7,575	167
	行事・事業・会議への参加・協力	11,783	1,381
	地域福祉活動・自主活動	24,919	2,594
	民児協運営・研修	9,667	1,759

	証明事務	569	4
	要保護児童の発見の通告・仲介	226	42
訪問回数	訪問・連絡活動	72,721	1,036
	その他	49,229	820
連絡調整回数	委員相互	26,353	7,689
	その他の関係機関	11,469	1,417
活動日数		56,218	7,003

民生委員・児童委員全体及び主任児童委員の活動状況について前年と比較すると、内容別相談件数では「生活環境」、「日常的な支援」、「地域福祉活動・自主活動」、「要保護児童の発見の通告・仲介」が増加している。また、活動状況の内容別件数では、「高齢者に関すること」の割合が増加している。

## (2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
		負担割合	市 10/10

### < 目的・事業内容 >

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるものの中から市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 14人

民生委員推薦会委員の任期 平成22年7月1日～平成25年6月30日(3年間)

### < 実績 >

会議回数	3回	候補者推薦数	10人(内、主任児童委員2人)	退任者数	8人
------	----	--------	-----------------	------	----

## 4 大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	所管課	保健福祉総務課
-------	--------------	-----	---------

### < 目的・事業内容 >

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

### < 実績 >

運営状況

(単位：千円)

22年度末現在高	23年度中増減額		23年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
380,787	173	2,166	378,795

福祉振興基金への寄付金2件分151千円及び運用利子21千円の積立てを行い、ハード事業の財源として、2,166千円の取り崩しを行った。

## 第 2 節 高齢者福祉

### 1 長寿社会対策

平成 23 年度は、平成 20 年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第 4 期介護保険事業計画」(平成 21～23 年度)に基づき、各種施策事業の推進や目標値の達成に努めた。

今回の計画においては、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」をテーマとして掲げ、これを実現するための様々な事業に取り組んだ。

#### (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人福祉法第 20 条の 8 介護保険法第 117 条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市 10/10

##### < 目的・事業内容 >

介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量の予測に基づき、計画的なサービス供給体制の整備に努めた。

計画の推進にあたっては、高齢者施策に関係する庁内 6 部 12 課で組織した「大牟田市高齢者サービス推進委員会」において進捗状況の管理を行った。また、より広く関係者の意見を取り入れるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表等で構成された「大牟田市保健福祉ネットワーク協議会」において進捗状況の報告、施策事業に関する協議・検討を行いながら計画の策定を行った。

#### (2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第 4 条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市介護基盤緊急整備補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 10/10

##### < 目的・事業内容 >

地域介護・福祉空間整備計画(17 年度～19 年度)に基づき、大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金も併せて積極的な整備促進を図ってきた。平成 23 年度は、小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所、認知症対応型通所介護事業所 1 か所の指定を行った。これにより平成 24 年 3 月末現在の地域密着型サービス事業所数は、夜間対応型訪問介護事業所が 3 か所、認知症対応型通所介護事業所が 9 か所、小規模多機能型居宅介護事業所 24 か所、認知症対応型共同生活介護事業所が 15 か所、地域密着型特定施設が 3 か所、地域密着型介護老人福祉施設 1 か所となった。

また、介護予防拠点・地域交流施設については、平成 23 年度中にあらたに 1 か所が開設し、3 月末現在で 39 か所となった。

#### (3) 長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	

##### < 目的・事業内容 >

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)を開催した。

テーマ	豊かで明るい長寿社会をめざして
と き	10月14日(金)
と ころ	大牟田文化会館 小ホール
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いきいき大牟田長寿のまち憲章」唱和</li> <li>・福岡県交通安全協会教育班の寸劇</li> <li>・よかば~い体操「大蛇山バージョン」</li> <li>・老人クラブ会員芸能競演大会</li> </ul>

#### (4) 人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	所管課	長寿社会推進課
-------	-----------------------	-----	---------

##### < 目的・事業内容 >

平成4年6月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制75周年記念事業として制定し、同年7月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、100歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

##### < 実 績 >

区 分	年 度	21	22	23
	贈呈者数(人)		34	39

## 2 高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。特に後期高齢者(75歳以上)の増加が目立ち、後期高齢者が前期高齢者(65歳~74歳)を上回っている状況である。

そのような中、平成23年度は、介護保険制度の改正に基づき設置した地域包括支援センター等による実態把握を通じて、必要とされている高齢者福祉サービスの提供に努めた。

#### (1) 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第11条 大牟田市老人福祉法施行細則	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

##### < 目的・事業内容 >

環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

##### < 実 績 >

措置施設

(平成24年4月1日現在)

種 別	設置主体	施設名	所在地	定 員	措置数 (人)

養護老人ホーム	社福法	吉野園	大牟田市大字吉野	90	70
	"	(盲)寿光園	筑紫野市大字西小田	80	4
	"	田尻苑 他5ヵ所	福岡市西区大字田尻 他5ヵ所		10
	公立	楠寿園	みやま市瀬高町長田	85	1
	"	松濤園	福岡市西区今津	150	1
	"	延寿荘	玉名郡南関町大字上長田	50	2

措置状況

区分		年度			
		21	22	23	
養護老人ホーム	市内	人員(延数)	862	873	861
		措置費(千円)	132,859	135,479	135,520
	市外	人員(延数)	216	202	212
		措置費(千円)	44,370	42,842	42,037
	合計	人員(延数)	1,078	1,075	1,037
		措置費(千円)	177,229	178,321	177,557

(2) 老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

老人の孤独感を和らげるとともに関係機関及び地域住民の協力を得て、安否の確認等を図り、健全でやさらかな日常生活ができることを目的とする。

< 実績 >

区分		年度		
		21	22	23
設置台数		45	34	31
運営費(千円)		1,244	1,092	864

設置台数は、年度末の稼働台数

(3) 緊急通報システム事業

根拠法令等	大牟田市緊急通報システム事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

< 目的・事業内容 >

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

< 実績 >

区分		年度		
		21	22	23
設置台数		535	485	466
事業費(千円)		13,097	12,059	11,201

設置台数は、年度末の稼働台数

#### (4) 在日外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人高齢者福祉手当支給要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10

##### < 目的・事業内容 >

本市に1年以上居住している大正15年4月1日以前生まれの在日外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成9年度から実施している。

##### < 実績 >

区分 \ 年度	21	22	23
給付人員	9	5	3
事業費(千円)	637	350	252

#### (5) 老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

##### < 目的・事業内容 >

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

##### < 実績 >

区分 \ 年度	21	22	23
クラブ数	69	66	61
会員数	2,926	2,806	2,463
助成費(千円)	3,651	3,494	3,246

#### (6) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

##### < 目的・事業内容 >

高齢化の進展に伴い認知症高齢者が今後さらに増加する状況の中で、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んできた。既に後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている本市において、高齢になるほど発症率が高まる認知症の対策を講じることは喫緊の課題となっている。

このため、認知症の発症前から終末期まで、地域、専門職等の関係機関が、認知症の進行に応じた本人とその家族に対する連続的・包括的な支援体制の整備を目指して、大牟田市介護サービス事業者協議会の認知症ケア研究会と密接な連携を図りながら、早期発見・診断、早期支援・予防、ケアマネジメントの質の向上、医療連携、地域啓発等に取り組んできた。

## 認知症コーディネーターの育成

介護現場の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど認知症ケア専門のコーディネーターとなる人材を育成するため、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。また、平成18年度からは小規模多機能型居宅介護施設の管理者または管理者に準ずるものの受講を義務付け、事業所指定の基準とした。

年度 区分	21 (6期生)	22 (7期生)	23 (8期生)	合計 (1期生～8期生)
認知症コーディネーター研修 修了生(人)	11	8	10	76

## 早期発見・相談支援・予防教室の拡充

もの忘れ相談医(かかりつけ医)や認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のためのもの忘れ相談検診、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設を活用して開催した。

### ア. もの忘れ予防・相談検診の実施

タッチパネルやカードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談医のアドバイスや介護相談などを行った。平成23年度は、市内に整備を進めている介護予防拠点・地域交流施設や、地域の集会所を活用して開催した。

年度 区分	21	22	23
開催回数	2	2	18
受診者数	198	101	391

### イ. もの忘れ予防教室の開催

もの忘れ相談検診のスクリーニングにおいて、軽度認知障害の状態あるいは認知症の疑いのある地域住民を対象に、延6カ所の介護予防拠点・地域交流施設において、3ヵ月間、週1回、13回の認知症予防教室を開催し、認知症予防効果が期待できるアクティビティや日常生活指導や参加者との交流、病気や介護に関する相談、情報提供などを実施した。

年度 区分	21	22	23
延べ開催場所数	11	10	6
教室参加者数	89	105	28

## 地域認知症支援体制構築事業

### ア. 認知症コーディネーター養成研修等のあり方研究

認知症コーディネーターや地域認知症サポートチームの役割や機能、また、認知症医療センターや地域包括支援センターなどとの連携等を明確にし、認知症の人とその家族への地域支援体制の拡充を図るため、「大牟田市認知症コーディネーター及び地域認知症サポートチームのあり方研究」を行った。

### イ. 地域認知症サポートチームの運営

平成21年度より、認知症の早期発見・相談体制を強化し、初期から終末期(ターミナル期)までの継続的・包括的な支援や適切な助言を行うため、本人や家族、専門職やケアの現場を医療と介

護の両面から サポートする地域認知症サポートチーム試行事業を開始した。  
平成23年10月からは、認知症専門医と認知症コーディネーターによるサポートチームを本格的に実施することとなり、地域包括支援センター等との協力のもと、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制を構築することを目的に、引き続き定例カンファレンスを開催するほか、随時相談対応や「認知症なんでも相談窓口」の開設などに取り組んだ。

ウ．認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」

認知症の人を在宅で介護している家族同士が励まし合い、目の前の現実に向き合っていくかをともに考える認知症在宅介護者定例会「つどい、語らう会」を、大牟田市社会福祉協議会にて毎月1回定例会として実施した。

エ．若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」

若年性認知症の当事者が仲間と出会い、励ましあい、積極的に社会参加できる取り組みとして、若年性認知症当事者の交流会「ぼやき・つぶやき・元気になる会」を平成22年5月より毎月1回定例会として開催している。また、市内外の若年性認知症の当事者やサポーターによる交流や若年性認知症の普及啓発のため、平成24年3月25日には、「若年性認知症フレンドシップキャンペーン2012」を開催した。

**世代間交流・多分野交流によるまちづくりの推進**

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア．認知症サポーター養成講座

平成17年度から国が行う「認知症を知る1年」キャンペーンの一環として、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する、認知症市民サポーター“こころみまもり隊”の養成に取り組んでいる。

区 分 \ 年 度	21	22	23
市民向け養成講座(回)	47	37	34
職域別養成講座(回)	1	19	17

イ．子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子供の時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使っての絵本教室を開催している。

さらに、より多くの児童・生徒に絵本を通して認知症の理解啓発を促進し、また、その子供たちを通じて地域の大人たちへ認知症の理解啓発を促進するために、子供たちの学びの場面（絵本教室）や絵本コンサートの開催に関するDVDを制作し、広く小中学校の教育現場等において活用を行っている。

区 分 \ 年 度	21	22	23
小学校(校)	10	13	9
中学校(校)	7	7	6

ウ．徘徊SOSネットワーク模擬訓練

「大牟田地区高齢者等徘徊SOSネットワーク」(事務局：大牟田警察署)と「はやめ南人情ネットワーク」(駛馬南校区)が連携し、平成16年より実施していた「徘徊SOSネットワーク模擬訓練」をモデルに、校区単位の模擬訓練を全市的に実施している。

平成22年度には、全ての校区においてこうした模擬訓練が実施されるまでになり(日程の都合により参加できなかった1校区は別日に実施)模擬訓練の趣旨や認知症を通じたまちづくりの目標

像が共有されてきた。

訓練の実施にあたっては、地域交流施設を事務局とし、民生委員・児童委員や公民館、校区社会福祉協議会などのさまざまな機関・団体と連携をしながらネットワーク構築に努めた。

区 分	年 度		
	21	22	23
模擬訓練参加者（人）	881	898	1,865
当日のスタッフ（人）	445	343	142
訓練参加者合計（人）	1,326	1,241	2,007
徘徊役の人数（人）	82	80	1
徘徊役に声をかけた人数（人）	1,126	556	3
模擬訓練参加校区（校区数）	18	20	22
他都市からの視察（人）	136	131	115

#### エ.“人・心・まちづくり”地域ミーティング

地域認知症ケアコミュニティ推進事業としてこれまで取り組んできた認知症支援について、関係者間の共通理解と情報共有の場として、また支援の成果と課題、今後目指していく方向性を明らかにするため、実施事業の意見交換を行った。

開催日：平成23年11月5日（土）

## 第3節 介護保険

### 1 介護保険

平成12年4月の介護保険制度施行から11年を経過し、平成23年度は第4期介護保険事業計画の最終年度に当たる。第3期計画では、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、制度を持続可能なものとするための大きな見直しがあったが、第4期計画は、介護従事者処遇改善のための報酬改訂やより所得に応じた保険料段階を目指し7段階から10段階へ見直すなど、第3期計画がより充実されたものとなった。

#### (1) 介護保険法

##### < 目的・事業内容 >

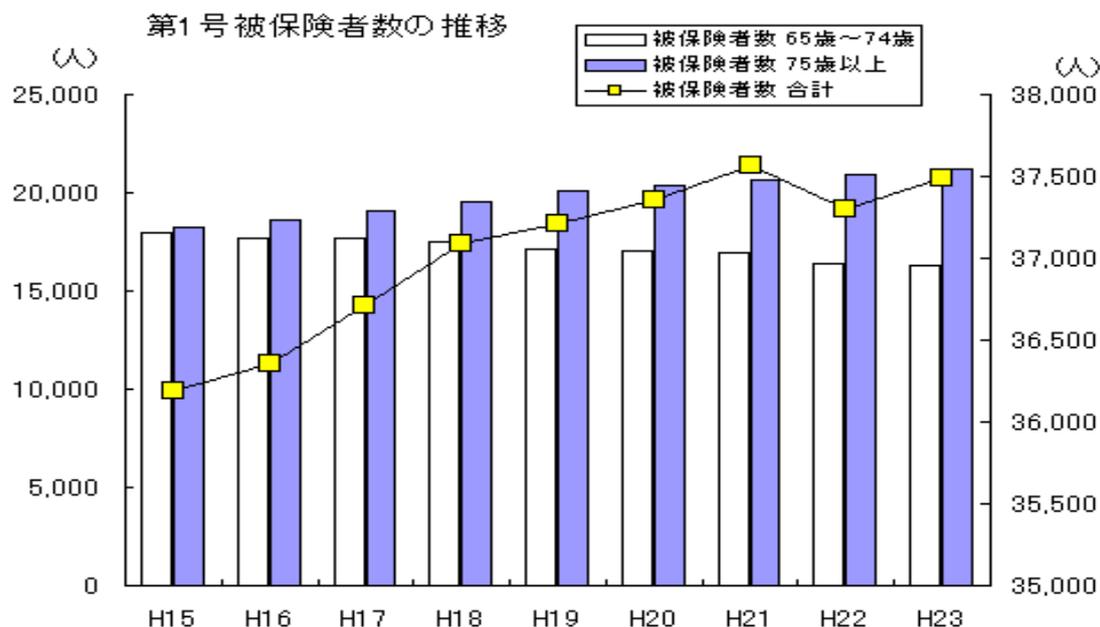
介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

##### < 対象者 >

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

##### < 第1号被保険者数の推移 >

第1号被保険者数は年々増加の傾向にあり、平成15年度以降は後期高齢者が前期高齢者を上回っている。



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
65歳～74歳	17,970	17,705	17,665	17,539	17,158	17,027	16,929	16,364	16,331
75歳以上	18,216	18,652	19,050	19,554	20,048	20,325	20,643	20,937	21,160
65歳以上	36,186	36,357	36,715	37,093	37,206	37,354	37,572	37,301	37,491

(各年度3月末現在)

<実 績>

第1号被保険者の介護保険料の収入状況（平成23年度賦課分）

介護保険料を納める方法には、被保険者が受給している公的年金からあらかじめ保険料を天引きされて納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書や口座振替等で納める方法（普通徴収）がある。

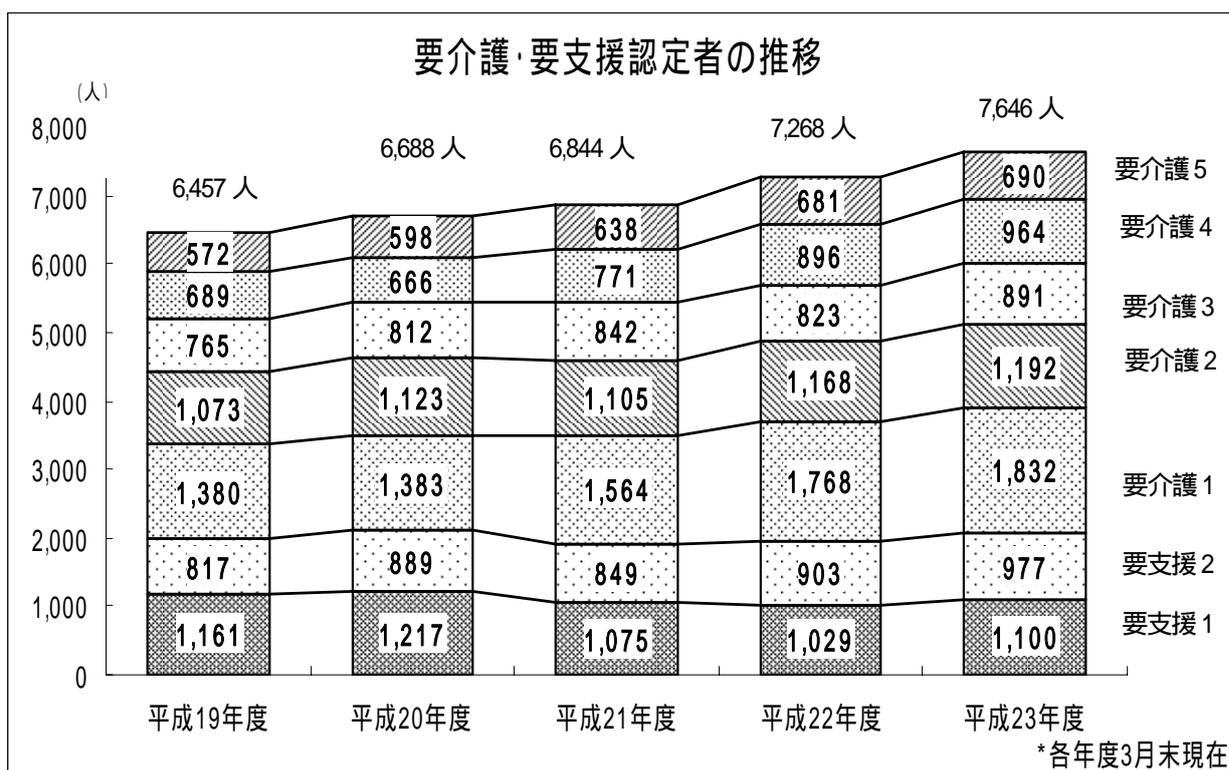
（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収入率（％）
特別徴収	1,355,117,520	1,355,117,520	1,738,300	100%
普通徴収	156,794,370	137,954,720	200,190	87.98%
合計	1,511,911,890	1,493,072,240	1,938,490	98.75%

要介護認定実施状況

年 度	21	22	23
申 請 数	7,272	7,754	7,852
審査会開催回数	199/年	205/年	212/年

平成23年度の認定申請件数は、新規1,989件、更新5,039件、区分変更783件、転入41件を合わせて7,852件あり、月平均約654件の申請があった。



平成18年度の介護保険制度改正により、「要支援1」「要支援2」という新たな区分が設けられ、これまでの6段階の区分から7段階となった。これまでの「要介護1相当」に該当した人については、状態の維持改善の可能性が高いかどうかの審査を行い、「要介護1」か「要支援2」の判定を行った。

平成19年度～平成23年度の認定者数（第2号被保険者を含む。）の推移をみると、要支援1・2、要介護1の認定者が過半数を占めている。

介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(施設サービス) 国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (施設以外のサービス) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の展開を積極的に図っている。

(平成23年4月審査～平成24年3月審査分 計)

	件数		給付費(千円)
	回/年		
訪問介護	回/年	194,703	752,804
訪問入浴介護	回/年	1,942	21,765
訪問看護	回/年	19,654	139,198
訪問リハビリテーション	日/年	8,538	45,313
通所介護	回/年	138,330	1,026,280
通所リハビリテーション	回/年	114,061	886,613
福祉用具貸与	人	15,016	169,610
短期入所生活介護	日/年	32,177	258,149
短期入所療養介護	日/年	7,399	77,301
居宅療養管理指導	人	5,729	47,738
特定施設入居者生活介護	人	2,102	387,197
居宅介護支援	人	31,507	413,921
福祉用具購入	人	508	16,938
住宅改修	人	445	44,195
<b>居宅サービス計</b>	-	-	4,287,022
介護予防訪問介護	人	11,815	232,985
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0
介護予防訪問看護	回/年	2,879	17,863
介護予防訪問リハビリテーション	日/年	3,075	14,181
介護予防通所介護	人	5,887	185,875
介護予防通所リハビリテーション	人	3,665	138,576
介護予防福祉用具貸与	人	3,797	26,613
介護予防短期入所生活介護	日/年	790	4,835
介護予防短期入所療養介護	日/年	110	729
介護予防居宅療養管理指導	人	565	4,506
介護予防特定施設入居者生活介護	人	195	15,867
介護予防支援	人	18,873	80,121
介護予防福祉用具購入	人	267	8,381
介護予防住宅改修	人	367	36,928
<b>介護予防サービス計</b>	-	-	767,461
夜間対応型訪問介護	人	17	411
認知症対応型通所介護	回/年	17,131	135,157
小規模多機能型居宅介護	人	4,021	673,305
認知症対応型共同生活介護	人	2,495	597,717
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	588	103,103

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	243	62,027
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	587	3,709
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	419	24,104
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	7	1,613
<b>地域密着型サービス計</b>	-	-	1,601,144
介護老人福祉施設	人	5,308	1,266,653
介護老人保健施設	人	6,139	1,632,593
介護療養型医療施設	人	3,128	1,161,739
<b>施設サービス計</b>	-	14,575	4,060,986
特定入所者介護サービス費	-	-	246,831
高額介護サービス費	-	-	408,434
高額医療合算介護サービス費	-	-	30,206
審査支払手数料	件/年	170,395	10,250
<b>総計</b>	-	-	11,412,333

給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがある。

## (2) 介護保険円滑化特別対策事業

### 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	県3/4 市1/4

#### < 目的・事業概要 >

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

#### < 実績 >

区分 年度	実施 法人数	事業対象 者数 (人)	補助額(千円)				事務費	事業費 合計
			訪問介護	通所介護	短期入所	特別養護 老人ホーム 入所		
21	2	4	17	0	10	0	3	30
22	6	11	10	0	0	0	2	12
23	6	11	11	0	0	0	2	13

## (3) 地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

#### < 目的・事業概要 >

介護保険制度の改正により地域で暮らす高齢者を、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、H18年4月に4カ所の地域包括支援センターを設置した。地域包括支援センターの主な業務は、地域で暮らす高齢者を支援するための地域やさまざまな機関とのネットワークづくり、総合相談・権利擁護事業、ケアマネジャー支援事業、介護予防ケアマネジメント事業などである。

## 地域包括支援センター設置状況

包括センター名	事業所住所	担当校区
中央地域包括支援センター	有明町2丁目3番地 長寿社会推進課内	大牟田、大正、上官、平原、白川、 中友
北部地域包括支援センター	大字手鎌1300番地42 手鎌地区公民館内	手鎌、明治、吉野、上内、倉永
東部地域包括支援センター	大字三池629番地2 三池地区公民館内	三池、銀水、羽山台、高取
南部地域包括支援センター	馬込町1丁目20番地1 駛馬地区公民館内	みなと、駛馬北、駛馬南、 笹原、天領、天道、玉川

## 地域とのネットワークづくり

地域資源やニーズを把握するため、民生委員・児童委員協議会や校区公民館連絡協議会などの会議や地域の行事などに参加した。特に民生委員・児童委員協議会へは、役員会・校区会長会ばかりでなく、各校区の会議へ出向き、連携強化をはたらきかけた。また、「徘徊模擬訓練」、「もの忘れ相談検診」に参加し、認知症や高齢者の見守り等について、取組みを継続している。この他、定期的に「地域包括だより」を発行し、市民啓発を行った。

## 総合相談支援・権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待などさまざまな相談について下記のとおり対応した。そのほか、認知症などで判断力が不十分な人の権利と財産を守るために成年後見制度に関する相談に対応するとともに、申立てる人がいない場合の市長申立てなどを行った。

## <実 績>

相談件数 4月～3月)

	中央地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	東部地域包括 支援センター	南部地域包括 支援センター	総計
介護保険	131	112	190	144	577
認知症	79	52	64	64	259
医療・疾病	52	38	59	62	211
権利擁護・虐待	55	32	11	34	132
施設	29	25	9	18	81
障害福祉	7	4	4	18	33
CM支援	38	30	32	49	149
予防	10	7	24	11	52
生活全般	41	9	27	19	96
その他	93	45	15	28	181
計	535	354	435	447	1,771

## 虐待に対する対応

虐待の通報 届出 件数	36件
うち虐待として対応した件数	20件
うちやむを得ない措置	0件
緊急保護	5件

虐待の内容（重複あり）

身体的虐待	13件
介護・世話の放棄・放任	8件
心理的虐待	6件
性的虐待	0件
経済的虐待	5件

成年後見制度市長申立て

申立て済	6件
後見等開始	5件

**ケアマネジメント支援事業**

ケアマネジメントの質の向上とケアマネジャーの資質・専門性の向上のため、平成23年度も、医療と介護の連携をテーマに意見交換会を行った。意見交換会を通じて連携推進のために必要な共通理解・相互理解がより進んだ。

各地域包括の主任ケアマネジャーが大牟田市介護支援専門員連絡協議会の部員となり、共通研修（フォローアップ全体研修）基礎研修、熟達研修中級編（スーパービジョン研修）の各研修の企画・運営に主体的に関与した。そのほか「介護支援専門員育成研修のあり方検討会」、「ケアマネ支援事業あり方検討会」、「施設ケアマネジメントのあり方検討会」に積極的に参加した。研修は、研鑽の場にとどまらず、ケアマネジャー同士が気軽にコミュニケーションをとり、お互いが抱えている悩みや処遇困難事例を相談できるような「場」としても活用した。

**介護予防ケアマネジメント**

ア．予防給付（要支援1・2プラン作成状況）

介護予防サービスにかかる要支援1・2と認定された人に対する介護予防プランを地域包括支援センターにおいて作成した。また、地域包括支援センターの出先機関（サブセンター）として位置づけた介護・予防相談センターと連携し、増加する作成件数に対応することにより効果的な事業の推進を図った。

要支援1・2プラン作成件数

（単位：件）

			中央地域包括支援センター	北部地域包括支援センター	東部地域包括支援センター	南部地域包括支援センター	合計件数
委託	居宅	新規	89	73	73	101	336
		初回	6	1	15	5	27
		継続	1,679	1,523	1,807	2,004	7,013
直営	包括	新規	30	16	33	8	87
		初回	4	1	11	1	17
		継続	983	597	923	634	3,137
	サブセンター	新規	102	65	56	74	297
		初回	10	9	7	14	40
		継続	1,840	1,860	1,615	2,740	8,055
合計			4,743	4,145	4,540	5,581	19,009

イ．二次予防事業対象者（いきいきシニア）把握事業（日常生活圏域ニーズ調査）

本市に居住する77歳以上85歳未満の人（要介護3・4・5の認定を受けている人は除く）10,292人に平成24年度から実施予定であった日常生活圏域ニーズ調査を実施し、7,941人の回答があった。平成24年度に調査票を分析し、二次予防事業対象者（いきいきシニア）を把握することとしている。

### 大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営にあたり、中立性、公正性を確保するとともに、センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターから提出された事業計画・事業報告、収支予算・決算等により、適正に運営がなされているかについて確認を行っている。

#### <実績>

区分	年度	21	22	23
	開催回数		5	4

#### 平成23年度開催状況

	期 日	内 容
第1回	H23年6月2日	平成22年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について ほか
第2回	H23年8月2日	大牟田市地域包括支援センターのあり方について ほか
第3回	H23年9月9日	大牟田市地域包括支援センターのあり方について ほか
第4回	H23年10月3日	大牟田市地域包括支援センターのあり方について ほか
第5回	H23年12月9日	平成23年度地域包括支援センター事業実施報告(8~10月)について ほか
第6回	H24年3月22日	地域包括支援センター事業計画(案)について 地域包括支援センター予算計画(案)について 専門部会設置に伴う要綱改正について

#### (4)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

#### <目的・事業概要>

地域包括支援センターと連携し、地域において各種相談の受付を行うとともに、介護予防事業、高齢者福祉事業の適用にあたり、相談者、事業利用希望者等を訪問し実態調査も行った。

また、介護予防事業のうち筋力アップ教室等の開催も行った。

#### 設置状況

介護予防・相談センター名	事業所住所	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9番地3	上官・平原
天光園	橘1494番地1	吉野・上内・倉永
延寿苑	歴木1807番地1291	三池・高取
サンク福木	久福木894番地	銀水・羽山台
サンフレンズ	沖田町510番地	駛馬南・笹原・天領

やぶつばき	青葉町 130 番地 2	駛馬北・天道・玉川
大牟田医師会	不知火町 2 丁目 144 番地	大牟田・大正
こもれび	中町 1 丁目 4 番地 1	手鎌・明治
済生会大牟田	田隈 810 番地	白川・中友
美さと	南船津町 1 丁目 10 番地	みなと

活動状況

年度	21	22	23
訪問調査件数(延件数)	1,807	1,662	1,621
事業費(千円)	17,163	16,498	16,156

(5) 介護予防事業及び任意事業の推進

根拠法令等	介護保険法第 115 条の 4 5	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	(介護予防事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100 (任意事業) 国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料 20/100

<目的・事業概要>

平成 18 年 4 月より施行された改正介護保険法に基づき地域支援事業が創設され、介護予防事業(二次予防事業対象者(いきいきシニア)向け、一般高齢者向け)及び任意事業に取り組んだ。

介護予防事業(二次予防事業対象者(いきいきシニア)向け事業)

要支援、要介護等の要介護認定を受けていないが、現状が継続すると要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 筋力アップ教室事業

マシントレーニングを 3 ヶ月間(25 回シリーズ)にわたり実施した。

年度	21	22	23
延利用者数	183	193	194
事業費(千円)	14,476	16,792	15,045

イ. 歯にかみ教室(口腔機能向上)事業

参加者の口腔状態を把握し、個別プログラムにより口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練などを 5 ヶ月間(10 回シリーズ×5 教室)にわたり実施した。

年度	21	22	23
延利用者数	88	114	43
事業費(千円)	4,153	4,574	1,977

ウ．介護予防通所事業

身体機能の低下、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象とし、介護予防を目的としたアクティビティ（運動、教養、趣味等の作業活動）を実施した。

区 分	年 度		
	21	22	23
延 利 用 者 数	150	122	125
事業費（千円）	9,490	8,339	8,012

エ．生活管理指導員派遣事業

在宅生活の継続を図るため、日常生活で障害になる事柄について、生活管理指導員（ヘルパー等）が自宅に訪問し指導助言を行った。

区 分	年 度		
	21	22	23
延 利 用 者 数	51	47	52
事業費（千円）	2,287	2,259	2,577

**介護予防事業(一次予防事業対象者(一般高齢者)向け事業)**

65歳以上の高齢者に対し、在宅生活等の継続や地域の交流を目的として、事業を実施した。

ア．健康づくり市民サポーター養成研修事業

介護予防事業（運動機能向上・低栄養改善・口腔機能向上等）や救急法、筋力トレーニングやストレッチの方法の研修を3ヵ月間にわたり実施し、研修修了後、筋力アップ教室や口腔ケア教室等において、指導者の補助や記録等を行うボランティアを養成した。平成16年度より養成している。

区 分	年 度		
	21	22	23
養 成 者 数	5	8	8
事業費（千円）	122	247	126

イ．よかば～い体操普及事業

<巡回教室・体験教室>

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識付けと機能の維持・向上を図った。

区 分	22		23	
	巡回教室	体験教室	巡回教室	体験教室
延 実 施 回 数	382	659	410	842
延 利 用 者 数	5,821	7,625	4,564	8,392
事業費（千円）	3,662	6,249	5,917	8,121

<指導者養成事業>

地域交流施設や地域の団体等で「よかば～い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成した。

区 分	年 度		
	21	22	23
養 成 者 数	28	50	18
事業費（千円）	173	264	156

ウ．歯にかみ巡回教室

地域に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能高めるトレーニング法について啓発、指導し、口

腔機能等の維持・向上を図った。平成21年度より1回教室、平成23年度より3回教室を実施した。

区 分	年 度	21	22	23	
		1回教室	1回教室	1回教室	3回教室
延 実 施 回 数		28	33	19	13
延 利 用 者 数		515	513	323	427
事業費(千円)		252	309	825	

エ．介護予防地域活動組織支援事業(いきいきクラブ)

ボランティア主導型の健康づくりやレクリエーション等を地域及び保健所において実施した。平成23年度をもって廃止した。

区 分	年 度	21	22	23
利 用 者 数		224	254	289
事業費(千円)		470	480	581

オ．老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防に資する運動に係る大会や教養講座等を開催した。

区 分	年 度	21	22	23
事業費(千円)		3,593	3,590	3,631

**任意事業**

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア．自立支援配食サービス事業

ひとり暮らしの人や高齢者世帯のみの世帯の人で、心身の状況により食事の用意が困難な高齢者を対象に、生活の自立と質を確保するとともに、安否確認も合わせて実施した。

区 分	年 度	21	22	23
延 利 用 者 数		368	293	301
総 配 食 数		42,833	39,809	35,099
事業費(千円)		6,425	5,971	5,265

イ．成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。

区 分	年 度	21	22	23
市 長 申 立 件 数		13	9	6
事業費(千円)		358	614	471

(6)介護用品給付サービス事業(紙おむつ給付)

根拠法令等	大牟田市介護用品給付サービス事業実施要綱	所 管 課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担及び費用負担の軽減を図るため、紙おむつを支給している。平成7年2月から実施している。

平成18年度からは、介護保険市町村特別給付として実施している。

区 分	年 度	21	22	23
	利用実人員		598	621
事業費(千円)		10,704	11,567	12,483

### (7) 介護費用適正化事業

根拠法令等	介護保険法第23条	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	市10/10
	ケアマネジメントサポート事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料20/100

#### <目的・事業概要>

地域密着型サービス事業所への実地指導及び福岡県（県南保健福祉環境事務所）が行う実地指導に同行し、事業所の運営状況等を把握しながら、不適正な介護サービスの提供となっていないかなどの確認を行い、必要に応じて改善・自主点検・返還を指導し、給付適正化を図る。

主任介護支援専門員、地域包括支援センター、市（保険者）で構成するサポートチームが居宅介護支援事業所を訪問し、介護支援専門員が抱える困難事例に対して、助言・指導、さらには地域における社会資源の活用など専門的な視点で提案を行い、よりよいケアの提供とともに介護給付の適正化を推進する。

### (8) 制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	国 40/100 県 20/100 市 20/100 保険料20/100

利用者の権利擁護を促進し安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

#### <目的・事業概要>

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換などに取り組んでいる。

### (9) 大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	所管課	長寿社会推進課
		負担割合	保険料(第1号被保険者)

#### <目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険会計においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間(3年間)の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い、また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第4期計画期間(平成21年度から平成23年度)の給付費は、当初の見込みを大幅に上回ったため、計6億7,332万円の基金を取り崩し、平成23年度には、福岡県財政安定化基金より2億円を借り入れた。なお、この借入金については、第5期計画期間中に返済することとなっている。

**<実績>**

平成23年度の基金異動額

(単位：円)

年度当初額	積立額	処分額	年度末基金高
620,799,241	2,120,113	340,165,728	282,753,626

**(10)制度の周知**

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『かいごほけん白書』の作成、『広報おおむた』及び市公式ホームページへの掲載等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い制度の説明や相談に応じている。

**<出前講座実績>**

講座名	年度		
	21	22	23
防ごう！高齢者虐待～こんなとき、どうする？～	0	1	1
口から始める健康づくり～お口の介護予防しませんか～		0	3
よかば～い体操で健康に！介護予防でぴんぴん・しゃんしゃん	8	4	3
地域密着型サービスで安心の生活を	1	3	0
頼りになります！地域包括支援センター	6	3	0
本市の介護保険～高齢者の暮らしを応援します！～	3	4	5
もっと活用！～わかりやすい成年後見制度～	3	1	1
認知症になっても大丈夫！～明日のあなたのために～	14	4	7
小規模な高齢者福祉施設の見学	0	1	0

**(11)相談・苦情への対応**

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

**(12)情報開示の状況**

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、平成18年度より介護予防プラン（要支援1・2）作成のための情報開示は、中央地域包括支援センターで対応している。

**<実績>**

年度	対象	内 訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
21	個人	9	4	3
	事業者	2,773	2,794	1,003
22	個人	18	12	11
	事業者	3,380	3,264	1,204
23	個人	23	19	14
	事業者	3,529	3,434	159

審査判定の経過等の開示は、平成23年6月より廃止

## 第4節 児童福祉・母子保健

### 1 次世代育成支援行動計画推進

#### (1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

##### <目的・事業内容>

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプラン」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

##### <計画の期間>

平成17年度から平成26年度までの10年間(平成21年度見直し)

##### <実績>

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

### 2 子育て支援事業

#### (1) 乳幼児医療費助成

根拠法令等	大牟田市乳幼児医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

##### <目的・事業内容>

乳幼児の医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

##### <支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校就学前の乳幼児
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 生計維持者の前年の所得が児童手当法施行令に定める額を超えていない者(3歳以上の幼児)

##### <実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
国保	対象者	1,167	1,282	1,109	1,074	1,047
	件数	9,914	12,712	17,121	17,401	18,148
	金額(千円)	26,839	29,465	36,306	41,399	45,022
社保	対象者	4,732	4,754	4,930	4,891	4,913
	件数	39,117	50,085	70,402	73,509	78,317
	金額(千円)	102,393	116,081	149,816	164,271	173,434

計	対象者	5,899	6,036	6,039	5,965	5,960
	件数	49,031	62,797	87,523	90,910	96,465
	金額(千円)	129,232	145,546	186,122	205,670	218,456

平成19年1月から3歳未満は原則として自己負担なしとする

平成20年10月から外来についても、対象者を就学前まで拡大

## (2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	被用者 国8/10,県1/10,市1/10 非被用者 国1/3,県1/3,市1/3 特例給付 国10/10 小学校修了前特例給付 国1/3,県1/3,市1/3

### < 目的・事業内容 >

手当を支給することにより、家庭における児童の生活の安定を図り、そして児童の健全育成及び資質の向上を目的とする。

### < 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 小学校修了前児童（平成18年4月から）を養育している父母等
- ・ その者の前年の所得額が制限額未満であること

### < 支給額 >

区分		月額
3歳未満		10,000円
3歳以上	第1子分	5,000円
	第2子分	5,000円
	第3子以降分	10,000円

19年4月から、3歳未満児童は一律10,000円支給。

### < 実績 >

区分		年度				
		18	19	20	21	22
被用者	受給人員(延数)	21,177	21,652	21,784	21,966	3,586
	支給額(千円)	121,710	201,140	217,840	219,660	35,860
非被用者	受給人員(延数)	7,671	7,705	7,530	7,550	1,313
	支給額(千円)	45,735	71,990	75,300	75,500	13,130
特例給付	受給人員(延数)	716	324	332	219	24
	支給額(千円)	4,065	2,975	3,320	2,190	240
被用者小学校修了前 特例給付	受給延人員(人)	69,358	73,495	72,708	71,195	12,481
	支給額(千円)	395,715	418,355	412,925	404,025	70,905
非被用者小学校修了 前特例給付	受給延人員(人)	29,515	29,842	28,080	27,439	4,993
	支給額(千円)	171,135	173,105	162,790	158,800	28,845
計	受給人員(延数)	128,437	133,018	130,434	128,369	22,397
	支給額(千円)	738,360	867,565	872,175	860,175	148,980

平成22年度については、子ども手当の創設により、22年2・3月分の2ヶ月分の支給となっている。（6月支給）

(3)子ども手当給付

根拠法令等	子ども手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合 H22.4月～ H23.9月分 H23.4月から つなぎ法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～3歳未満（被用者） 国 11/13, 県 1/13, 市 1/13</li> <li>・0歳～3歳未満（非被用者） 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39</li> <li>・3歳～小学校修了前（第1子, 第2子） 国 29/39, 県 5/39, 市 5/39</li> <li>・3歳～小学校修了前（第3子） 国 19/39, 県 10/39, 市 10/39</li> <li>・中学生 国 10/10</li> </ul>
		負担割合 （特措法） H23.10月～ H24.3月分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～3歳未満（被用者） 国 13/15, 県 1/15, 市 1/15</li> <li>・0歳～3歳未満（非被用者） 国 5/9, 県 2/9, 市 2/9</li> <li>・3歳～小学校修了前（第1子, 第2子） 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> <li>・3歳～小学校修了前（第3子） 国 5/9, 県 2/9, 市 2/9</li> <li>・中学生 国 10/10</li> <li>・特定施設入所等子ども 国 10/10</li> </ul>

<目的・事業内容>

次代を担う子供が健やかに育つことを、社会全体で応援することを目的とする。

<支給対象者>

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童（平成22年4月から）を養育している父母等

<支給額>

平成22年4月から、一律13,000円支給（H23.9月分まで）  
平成23年10月～

子どもの年齢	子ども手当月額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

<実績>

区分	年度		22	23		
				つなぎ法	特措法 (施設分含む)	計
0 } 3 歳	被用者	受給人員(延数)	18,761	15,490	7,742	23,232
		支給額(千円)	243,893	201,370	116,130	317,500
	非被用者	受給人員(延数)	6,193	4,810	2,323	7,133
		支給額(千円)	80,509	62,530	34,845	97,375
了前 小学3 学校 修了 以上	被用者	受給人員(延数)	62,568	48,945	25,282	74,227
		支給額(千円)	813,384	636,285	271,070	907,355
	非被用者	受給人員(延数)	22,789	17,995	8,373	26,368
		支給額(千円)	296,257	233,935	90,065	324,000
了前 後小学 中学校 修了	被用者	受給人員(延数)	21,929	17,324	8,843	26,167
		支給額(千円)	285,077	225,212	88,430	313,642
	非被用者	受給人員(延数)	8,832	7,107	3,115	10,222
		支給額(千円)	114,816	92,391	31,150	123,541
計		受給人員(延数)	141,072	111,671	55,678	167,349
		支給額(千円)	1,833,936	1451,723	631,690	2,083,413

(4) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

<支給対象者>

- ・ 父または母と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- ・ 公的年金を受けていないこと

<支給額>

区分	全額支給	一部支給
1人目	41,430円	41,420円～9,780円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

平成24年4月現在支給額

<実績>

年度		19	20	21	22	23	原因別			
		件数	1,644	1,627	1,624	1,691	1,682	離婚	遺棄	死亡
新法	件数	1,644	1,627	1,624	1,691	1,682	1,515	1	15	151
	支給額(千円)	775,408	772,948	752,676	759,353	787,356				
旧法	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成22年8月から父子家庭も対象となった。

(5) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

< 実 績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
措置	世帯数	(6) 71	(9) 111	(9) 106	(7) 84	(7) 83
	人員	(14) 166	(21) 248	(20) 236	(16) 192	(18) 217
措置費(千円)		11,377	21,306	20,900	22,429	25,529

( )は月平均

市が措置したもの

(大牟田市母子生活支援施設への他市からの入所は含まない。市から他市の母子生活支援施設への入所は含む)

(6) 助産施設

根拠法令等	児童福祉法第35条第3項	所管課	児童家庭課
-------	--------------	-----	-------

< 目的・事業内容 >

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

< 施設の概要 >

平成22年4月1日設置

名称	大牟田市立病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止

(7) 児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所管課	児童家庭課
-------	-----------------	-----	-------

< 目的・事業内容 >

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

< 実 績 >

内容別相談受付人数

相談内容		年度				
		19	20	21	22	23
養護相談	児童虐待	64	52	78	98	103
	その他	51	33	42	62	80
保健相談		0	0	0	0	3
障害相談		4	9	3	6	8

非行相談		0	0	7	4	2
育成相談	不登校	6	16	15	29	42
	その他	5	16	16	20	15
その他の相談		4	8	7	32	27
合計		134	134	168	251	280

#### 年齢別相談受付人数

年齢区分 \ 年度	19	20	21	22	23
未就学児（0～3歳）	41	36	37	81	87
（4～6歳）	19	16	38	48	46
小学校低学年（1～3年生）	28	27	34	40	44
高学年（4～6年生）	21	28	17	33	34
中学生（12～15歳）	20	23	29	40	53
～18歳	5	4	13	9	16
合計	134	134	168	251	280

### (8) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

#### < 目的・事業内容 >

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

#### < 構成機関 >

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

## 3 母子及び寡婦福祉

### (1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条・第14条・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県10/10

< 目的・事業内容 >

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

< 母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分) >

資金名	貸付 限度額 (千円)	利 息	19年度 貸付状況		20年度 貸付状況		21年度 貸付状況		22年度 貸付状況		23年度 貸付状況		
			件 数	金 額 (千円)									
事業開始 資金	2,830	無利子 (1.5%)											
事業継続 資金	1,420	無利子 (1.5%)											
修学 資金	高校	公立 18 私立 30	無利子	1	648	5	4,968			1	648	1	720
	高等専 門学校	公立 21 私立 32	無利子			1	1,080			2	2,976	2	2,280
	大学	公立 45 私立 54	無利子	1	3,072								
	その他	公立 45 私立 53	無利子					1	720				
修業資金	68 (460)	無利子	1	600			1	1,560					
就学支度 資金	高校等 150 大学等 370	無利子	5	1,826	7	2,595	5	1,405	1	580	6	1,150	
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.5%)											
就職支度 資金	100 (220)	無利子 (1.5%)											
技能習得 資金	68 (460)	無利子 (1.5%)	2	2,064	4	4,308							
生活資金	141 103	無利子 (1.5%)	1	309	4	5,624							
結婚資金	300	無利子 (1.5%)			1	260							
転宅資金	260	無利子 (1.5%)					1	230					
合 計			11	8,519	22	18,835	8	3,915	4	4,204	9	4,150	

貸付限度額は、平成22年4月1日現在

修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

技能習得資金の( )金額は、自動車運転免許の場合

就職支度資金の( )金額は、自動車購入の場合

修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

(2) 福岡県母子福祉協力員

< 目的・事業内容 >

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

### < 目的・事業内容 >

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

### < 支給対象者 >

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
国保	対象者	2,377	2,241	2,056	1,515	1,451
	件数	42,873	39,166	27,435	20,233	14,149
	金額(千円)	146,778	128,622	93,742	64,753	51,344
後期	対象者			1	1	0
	件数			1	6	-1
	金額(千円)			1	9	-4
社保	対象者	2,167	1,985	2,070	2,094	2,124
	件数	24,601	22,778	18,737	19,217	18,813
	金額(千円)	77,310	65,938	57,394	59,638	54,699
計	対象者	4,544	4,226	4,127	3,610	3,575
	件数	67,474	61,944	46,173	39,456	32,961
	金額(千円)	224,088	194,560	151,137	124,400	106,039

平成20年10月から対象者を父子家庭まで拡大

平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外(平成22年9月末まで経過措置)

### (4) 高等職業訓練促進給付事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/2 県1/4市1/4 (ただし、一部別割合あり)

### < 目的・事業内容 >

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成17年度から実施したものの。

平成21年3月から支給対象期間の延長が図られた。(最長12か月 最長18か月)

平成21年6月から支給対象枠の拡張が図られた。(修業期間の後半1/2 修業期間の全期間。ただし、平成24年度に入学した者は支給上限が3年となる。)

### < 対象資格 >

- ・ 看護師(准看護師を含む)
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

<実績>

区分	年度	19	20	21	22	23
准看護師		1	3	19	14	17
看護師		3	2	3	4	2
介護福祉士						
保育士						
理学療法士			1	1		
作業療法士						1
給付者合計		4	6	23	18	20
事業費 (千円)		4,532	5,047	27,121	25,030	28,173
給付者のうち卒業者数 (人)		4	5	12	9	8
給付者のうち資格取得者 (人)		4	5	11	9	8
給付者のうち就職者 (人)		4	5	10	9	7

4 保育事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実績>

区分	年度	19	20	21	22	23
区分	保育所数	22	22	22	22	22
	定員	2,240	2,240	2,230	2,210	2,220
	公立	170	170	170	170	170
	私立	2,070	2,070	2,060	2,040	2,050
公立	人員	(159) 1,909	(164) 1,968	(149) 1,784	(171) 2,054	169 2,029
	人員	(2,151) 25,811	(2,131) 25,575	(2,093) 25,112	(2,033) 24,392	(2,080) 24,962
	委託費(千円)	1,767,147	1,767,770	1,744,422	1,728,567	1,796,705
管外	人員	(60) 714	(64) 762	(47) 569	(45) 542	(42) 504
	委託費(千円)	52,413	53,541	35,307	37,743	35,441
合計	人員	(2,370) 28,434	(2,359) 28,305	(2,289) 27,465	(2,249) 26,988	(2,291) 27,495
	委託費(千円)	1,819,560	1,821,311	1,779,729	1,766,310	1,832,146

( ) は月平均

## (2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金 交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分) 国 1/3 県 1/3 市 1/3

### < 目的・事業内容 >

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児保育実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

### < 保育所実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
保育所養護児 (障害児)保育	実施施設数	13	11	11	6	6
	児童数	20	18	22	16	15
	事業費(千円)	13,234	11,099	10,219	5,665	5,962

保育所養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については私立保育所分のみ計上。(養護児保育審査会報酬も含む。)

### < 学童実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
学童養護児(障 害児)保育	実施施設数	7	7	7	5	5
	児童数	10	9	12	11	11
	事業費(千円)	7,623	7,305	7,782	6,035	5,955

## (3) 一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

平成22年度より交付金化のため、国 1/2 市 1/2 相当

### < 目的・事業内容 >

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

### < 実 績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
一 時 預 か り	実施施設数	9	7	5	4	4
	児童数	(45) 4,828	(40) 3,320	(27) 1,637	(21) 990	(22) 1,037
	事業費(千円)	8,370	5,670	2,970	4,200	4,200

( )は、1か所当たり月平均。

#### (4) 延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

平成22年度より補助金化のため国1/3 県1/3 市1/3

##### < 目的・事業内容 >

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

##### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
延長保育促進	実施施設数	6	6	6	5	6
	児童数(月平均)	174	184	176	153	181
	事業費(千円)	8,200	8,200	8,400	7,000	8,010

児童数(月平均) は、実利用児童数の平均。

#### (5) つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(フレンズピアおおむた2階)	負担割合	国1/2 市1/2相当

平成22年度より交付金化のため、国1/2 市1/2相当

##### < 目的・事業内容 >

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設(フレンズピアおおむた)の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。

##### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
登録組数(組)	(53)	(53)	(54)	(57)	(55)	
	641	633	645	682	654	
利用組数(組)	(392)	(361)	(356)	(377)	(294)	
	4,698	4,331	4,275	4,524	3,525	
利用人数(人)	(893)	(815)	(798)	(847)	(682)	
	10,716	9,780	9,573	10,164	8,179	
講座開催回数(回)	12	13	13	13	12	
講座参加人数(人)	317	370	403	381	314	
子育て相談数(件)	97	182	214	226	214	

リズム遊び開催数(回)	35	36	36	36	24
リズム遊び参加数(組)	721	767	750	716	389
子育てサポーター登録数(人)	-	-	-	7	17
子育てサポーター活動件数(回)	-	-	-	177	209
事業費(千円)	3,592	3,443	3,374	3,468	3,371

( )は、月平均。

### (6) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・子育て支援担当	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

平成17年度より交付金化のため、国1/2、市1/2相当。

#### < 目的・事業内容 >

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

#### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
ショートステイ事業	利用者数	6	4	2	1	2
	延日数	25	30	7	4	9
	事業費(千円)	121	238	25	11	60
トワイライトステイ事業	利用者数	4	18	2	4	6
	延日数	6	33	2	11	9
	事業費(千円)	13	86	4	29	24

### (7) 病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

#### < 目的・事業内容 >

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

#### < 対象者 >

生後2ヵ月から小学3年生まで

#### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
利用児童数(月平均・人)		277(23)	236(20)	234(20)	327(27)	294(25)
事業費(千円)		4,234	4,247	4,183	4,373	4,300

(8)ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国 1/2 市 1/2 相当

< 目的・事業内容 >

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

< 会 員 >

次の各号のすべてに該当する者

- ・ 市内に居住する者
- ・ 援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・ 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・ 援助会員は講習会等を受講した者

< 実 績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
会員数	837	829	846	823	890
活動数(月平均)件	1,132(94)	730(61)	503(42)	954(80)	995(83)
事業費(千円)	4,290	4,284	4,284	4,284	4,284

平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(9)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは児童家庭課	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

< 目的・事業内容 >

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

< 対象児童 >

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

< 実 績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
三池学童保育所	月平均	41	42	41	41	33
	延人員	496	509	491	487	398
高取学童保育所	月平均	29	30	21	22	21
	延人員	345	358	258	266	256

中友学童保育所	月平均	40	24	29	26	21
	延人員	472	282	345	311	256
みなと学童保育所	月平均	36	42	36	30	33
	延人員	434	498	433	361	389
白川学童保育所	月平均	41	41	38	42	45
	延人員	494	495	462	508	541
銀水学童保育所	月平均	43	41	37	45	38
	延人員	511	497	442	540	456
吉野学童保育所	月平均	43	43	47	54	52
	延人員	510	517	560	654	620
笹原学童保育所	月平均	29	31	31	30	34
	延人員	352	374	373	358	411
大牟田学童保育所	月平均	42	42	44	40	43
	延人員	509	501	528	485	520
手鎌学童保育所	月平均	53	51	44	44	52
	延人員	630	613	523	527	624
駿馬北学童保育所	月平均	28	29	37	38	27
	延人員	340	348	440	454	324
羽山台学童保育所	月平均	38	42	43	45	43
	延人員	459	507	518	542	519
明治学童保育所	月平均	21	30	27	30	31
	延人員	254	356	329	359	374
大正学童保育所	月平均		40	44	44	46
	延人員		478	532	527	549
倉永学童クラブ	月平均	-	-	19	21	21
	延人員	-	-	225	247	250
平原学童クラブ	月平均			-	9	13
	延人員			-	110	155
天領学童クラブ	月平均					18
	延人員					214
計	月平均	484	528	538	561	571
	延人員	5,806	6,333	6,459	6,736	6,856
定員		520	560	600	640	680
事業費 (千円)		53,205	54,175	58,890	62,480	71,889

平成 10 年 7 月 1 日 白川学童保育所開所  
 平成 12 年 4 月 1 日 銀水、吉野学童保育所開所  
 平成 14 年 4 月 1 日 笹原学童保育所開所  
 平成 15 年 7 月 10 日 大牟田学童保育所開所  
 平成 16 年 4 月 1 日 手鎌学童保育所開所  
 平成 17 年 4 月 1 日 駿馬北学童保育所開所  
 平成 18 年 4 月 1 日 羽山台学童保育所開所  
 平成 19 年 4 月 1 日 明治学童保育所開所  
 平成 20 年 4 月 1 日 大正学童保育所開所  
 平成 21 年 4 月 1 日 倉永学童クラブ開所  
 平成 22 年 4 月 1 日 平原学童クラブ開所  
 平成 23 年 4 月 1 日 天領学童クラブ開所

## 5 母子医療事業

### (1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

#### < 目的・事業内容 >

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

#### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
新規申請者数		13	13	30	19	26
出生時 体重	1,000g以下	1	2	4	2	7
	1,001～1,500g	4	3	9	3	7
	1,501～1,800g	5	5	8	2	5
	1,801～2,000g	3	2	6	9	3
	2,000g以上	0	1	3	3	4

### (2) 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)及び糖尿病等の妊産婦の経済的負担を軽減し早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以内の世帯に属するものが対象となる。

#### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
申請者数		0	0	0	0	0

### (3) 育成医療

根拠法令等	児童福祉法 第20条(H18.3.31まで) 障害者自立支援法 第58条(H18.4.1から) 福岡県育成医療給付実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

#### < 目的・事業内容 >

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
申請件数		35	35	31	31	32
給付内訳	肢体不自由	2	6	4	4	6
	視覚障害	0	1	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	3	1	0	1	2
	音声・言語・そしゃく機能障害	15	18	14	14	14
	心臓機能障害	9	5	5	6	6
	腎臓機能障害	0	0	0	0	0
	その他	6	4	4	6	4

(4)小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

小児慢性疾患のうち、特定疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減を図る。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

区分		年度									
		19		20		21		22		23	
		新規	継続								
申請件数		19	77	13	78	17	70	26	65	21	71
給付内訳	悪性新生物	3	21	5	21	4	17	7	14	6	17
	慢性腎疾患	0	3	0	3	0	3	3	3	1	4
	慢性呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	慢性心疾患	3	2	0	3	2	2	1	2	1	3
	内分泌疾患	8	23	1	23	3	21	3	18	5	16
	膠原病	0	4	2	4	1	4	3	3	1	4
	糖尿病	3	10	1	10	1	6	2	5	2	7
	先天性代謝異常	0	4	2	4	0	6	2	6	2	3
	血友病等血液免疫疾患	1	6	2	6	4	8	1	12	3	11
	神経・筋疾患	1	2	0	2	1	2	3	0	0	3
慢性消化器疾患	0	2	0	2	1	1	0	2	0	2	

(5)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みの軽減を図るため、平成16年4月より開始された。19年4月より、助成期間が2年から5年に延長され、また、年度中の申請が1回から2回へと拡充された。23年4月より、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度とし通算5年度ま

で申請可。(ただし、通算10回まで)  
 治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。  
 実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

**<実績>**

年度 区分	19	20	21	22	23
申請者数	40	56	60	45	45

## 6 母子健康診査事業

### (1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査助成金 交付要領	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成20年度までは市10/10 平成21年度以降は14回のうち 5回目までは市10/10、6回目以 降の9回分は国1/2 市1/2

**<目的・事業内容>**

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。  
 平成20年度までは2回分の妊婦健康診査補助券を交付。平成21年度からは14回分を交付。  
 平成21年度から妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、補助金を交付している。

**<実績>**

年度		19	20	21	22	23
委託医療機関	延受診回数	1,735	2,096	10,977	11,404	9,936
	委託料(千円)	11,642	16,769	76,645	78,334	69,110
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数			97	144	118
	補助金(千円)			507	752	630

### (2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12・13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所管課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市10/10

**<目的・事業内容>**

乳幼児健康診査(4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)を実施し、乳幼児の健康増進を図る。  
 すべての乳幼児健康診査を医療機関に委託している。

<実績>

区分		年度					
		19	20	21	22	23	
乳児	4か月児 健康診査	対象人員	954	875	938	932	843
		受診実人員	939	870	928	899	804
	10か月児 健康診査	対象人員	964	917	883	889	944
		受診実人員	919	878	828	828	866
	精密検査数		22	19	14	15	17
委託料(千円)		6,914	6,453	6,443	6,603	6,528	
幼児	1歳6か月児 健康診査	対象人員	892	975	867	940	919
		受診実人員	851	929	827	861	819
		精密検査数	10	12	10	2	11
		委託料(千円)	4,193	4,585	4,040	4,599	4,289
	3歳児 健康診査	対象人員	928	857	961	914	888
		受診実人員	854	766	873	803	751
		精密検査数	16	15	16	14	6
		委託料(千円)	3,647	3,267	3,761	3,712	3,458

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

<実績>

受診者数(延)

区分		年度				
		19	20	21	22	23
発達クリニック		125	125	135	113	120
ことばとこころの相談		161	148	138	124	123

7 母子保健指導事業

(1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条・15条・16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所、その他	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

<実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
妊 婦	妊娠届出数	895	972	993	916	837
	実人数	997	1,019	1,035	987	915
	延人数	998	1,097	1,192	1,050	971
産 婦	実人数	667	600	132	280	232
	延人数	733	687	444	519	432
乳 児	実人数	1,274	943	990	989	896
	健診の事後指導 (再掲)	226	250	215	150	143
	延人数	1,984	1,924	1,662	1,669	1,447
幼 児	実人数	556	451	469	479	430
	健診の事後指導 (再掲)	248	107	100	61	132
	延人数	691	721	815	811	885
その他	実人数	10	79	104	83	91
	延人数	10	133	270	248	260
電話相談	延人数	1,071	1,070	889	745	819

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条・10条	所 管 課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所ほか	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション・沐浴実習などを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と母親が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・親と子のきずな講座「おっぱい教室」：妊婦、授乳中・乳幼児期の両親が対象。母乳育児の大切さや楽しい育児についての話を行う。平成21年度から休止。
- ・ベビーマッサージ教室：生後5か月までの乳児と母親が対象。マッサージを通じて、免疫力の向上・触れ合いによる母子の心の安らぎを図る。平成17年度から実施。平成21年度から休止。
- ・出前講座：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

<実績>

年度		19	20	21	22	23
区分						
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	94	101	98	106	86
ママのほっと スペース	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	252	293	287	332	144
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	662	703	499	565	526
親と子のきずな講座 「おっばい教室」	回数	6	6			
	参加人数	245	211			
ベビーマッサージ 教室	回数	4	3			
	参加人数	218	132			
出前講座	回数	5	5	6	4	4
	参加人数	100	208	89	113	137

(3)訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11・17・19条	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

家庭訪問を行い、共に考え支援することにより、育児不安の解消や家族の子への関わり方の改善を目的とする。

妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対し、本人または家族・各種健診・相談事業・関連機関、団体などから要請があったものや、必要と思われる場合に家庭訪問を行う。

産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）の訪問は、平成15年4月より福岡県助産師会筑後地区に委託して実施している。妊婦の訪問は平成17年10月から実施している。

乳幼児健診の未受診者は嘱託職員が訪問している。

<実績>

年度		19	20	21	22	23
区分						
妊婦	実人員	8	13	13	4	8
	延人員	9	18	26	11	11
産婦	実人員	553	544	591	570	531
	延人員	609	631	695	635	623
新生児 (未熟児を除く)	実人員	542	532	551	543	488
	延人員	578	574	586	564	523
未熟児	実人員	7	15	29	23	23
	延人員	7	23	36	26	30
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	81	43	63	35	63
	延人員	116	104	134	74	119
幼児	実人員	295	350	358	264	266
	延人員	383	452	558	507	455
その他	実人員	23	62	28	13	35
	延人員	45	139	82	38	64

上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

## 8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

### (1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法第10・12・13条 歯科口腔保健の推進に関する法律第7条、8条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

#### <目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児・3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

#### <実績>

年度		19	20	21	22	23
1歳6か月児	対象人数	880	983	872	941	924
	実人数	749	844	741	796	776
	延人数	842	929	809	856	848
3歳児	対象人数	936	862	980	920	891
	実人数	762	649	749	737	699
幼児よい歯教室	実人数		150	138		

「幼児のよい歯教室」は、平成20・21年度に実施。1～4歳児を対象に歯科健康診査及び歯科保健指導、フッ化物塗布を実施した。

### (2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法第13条 健康増進法第4・7条 地域保健法第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律第7条、8条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

#### <事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育および歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

#### <実績>

年度	19	20	21	22	23
妊婦歯科健康相談	811	841	827	830	724
乳幼児の歯育て教室				101	86
個別相談	97	132	127	111	100
歯科健康教育	49	38	20	11	18
フッ化物塗布	1,676	1,261	1,065	1,104	1,132
その他	1,489	1,440	1,315	1,198	1,290

フッ化物塗布は1歳児(平成19年度まで)・1歳6か月児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。

その他は「みんなの健康展」における歯磨き指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。「乳幼児の歯育て教室」を平成22年度より実施。

## 第5節 障害者（児）保健・福祉

### 1 障害者手帳

#### (1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

#### <目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

#### <対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

#### <実績>

身体障害者手帳交付の状況

(平成24年3月31日現在)

区分		等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害		319	305	44	72	71	68	880
聴覚平衡機能障害		61	170	96	101	6	240	674
音声言語そしゃく機能障害		26	11	50	35		-	122
肢体不自由		827	1,011	659	858	445	183	3,983
内部障害	心臓	767	7	314	324	-	-	1,412
	じん臓	390	3	2	2	-	-	397
	呼吸器	32	0	41	24	-	-	97
	ぼうこう・直腸	6	1	11	193	-	-	211
	小腸	1	-	2	-	-	-	3
	免疫	3	1	1	-	-	-	5
	肝臓	9	2	1	-	-	-	12
	小計	1,208	14	372	543	-	-	2,137
合計		2,442	1,511	1,221	1,609	522	484	7,796

等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

身体障害者手帳登録者の推移

(各年度末現在)

区分		年度				
		19	20	21	22	23
視覚障害		1,014	979	956	983	880
聴覚平衡機能障害		672	698	702	751	674
音声言語そしゃく機能障害		121	123	121	139	122
肢体不自由		3,998	4,108	4,261	4,383	3,983
内部障害	心臓	1,501	1,169	1,364	1,437	1,412
	じん臓	420	346	379	415	397
	呼吸器	155	154	161	146	97
	ぼうこう・直腸	232	188	216	265	211
	小腸	4	4	5	3	3
	免疫	6	2	3	5	5
	肝臓	-	-	-	7	12
	小計	2,318	1,863	2,128	2,278	2,137
合計		7,933	8,135	8,358	8,534	7,796

## (2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

### <目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

### <実績>

（各年度末現在）

年度	19	20	21	22	23
区分					
A（最重度・重度）	520	527	552	598	610
B（中度・軽度）	423	453	489	512	549
計	943	980	1,041	1,110	1,159

## (3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	

### <目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

### <実績>

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
21	1級	50	43	93
	2級	247	217	464
	3級	86	54	140
	計	383	314	697
22	1級	52	46	98
	2級	282	248	530
	3級	88	72	160
	計	422	366	788
23	1級	56	45	101
	2級	278	260	538
	3級	86	67	153
	計	420	372	792

精神障害者在院患者数

（各年度末現在）

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
19	1,136	5	358	773	2,142
20	1,141	5	382	754	2,131
21	1,151	3	374	774	2,161
22	1,141	2	360	779	2,320
23	1,150	2	353	795	2,154

(4)福祉制度一覧表(1)

制 度	公 共 料 金 等 の 割 引										日常生活の援助							
	タクシー 料 金		鉄道運賃 割 引		バ ス 運 賃	国 内 航 空	NHK 受信料		電 話 番 号 無 料 案 内	有 料 道 路	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 生 活 支 援 事 業	郵 便 不 在 者 投 票	住 宅 改 造 費 助 成
	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引	第 一 種	第 二 種			全 額 免 除	半 額 免 除										
視 覚	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
聴 覚 ・ 平 衡	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
音 声 言 語	3																	
	4																	
肢 体 不 自 由	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
内 部	1																	
	3																	
	4																	
知 的 障 害	A																	
	B																	
精 神	1																	
	2																	
	3																	

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	制 度	社会参加		税金			手当等					医療							
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除	自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療制度
															更生医療	精神通院医療	育成医療		
視 覚	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
聴覚・ 平衡	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
音声語	3																		
	4																		
肢体不 自由	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
内 部	1																		
	3																		
	4																		
知的 障害	A																		
	B																		
精 神	1																		
	2																		
	3																		

..... 対象      ..... 状況により対象

## 2 障害者福祉施策

### (1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

#### < 目的・事業内容 >

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

#### < 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
認定件数	101	142	334	190	337
審査会開催回数	14/年	14/年	20/年	13/年	20/年

### (2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4

#### < 目的・事業内容 >

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

#### < 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
ホームヘルプ	利用回数(延)	37,421	45,476	58,098	58,098	67,009
	事業費(千円)	114,717	127,418	208,715	208,715	247,298
短期入所	利用日数(延)	696	644	599	599	930
	事業費(千円)	5,461	4,443	5,038	5,038	8,337
重度訪問介護	利用時間(延)	1,969	2,323	3,000	3,000	3,174
	事業費(千円)	3,016	4,152	6,033	6,033	7,136
児童デイサービス	利用回数(延)	1,926	1,422	1,337	1,337	2,390
	事業費(千円)	6,205	6,343	9,915	9,915	18,634
療養介護	利用人数(延)	30	36	63	63	68
	事業費(千円)	6,246	7,762	16,778	16,778	17,739
療養介護医療	利用人数(延)	30	36	63	63	68
	事業費(千円)	2,151	2,222	3,933	3,933	3,606
生活介護	利用回数(延)	7,374	12,533	28,228	28,228	49,006
	事業費(千円)	46,788	91,412	294,799	294,799	453,195
施設入所支援	利用人数(延)	269	388	1,080	1,080	1,886
	事業費(千円)	16,010	23,567	105,069	105,069	163,876
ケアホーム	利用人数(延)	53	98	202	202	288
	事業費(千円)	4,611	7,570	19,519	19,519	29,009
旧法施設支援	利用人数(延)	3,637	3,851	2,779	2,779	1,806
	事業費(千円)	782,895	765,535	556,717	556,717	354,337

### (3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

#### < 目的・事業内容 >

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

#### < 実績 >

区分		年度	19	20	21	22	23
自立訓練	利用回数 (延)		424	434	960	1,151	1,196
	事業費 (千円)		2,998	1,964	5,594	6,142	7,632
就労移行支援	利用回数 (延)		3,030	3,554	5,473	6,184	7,799
	事業費 (千円)		20,946	27,411	44,982	52,672	66,387
就労継続支援	利用回数 (延)		7,744	8,569	16,723	21,600	29,516
	事業費 (千円)		31,597	43,411	110,702	145,285	196,038
グループホーム	利用人数 (延)		249	269	225	220	265
	事業費 (千円)		15,317	12,952	12,596	13,898	16,513

平成18年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

### (4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

#### < 目的・事業内容 >

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

#### < 施設概要 >

(平成24年3月31日現在)

種別		決定数(人)	利用施設数
新法	施設入所支援	222	54 施設
	ケアホーム	31	18 施設
	グループホーム	26	20 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	0	0 施設
	身体障害者入所授産施設	0	0 施設
	身体障害者入所療護施設	0	0 施設
	知的障害者入所更生施設	14	6 施設
	知的障害者入所授産施設	8	2 施設
	知的障害者通勤寮	0	0 施設
合計		340	100 施設

### (5) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

< 目的・事業内容 >

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

< 実 績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
補聴器	交付件数	41	51	37	41	47
	修理件数	16	13	15	13	18
	金額(千円)	2,557	3,326	2,128	2,865	3,312
義肢	交付件数	11	5	16	6	13
	修理件数	15	14	14	15	12
	金額(千円)	5,064	2,852	6,236	3,515	7,063
車椅子	交付件数	26	21	22	25	25
	修理件数	72	58	42	53	38
	金額(千円)	6,203	5,419	4,302	6,412	5,863
装具	交付件数	52	43	34	38	33
	修理件数	15	16	7	14	17
	金額(千円)	3,175	3,383	2,368	4,885	3,662
安全杖	交付件数	21	16	17	20	17
	修理件数	1	0	0	0	0
	金額(千円)	83	63	70	79	68
その他	交付件数	20	164	23	22	20
	修理件数	6	13	37	21	26
	金額(千円)	2,081	2,588	4,859	4,664	4,336
計	交付件数	171	300	149	152	155
	修理件数	125	114	115	116	111
	金額(千円)	19,163	17,631	19,963	22,420	24,304

平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(6) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

< 目的・事業内容 >

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

< 実 績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
じん臓	件数	2,929	3,489	3,221	4,142	4,628
	金額(千円)	201,356	216,550	236,614	251,377	284,478
心臓	件数	220	159	119	155	111
	金額(千円)	44,704	21,592	19,575	38,657	18,042

その他	件数	27	89	27	75	80
	金額(千円)	4,389	6,580	3,083	6,958	10,918
計	件数	3,176	3,737	3,367	4,372	4,819
	金額(千円)	250,449	244,722	259,272	296,992	313,438

### (7) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

#### < 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
利用件数(延数)	17,492	17,361	11,278	13,353	12,858
事業費(千円)	25,000	23,750	21,375	20,309	20,309
事業所数	4	4	4	4	4

平成18年10月から実施。

### (8) 移動支援事業

#### 移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

#### < 目的・事業内容 >

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

#### < 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
延利用時間	12,455	15,081	19,127	21,417	20,077
事業費(千円)	28,106	31,356	42,070	49,184	48,435

平成18年10月から実施

#### 身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用時間	393	368	312	267	246
事業費 (千円)	511	478	406	347	320

(9) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実績>

要約筆記奉仕員派遣事業

年度	19	20	21	22	23
区分					
延派遣回数	8	11	24	8	12
事業費 (千円)	120	129	105	94	58

手話奉仕員派遣事業

年度	19	20	21	22	23
区分					
延派遣回数	193	173	121	163	238
事業費 (千円)	855	806	359	321	449

手話通訳者配置事業

年度	19	20	21	22	23
区分					
延配置時間	311	298	1085.5	1094.5	1,099.5
事業費 (千円)	559	536	1,092	1,099	1,107.5

(10) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分(市 10/10), 機能強化事業分(国 1/2, 県 1/4, 市 1/4)

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績型>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用回数(延登録者数)	5,871	13,841	17,757	21,334	25,059
事業費(千円)	20,800	20,800	18,720	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

<実績型>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用回数(延登録者数)	4,101	4,532	4,840	5,115	4,952
事業費(千円)	23,600	23,600	17,700	17,700	17,700
事業所数	4	4	3	3	3

(11) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者(児)等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

(単位:件)

年度	19	20	21	22	23
区分					
特殊寝台	1	5	2	6	5
盲人用時計	9	7	6	8	7
視覚障害者用ポータブルレコーダー	5	3	1	11	7
入浴補助用具	7	5	5	8	2
聴覚障害者用屋内信号装置	2	2	3	1	8
聴覚障害者用通信装置	6	2	2	4	4
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,365	2,480	2,495	2,393	2,662
その他	52	50	37	48	51
合計	2,447	2,554	2,551	2,479	2,746

平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ(一本つえのみ)・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(12) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用回数	4,738	6,099	5,924	5,418	5,062
事業費(千円)	11,581	14,769	14,394	13,675	12,925

平成18年10月から実施

**(13)福祉ホーム事業**

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

**<目的・事業内容>**

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

**<実績>**

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
延利用回数	43	46	55	48	48
事業費 (千円)	1,280	1,369	1,638	1,736	1,838

**(14)社会参加促進事業**

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 1/4, 市 1/4

**<目的・事業内容>**

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

**<実績>**

事業名 \ 年度	19	20	21	22	23
点訳奉仕員養成事業	202	121	160	143	143
朗読奉仕員養成事業	130	99	145	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	871	637	699	652	475
手話奉仕員養成事業	473	516	493	554	554
点字・声の広報等発行事業	507	507	508	485	483
自動車運転免許取得・改造助成事業	404	200	399	735	540
生活訓練事業	567	567	510	453	454
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	400	400	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	8	29	0	21	0
入院時生活支援事業	-	22	86	89	44
合計 (千円)	3,562	3,098	3,360	3,619	3,180

**(15)訪問入浴サービス事業**

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

**<目的・事業内容>**

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
利用件数(延数)	233	351	327	265	142
業費(千円)	2,054	3,088	2,862	2,378	1,268

(16) 更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
利用件数(延人数)	145	113	76	77	86
事業費(千円)	551	389	219	251	248

(17) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
相談延べ件数	56	23	36	33	41

(18) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
1日平均利用件数(人)	5	5	6	5	6
実施日数(日)	218	242	242	243	244

延べ配食数	848	936	920	815	990
事業費 (千円)	128	141	138	122	149

(19)福祉タクシー料金助成事業

平成3年10月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部(基本料金)を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
交付人員	373	363	347	352	328
交付延枚数	8,696	6,372	3,993	3,869	3,744
利用延枚数	7,059	5,205	3,288	2,965	3,022
事業費 (千円)	4,023	3,277	2,035	1,836	1,870

(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 10/10 市 10/10

<目的・事業概要>

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成21年6月～平成24年5月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
県	阿具根 富雄	54-3724		
	猪飼 久司	54-3710		
	古庄 和秀	52-8164		
	大場 和正	58-7320		
	大山 暁美	53-2568		
	木上 秀夫	58-0801		
	幸田 義勝	57-8002		
	堺 盛芳	58-3082		
	野母 晋平	52-4418		
	蓮尾 元紀		51-3931	
	松尾 サダ子	56-1642		
	矢加部 逸雄	57-2348		H20.6～
	長井 直子	52-8655		H21.6～
	有松 由里子	54-7212		

<知的障害者相談員名簿> (任期 平成20年10月～平成23年9月)

区分	氏名	電話
県	鬼塚 賢慈	51-1158
	木村 香代子	56-4092
	増田 佳子	56-3308

(21)在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
支給人員	1	1	1	1	1
支給額(千円)	120	120	120	120	120

(22)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m <sup>2</sup>
建築面積	1,582.04 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

平成15年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

<利用状況>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
開館日数(日)	292	293	293	293	295	
利用者	障害者(人)	16,424	15,653	13,675	14,849	14,092
	その他(人)	36,307	40,252	36,891	39,255	38,549
	計(人)	52,731	55,905	50,566	54,104	52,641
障害者利用率(%)	31.1	27.9	27.0	27.4	26.7	

利用者数は、サン・アビ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

### (23)心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

#### <目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度(障害者(児)を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度)の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

#### <実績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
加入世帯数(延)	233	216	240	192	132
扶助世帯数(延)	62	60	65	36	48
扶助料(千円)	214	275	288	187	198

### (24)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

#### <目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

#### <支給対象者>

- ・市内に住所を有するもの
- ・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

#### <実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
国保	対象者	3,061	871	873	883	813
	件数	75,848	20,425	16,279	18,332	18,319
	金額(千円)	441,404	163,155	149,838	148,727	153,750
後期	対象者		2,456	2,443	2,395	2,351
	件数		63,164	51,966	53,701	51,987
	金額(千円)		290,073	228,303	229,445	217,322
社保	対象者	744	370	343	370	402
	件数	19,488	8,418	6,283	7,188	7,244
	金額(千円)	144,548	67,795	61,140	66,433	71,306
計	対象者	3,805	3,697	3,659	3,648	3,566
	件数	95,336	92,007	74,528	79,221	77,550
	金額(千円)	585,952	521,023	439,281	444,605	442,378

## (25)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

### <目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

### <支給対象者>

- ・ 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

### <実績>

区分		年度				
		19	20	21	22	23
支給人員	特別障害者手当	1,449	1,451	1,366	1,352	1,319
	障害児福祉手当	653	620	644	561	568
	福祉手当(経過措置分)	393	349	311	266	251
	計	2,495	2,420	2,321	2,179	2,138
支給額(千円)		53,354	52,298	49,850	47,639	46,507

人員は延人員

## (26)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 10/10

### <目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態(法令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

### <支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

### <実績>

(手当支給停止者を除く。平成24年3月31日現在)

年度	19	20	21	22	23
支給人員	118	124	123	133	164

特別児童扶養手当(旧法昭和46年4月1日以前認定分)は、国100%負担

### 3 精神保健福祉

#### (1) 精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所 管 課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

#### < 実 績 >

##### 精神保健相談の状況

年 度		精 神 保 健 相 談								
		実人員	延 人 員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59
21	男	67	130	8	45	9	4	1	12	51
	女	57	130	6	34	1	0	1	11	77
22	男	69	157	6	44	7	0	6	26	68
	女	53	126	8	40	2	0	2	19	55
23	男	55	181	0	114	12	0	3	12	40
	女	47	106	4	75	3	0	1	6	17

##### 精神保健訪問指導の状況

年 度		精 神 保 健 訪 問 指 導					
		実人員	延 人 員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23
21	男	32	53	2	26	1	24
	女	21	38	1	9	0	28
22	男	21	39	1	25	1	12
	女	12	17	0	8	0	9
23	男	40	95	0	30	9	56
	女	24	44	2	16	2	24

心の健康相談

年度 区分	19	20	21	22	23
相談延人員	25(2)	31(2)	25(4)	21(2)	14(4)

( )内は、酒害相談を内数で示す。

(2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

1) 精神保健福祉講演会

『「ひきこもり」これって病気?』をテーマに講演会を実施。 【参加者数】 55人

2) 精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を2回シリーズで実施。 【参加者数】 50人

3) 自殺対策緊急強化事業

普及啓発事業

「日本文化の深層心理学～潔く生きないように～」をテーマに講演会を実施。 【参加者数】 200人

「うつ病とアルコール依存症」をテーマに5地区公民館で講演会を実施。 【参加者数】 160人

対面型相談支援事業(「いのちの相談窓口」)

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 14件

(3)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者支援協議会を設置している。協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保・就労などの課題ごとにプロジェクト会議を設置、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。

## 第6節 社会・勤労者福祉

### 1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

#### (1) 戦傷病者、戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者、戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 10/10

#### <目的・事業内容>

戦傷病者、戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

#### <実績>

平成23年度は、第9回の戦没者等の遺族に対する特別甲慰金及び戦傷病者等の妻に対する第13回特別給付金の受付を行った。

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
戦傷病者関係（戦傷病者手帳交付、JR乗車券交付等）	27	13	10	5	2
特別甲慰金	138	0	42	9	13
特別給付金	6	36	17	0	8
恩給及び援護関係相談	約 900	約 650	約 600	約 500	約 500

#### (2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等		所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者のめい福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

#### <実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
戦没者数（柱）	1,889	1,793	1,699	1,606	1,522
戦災死没者数（柱）	226	211	194	190	179
遺族参加者数	496	430	392	375	354

#### (3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者に関する特別措置法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

未帰還者留守家族等援護法で、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてそ

の留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

## 2 災害弔慰金

### (1) 災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)

#### < 目的・事業内容 >

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

#### < 支給対象 >

災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、市内において 5 世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

災害援護資金の貸付対象

- ・ 県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
- ・ 「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に掲げる所得要件に該当する者

本市において、平成 19 年度から平成 23 年度までの間に災害救助法が適用される災害は発生していない。

### (2) 災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

#### < 支給対象 >

災害見舞金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本市に登録している者
- ・ 現に居住している建物が被害を受けた者

災害弔慰金の支給対象

- ・ 災害発生時において本市に居住し、原則として住民基本台帳法又は外国人登録法により、本

市に登録している者

- ・ 災害により死亡、行方不明になった者の遺族及び重傷を負った者
- ・ 条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けてないこと

**<実績>**

区分		年度				
		19	20	21	22	23
災害見舞金	支給対象世帯	14	14	13	6	10
	金額(千円)	531	527	524	245	410
災害弔慰金	支給対象者	3	1	0	1	4
	金額(千円)	230	100	0	100	400

### 3 日本赤十字社事業

平成22年度より、大牟田市社会福祉協議会に委託を行い、次の事業を推進している。

#### (1) 日本赤十字社社資募集

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

**<目的・事業内容>**

災害救護活動をはじめ医療事業・血液事業・社会福祉事業などの諸事業を実施するために必要な財政的支援基盤を強化するため、赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深め個人及び法人に支援をいただく。

毎年5月の「赤十字社増強運動月間」を中心に赤十字社員の増強と社資の募集運動を行う。

**<実績>**

区分		年度				
		19	20	21	22	23
目標額(円)		12,354,000	12,354,000	12,354,000	12,354,000	10,968,000
達成額(円)		10,270,702	10,148,894	9,802,425	9,388,593	9,474,787
達成率(%)		83.1	82.2	79.3	76	86.4

地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

#### (2) 各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

**<目的・事業内容>**

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」等の講習を広く実施している。

**<実績>**

平成23年度は、5学童保育所(三池・高取・白川・大牟田・中友)と平原学童クラブの指導員を対象に救急法の講習を実施。

### (3) 災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

#### < 目的・事業内容 >

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配布する。

#### < 実績 >

平成23年度は被災見舞い13件に救援物資を配布。

### (4) 東日本大震災等義援金受付

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

#### < 目的・事業内容 >

#### < 実績 >

災害義援金名称	義援金額（円）
平成23年7月新潟県豪雨に伴う義援金	228
平成23年7月福島県豪雨に伴う義援金	157
台風12号三重県災害義援金	1,021
和歌山県平成23年台風12号災害義援金	700
奈良県台風12号災害義援金	111
和歌山県平成23年台風12号災害義援金	32,391

災害義援金等の募集及び実績報告、報道発表等120回。義援金送金17回。

### (5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	

#### < 目的・事業内容 >

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

#### < 実績 >

区分	献血申込者数			400ml 献血者数			不適者数 (人)
	男	女	計	男	女	計	
地域	1,635	1,284	2,919	1,400	865	2,265	654
職域	1,186	401	1,587	1,091	259	1,350	237
学域	589	147	736	508	96	604	132
街頭	579	622	1,201	514	355	869	332
計	3,989	2,454	6,443	3,513	1,575	5,088	1,355

平成23年度の献血者数は前年度と比較して881人増加している。

## 4 勤労者福祉

### (1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	所管課	福祉課
相談窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

#### 派遣労働者等緊急雇用相談窓口

急速な景気後退の状況下雇用情勢の悪化に伴う派遣労働者等の解雇、雇止め等による雇用、生活等の相談に緊急相談窓口を設置し、助言や関係機関の案内を行い相談の解決に向け対応した。

#### < 対象者 >

派遣労働者等

#### < 実績 >

相談内容・件数	年度	20	21	22	23
雇用に関する事		12	31	15	5
労働に関する事		1	0	0	1
生活・融資に関する事		8	14	13	0
住宅に関する事		8	6	1	0
その他		4	5	2	0
計		33	56	31	6

#### 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐ等問題の解決に向け対応した。

#### < 対象者 >

中小企業の勤労者等

#### < 実績 >

相談内容・件数	年度	19	20	21	22	23
退職に関する事		1	1	0	1	2
解雇に関する事		4	4	3	1	1
求職に関する事		2	7	6	10	19
生活・融資に関する事		0	1	2	1	2
労働条件に関する事		4	3	2	1	10
休業補償に関する事		0	0	0	0	0
雇用保険に関する事		0	0	0	0	2
職場環境に関する事		0	1	0	2	0
その他		2	1	2	0	3
計		13	18	15	16	39

### 子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。

#### <実績>

年 度	19	20	21	22	23
相談件数	7	7	10	26	15

### 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

## (2) 雇用対策

根拠法令等		所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

### 雇用対策基金事業の実施

国の交付金を財源とした都道府県の補助による緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を実施し、離職者等の雇用の場の創出を図った。

#### <実績>

事業種別	項目	21	22	23
緊急雇用創出事業	事業実施数	16事業	18事業	12事業
	新規雇用者数(人)	76人	123人	52人
ふるさと雇用再生特別基金事業	事業実施数	4事業	4事業	3事業
	新規雇用者数(人)	8人	9人	8人

\* 緊急雇用創出事業は、21年度より実施（平成20年度からの繰越事業；8事業を含む。）

\* 新規雇用者数は、延人数（6ヶ月毎に1人のカウント）で、中途退職者も含む。

### 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田高等技術専門学校
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・大牟田市

#### <事業内容・実績>

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「12ポマト」の情報提供
- ・障害者雇用促進のための優良事業所の表彰
- ・高齢者雇用促進のため優良事業所の表彰
- ・技能功労者・青年技能優秀者の表彰
- ・子育て女性等就業相談会の開催
- ・子育て女性就職サポートセミナーの開催
- ・大牟田市・みやま地区なんでも労働相談会の開催
- ・ふるさと福祉・職場面談会（実行委員会形式）
- ・労働に関する諸情報の広報
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の共催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の共催

## 広域的雇用対策

### <事業内容・実績>

雇用の安定・雇用の創出・開発等について次の会議に出席し、検討・協議を行った。

- ・筑後地域雇用労働福祉会議

## 勤労者福祉施設の管理及び連絡調整

### <事業内容・実績>

高齢・障害・求職者雇用支援機構（旧雇用・能力開発機構）による勤労者住宅の設置目的達成のための連絡調整を行っている。なお、国の行財政改革等により、平成14年度末に産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）を、平成15年10月に大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）を譲り受け、以降本市所有施設として管理を行った。平成18年度からは民間に本施設を貸与し、平成22年度からは新たな民間事業者への貸与により、運営を続けている。高齢・障害・求職者雇用支援機構建設施設の譲渡協議については、雇用促進住宅（3宿舍）のみ継続となっている。

- ・産炭地労働者福祉施設（大牟田ハイツ本館）（昭和49年建設）
- ・大牟田勤労者野外活動施設（大牟田ハイツに併設）（昭和54年建設）
- ・雇用促進住宅宿舍駐車場
  - 白川宿舍駐車場（平成6年10月設置）
  - 小浜宿舍駐車場（平成11年7月設置）
  - 大牟田宿舍駐車場（平成12年3月取得）

### (3) 若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	県 10/10

### <目的・事業内容>

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学が困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

支給対象者は次の全てに該当する人

- ・本人若しくは保護者が市内に居住し、23年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは23年度に高等学校を中退した人
- ・要綱に掲げる専修学校等に24年4月に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
- ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
- ・次のいずれかに該当する世帯
  - 生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
- ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

市内の主な対象校

- ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
- ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
- ・専修学校麗学園 家政一般課程・洋裁本科

貸付金額及び期間

- ・入校支度金...100,000円
- ・修学資金（月額）...専門課程53,000円、その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
- ・貸付の期間は、修学年限

返還について

- ・無利息
- ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
- ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間（最長12年）

<実績>

年度	19	20	21	22	23
貸付件数・金額					
新規（件）	0	0	0	1	2
継続（件）	0	0	0	0	1
貸付金額（千円）	0	0	0	460	1,280

(4)大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課社会・勤労福祉担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

<施設概要>

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m <sup>2</sup>
建築面積	1,212.77 m <sup>2</sup>
建築延面積	3,298.80 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート3階建 （一部4階）
主な施設	中ホール（200人） 研修室（50人） 講習室（30人×2室） 会議室（30人、10人） 和室（10人×2室）
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
利用延人数（千人）	47	38	34	43	36
使用料（千円）	13,129	10,504	8,560	10,184	8,404
利用件数	1,430	1,150	872	1,082	966

## 第7節 生活保護

### 1 生活保護

#### (1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

#### <目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念にもとづき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### 生活保護の概要

##### 保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、はじめて実施される。

##### 保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助にわかれ、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果にもとづき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等に当たる。

##### 生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等にわけて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)の生活扶助基準は145,270円となる。(平成23年4月1日改正：対前年度比100.0%)

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達にもとづき行う。

##### 生活保護の動向

###### これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、以後51年度までは減少（年度により横ばい、または微減）の傾向を示していたが、長引く経済不況の影響を受け、昭和52年度から微増の傾向に転じ、とくに昭和57年度から60年度にかけて急増した。その後、昭和61年度以降は減少傾向が続いた。しかし、平成9年3月に本市の基幹産業である三池炭鉱が閉山し、社会、経済情勢は一層厳しい状況となり、平成9年度中期から平成15年度までは増加傾向となり、平成16年度から平成20年度まで微増傾向へと転じ、平成21年度からは再び急増した。

働きながら保護を受けている稼働世帯は、昭和51年度28.3%、昭和61年度20.6%、平成13年度10.0%と減少傾向であった。その後は横ばいとなっている。

## 平成 23 年度の世帯の状況

平成 20 年度以降、前年度を上回っていた開始世帯数・人員ともに減少に転じたものの、依然高い数となっている。廃止世帯数・人員は平成 22 年度とほぼ同数である。

保護率は、人口千人に対し約 36.2 人で、県平均の 25.2 人、全国平均 16.4 人（H24.1 生活保護速報）と比較すれば高い率を示している

世帯類型は、高齢者世帯 47.8%、その他の世帯 25.3%、傷病障害者世帯 22.8%、母子世帯 4.1%の順で構成されている。保護開始理由のうち収入の減等によるものが 30.1%、傷病によるものが 33.8%でこのふたつが大部分を占めている。

働きながら保護を受けている稼働世帯は 11.1%となっている。就労の場が少ないことや、地場賃金が低いこと等の要因があることから、この傾向は今後も継続すると思われる。

## < 実 績 >

### 生活保護の年度推移

保護の相談申請と開始廃止状況の推移

区 分		年 度				
		1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
相 談		940	991	1,474	1,492	1,257
再 掲	助言指導等	365	361	544	505	349
	申請書交付	330	370	498	551	544
	申請書受理	245	260	432	436	364
申 請		245	260	432	436	364
却 下		7	6	13	9	5
開 始	世帯数	227	249	387	405	349
	人員	354	381	616	622	543
廃 止	世帯数	217	232	226	262	263
	人員	307	326	292	355	364

保護の世帯数人員の推移

世帯数・人員は年度の月平均

区 分		年 度				
		1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
生活扶助	世帯数	2,369	2,390	2,465	2,623	2,704
	人員	3,491	3,478	3,580	3,824	3,904
住宅扶助	世帯数	2,123	2,146	2,211	2,363	2,445
	人員	3,029	3,021	3,111	3,351	3,441
教育扶助	世帯数	162	154	153	158	163
	人員	251	229	235	240	260
介護扶助	世帯数	402	418	428	441	479
	人員	411	421	438	457	500
医療扶助	世帯数	2,704	2,729	2,811	2,955	3,049
	人員	3,699	3,712	3,831	4,054	4,143
出産扶助	世帯数	1	1	1	1	1
	人員	1	1	1	1	1
生業扶助	世帯数	83	72	76	88	82
	人員	91	84	93	103	96
葬祭扶助	世帯数	7	7	7	8	8
	人員	7	7	7	8	8
計	世帯数	2,808	2,834	2,924	3,083	3,187
	人員	3,988	3,976	4,101	4,350	4,473
保護率	(%)	30.8	31.1	32.5	34.9	36.2

## 保護費の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
生活扶助	1,930,176	1,924,921	2,011,325	2,173,868	2,201,508
住宅扶助	575,727	587,756	619,859	670,202	698,772
教育扶助	18,691	17,334	25,204	27,724	30,025
介護扶助	87,762	85,461	81,251	82,541	91,514
医療扶助	4,197,089	4,278,242	4,454,264	4,463,793	4,593,600
出産扶助	2,897	1,625	1,965	3,662	2,866
生業扶助	16,014	14,388	21,674	19,859	16,873
葬祭扶助	16,176	19,866	19,446	19,158	17,880
保護施設事務費	3,724	3,808	4,508	6,161	6,345
計	6,848,256	6,933,401	7,239,496	7,466,968	7,659,383

## (2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

根拠法令等	セーフティネット支援対策等事業実施要綱	所管課	保護課
申請窓口	保護課相談支援担当	負担割合	国 10/10

## &lt; 目的・事業内容 &gt;

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し一般求職者以上の求職ができるよう支援する。所内では専門的就労支援相談員を配置し、これまでのケースワーカーによる就労指導では就労に結びつけることができなかつた被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに継続的に行い、就労及び社会参加意識の向上支援を行なう。

また、就労による経済的自立だけでなく、将来的な生活保護からの自立も視野に入れ、保護受給者の心身の健康を回復維持し、自ら日常生活を管理する日常生活における自立や、地域社会の一員として社会的自立を支援することを目的に、平成20年度から開始した就労意欲喚起等支援事業についても引き続き取り組みを行なった。さらに、多重債務等で借金を抱える被保護世帯の生活を再建する対策として多重債務者対策事業に取り組んだ。

## 就労支援事業

## ・生活保護受給者等就労支援事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

## ・大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専門の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

## 就労意欲喚起等支援事業

平成20年11月から、被保護者の中で大工や左官、塗装工など種々の技術や資格を持った人材や、自己資源を還元できる人材を集約し、動物園、障害者施設での作業等による就労体験を行う。就労体験をすることで、就労意欲を喚起したり、社会生活・日常生活の自立を支援していく。また、従来からの動物園、障がい者施設、介護施設での就労体験に加え、平成22年10月からは農業による就労体験事業を新たに追加し、農家の方の指導を受けながら、野菜の栽培や収穫等による就労体験を行うことで、就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを作り、自立への支援を行なう。

### 精神障害等地域移行支援事業

平成20年10月から、専門の支援相談員を配置し、精神性の疾患等により医療機関に長期入院している者のうち、症状が安定している者に対し、受け入れ条件を整備し地域社会生活への移行を支援する。

### 教育環境整備事業

平成20年12月から、地域交流拠点施設を活用し、専門の指導員やサポーターによる、高校進学のための就学支援と生活指導を実施し、進学率の向上及び人格形成とコミュニケーション能力を支援する。

高校に進学することで就職への条件を整え、生活保護の連鎖を断ち将来的な生活保護からの自立を視野にいれ実施するもの。

### 多重債務者対策事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者の生活再建支援を目的とし、プログラム参加の意思確認のとれた被保護者と同行し、消費生活専門相談員との面談につなげる。

## <実績>

### 就労開始者の推移

#### 生活保護受給者等就労支援事業

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
就労支援対象者(人)	5	22	47	29	26
就労開始者(人)	2	3	18	17	16

#### 大牟田市被保護者就労支援事業

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
就労支援対象者(人)	57	28	28	8	6
就労開始者(人)	22	14	7	2	2

### 支援者数

事業名	プログラム名	年度	21	22	23
		区分			
就労意欲喚起等支援事業	動物園就労体験	支援者数(人)	20	20	30
	障がい者施設就労体験	支援者数(人)	6	8	10
	介護施設就労体験	支援者数(人)	8	3	6
	農業就労体験	支援者数(人)	-	4	8
精神障害等地域移行支援事業	精神障害等 地域移行支援	支援者数(人)	21	26	26
		うち地域移行者(人)	12	6	17
教育環境整備事業	フレンドシップ学び場	支援者数(人)	9	6	4
		うち高校進学者(人)	7	6	4
多重債務者対策事業	多重債務者対策支援	支援者数(人)	15	6	1
		うち支援終了(人)	6	3	1

### (3) 住宅手当緊急特別措置事業

根拠法令等	住宅手当緊急特別措置事業実施要領	所管課	保護課
申請窓口	大牟田市社会福祉協議会(委託) (所管:保護課相談支援担当)	負担割合	国 10/10

#### < 目的・事業内容 >

本事業は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、6月間を限度(平成22年度から要件に該当する者については、最大3月間の支給期間の延長可。)として住宅手当(家賃相当額)を支給すると共に、住宅確保・就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行なうもの。

なお、本事業については、平成21年度から平成23年度までの期間限定の臨時的事業であったが、平成23年度、及び平成24年度も事業期間を延長し実施している。(平成24年度末までの申請受理についても手当を支給する。)

#### < 実績 >

住宅手当支給決定者の推移 (H21年度から開始)

区分 \ 年度	21	22	23
支給決定者 (人)	8	15	16
支給額 (円)	773,400	2,364,400	3,298,700

## 第8節 健康増進と疾病対策

### 1 健康づくり啓発事業

#### (1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本21に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質(QOL)の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

#### ・主な事業内容

- 健康づくり応援カレンダーの作成と配布
- その他健康づくりの推進につながる事業等

#### <実績>

庁内の関係部局との連携のもと健康づくり関連事業をまとめた「健康づくり応援カレンダー」を作成しH24年4月1日号の「広報おおむた」の中に折込み配付した。

#### (2) 大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質(QOL)の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

#### <実績>

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年度	19	20	21	22	23
開催期間	9月8日・9日	9月6日・7日	9月5日・6日	9月4日・5日	9月3日・4日
特別講演 市民大会	講師名 〔シンポジスト〕 中山顯兒・古賀龍夫・東原徹・最所純平・中嶋晃	講師名 清原 裕 〔シンポジスト〕 黒田英作・松田宏一 外	講師名 早淵仁美 〔シンポジスト〕 友田弘道・松田宏一 外	講師名 徳留信寛 早淵仁美 〔シンポジスト〕 大地信彰 外	講師名 宮崎千明
テーマ	「医療崩壊の危機」～大丈夫？有明地域の救急医療～	「メタボリックシンドロームはなぜこわい？」～久山町研究からのメッセージ～	「今日の食育・明日の健康」～食事バランスガイド簡単活用術～	食習慣関連がんの予防とコントロール	ワクチンって何？予防接種で防げる病気

## 2 生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

### (1) 栄養教育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導（食育教室、健幸料理教室、食事バランスガイドを使った食生活診断等）及び食生活の支援を行うとともに、22年3月に策定した「健やか住みよか食育プラン～大牟田市の食育推進計画～」の推進として、「健やか住みよか食育講座」を実施。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

#### < 実績 >

栄養教育、栄養改善指導の実績

項目等		年度					
		19	20	21	22	23	
栄養教育	栄 養 ・ 健康 増進 ・ 食育	回数	41	31	25	79	54
		延人員	944	755	913	2,162	1,605
栄養改善 指 導	個 別 指 導		977	823	747	1,263	983
	集 団 指 導		2,553	2,572	1,060	1,139	822
	給食施設指導		207	214	160	165	182

各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

## 3 生活習慣病対策（成人保健事業）

### (1) 健康相談事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3

#### < 目的・事業内容 >

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

#### < 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
総 合	実施回数	33	13	13	13	14
	被指導延人員	1,082	660	902	868	1,079
重 点	実施回数	58	35	47	59	45
	被指導延人員	602	143	206	148	128

計	実施回数	91	48	60	72	59
	被指導延人員	1,684	803	1,108	1,016	1,207

健康相談は、がん検診、メタボ予防相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

## (2)健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

### <目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

### <実績>

区分		年度		19	20	21	22	23
		実施回数	被指導延人員					
集 団	実施回数	44	48	61	63	60		
	被指導延人員	1,127	962	1,131	1,125	1,328		
個 別	高 血 圧	実施回数	0	0	0	0	0	
		被指導実人員	0	0	0	0	0	
	高 脂 血 症	実施回数	0	0	0	0	0	
		被指導実人員	0	0	0	0	0	
	糖 尿 病	実施回数	18	0	0	0	0	
		被指導実人員	30	0	0	0	0	
	禁 煙	実施回数	0	0	0	0	0	
		被指導実人員	0	0	0	0	0	

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

平成20年度より特定健康診査の移行に伴い、個別健康教育を廃止しメタボリックシンドロームに焦点を絞り行っている。平成19年度よりメタボ予防相談を開始した。

## (3)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県2/3 市1/3

### <目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う脳血管疾患・心疾患・がん等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

### <実績>

区分		年度		19	20	21	22	23
		指導実人員	指導延人員					
指導実人員		2,186	319	320	890	845		
指導延人員		2,563	334	334	892	845		

平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

平成20年度より老人保健法から健康増進法に改正された。

平成20年度よりがん検診精密検査未受診者・がん検診受診勧奨・生活習慣病予防等を行っている。

平成21年度より女性特有のがん検診無料クーポン券未受診者(40歳・60歳)を対象に受診勧奨を行った。

がん検診精密検査未受診者訪問実績

区分	年度			
	20	21	22	23
精密検査未受診者対象人員	203	180	138	110
精密検査済み人員	94	81	76	64
精密検査未受診人員	83	82	53	40
不明人員	26	17	9	6

\* 訪問時には受診勧奨、生活指導等を行った。

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 2/3 市 1/3 (一部は市 10/10)

< 目的・事業内容 >

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上子宮がん検診は20歳以上の女性の市民を対象に実施している。

< 実 績 >

区 分	受 診 者 数					要指導・医療・精検者数				
	年度	19	20	21	22	23	19	20	21	22
生保等健康診査	-	36	34	7	4	-	31	34	6	4
子宮がん検診	2,063	2,037	3,139 (896)	2,891 (942)	3,068 (875)	26(2)	28(5)	43(7)	51(5)	60(1)
胃がん検診	608	505	526	525	600	54(0)	41(1)	41(2)	39(1)	54(0)
乳がん検診	1,000	721	1,966 (1,047)	1589 (1,025)	2,095 (1,097)	101(3)	79(2)	224(8)	162(10)	214(7)
大腸がん検診	2,507	2,068	2,191	2,250	3,345 (1,109)	215(7)	188(5)	216(14)	172(6)	284(10)
肺がん検診	1,472	903	569	596	589	140(3)	71(0)	40(1)	43(0)	37(0)
前立腺がん検診	32	39	74	56	29	5(0)	1(0)	3(0)	9(0)	7(0)

受診者数内の( )内(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)は、無料クーポン券の利用者数。

要指導・医療・精検者数内の( )内は、がん患者発見数。

20年度より「生活保護受給者等を対象とした健康診査(生保等健康診査)及び保健指導」を開始した。

21年度より特定の年齢に達した女性に対して、受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図るために、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、女性特有のがん検診を開始した。

23年度より働く世代のがん検診として大腸がん検診についても無料クーポン券事業を開始。

## 4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

### (1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

#### < 実 績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
みんなの健康展 歯と歯ぐきの健康教室 延人数	882	875	668	647	771

「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

### (2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

#### < 実 績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
歯の衛生週間行事による健診者	607	565	647	551	504

## 5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県 10/10

#### < 目的・事業内容 >

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

#### < 受給対象者 >

市内に住所を有する者

国民健康保険法の規定による被保険者

健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けている者  
生活保護法による保護を受けていない者

<実 績>

番号	疾患名	受給者数	番号	疾患名	受給者数
1	ベーチェット病	26	33	特発性大腿骨頭壊死症	22
2	多発性硬化症	14	34	混合性結合組織病	7
3	重症筋無力症	23	35	原発性免疫不全症候群	1
4	全身性エリテマトーデス	61	36	特発性間質性肺炎	7
5	スモン	4	37	網膜色素変性症	34
6	再生不良性貧血	13	38	プリオン病	-
7	サルコイドーシス	8	39	原発性肺高血圧症	1
8	筋萎縮性側索硬化症	11	40	神経線維腫症	1
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	54	41	亜急性硬化性全脳炎	-
10	特発性血小板減少性紫斑病	28	42	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群	-
11	結節性動脈周囲炎	4	43	特発性慢性肺血栓栓症 (肺高血圧型)	1
12	潰瘍性大腸炎	141	44	ライソゾーム病 (ファブリー病[Fabry]病含む)	2
13	大動脈炎症候群	10	45	副腎白質ジストロフィー	-
14	ピュルガー病	12	46	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	-
15	天疱瘡	6	47	脊髄性筋萎縮症	-
16	脊髄小脳変性症	36	48	球脊髄性筋萎縮症	-
17	クローン病	53	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	1
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	50	肥大性心筋症	-
19	悪性関節リウマチ	9	51	拘束型心筋症	-
20	パーキンソン病	178	52	ミトコンドリア病	3
21	アミロイドーシス	10	53	リンパ管筋腫症 (LAM)	-
22	後縦靭帯骨化症	79	54	重症多形滲出性赤斑 (急性期)	-
23	ハンチントン病	1	55	黄色靭帯骨化症	3
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	14	56	間脳下垂体機能障害	-
25	ウェゲナー肉芽腫症	-		1. PRL 分泌異常症	1
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	13		2.ゴナドトロピン分泌異常症	1
27	シャイ・ドレーガー症候群	19		3. ADH 分泌異常症	-
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	-		4. 下垂体性 TSH 分泌異常症	-
29	膿疱性乾癬	-		5. クッシング病	-
30	広範脊柱管狭窄症	5		6. 先端巨大症	7
31	原発性胆汁性肝硬変	17		7. 下垂体機能低下症	10
32	重症急性膵炎	-			

注)平成21年10月より、疾患番号46~56の11疾患が追加された。

## 6 肝炎治療特別促進事業

根拠法令等	福岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	所管課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

### < 目的・事業内容 >

肝炎ウイルスは肝がんの主な原因であるが、早期に発見し治療に結びつけることで予防することができる。インターフェロン治療は、B型及びC型ウイルス性肝炎の有効な治療法であり、また、核酸アナログ製剤治療は、B型ウイルス性肝炎の有効な治療法であるが、インターフェロン治療は月額の治療費が高額で、核酸アナログ製剤治療は長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額になるため、早期治療の推進の妨げになり重要な課題となっている。このため、このインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る治療費を助成し、患者の治療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては市民の健康の保持、促進を図ることを目的とする。

### < 対象疾患 >

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎とする。

### < 対象患者 >

市内に住所（住民票）を有するもの

医療保険各法（後期高齢者医療を含む）の被保険者又は被扶養者であること

B型及びC型肝炎ウイルスに感染し、インターフェロン治療を受ける予定の者又は治療中の者

B型肝炎ウイルスに感染し、核酸アナログ製剤治療を受ける予定の者又は治療中の者

### < 助成期間・回数 >

インターフェロン治療費助成

原則として同一患者について、助成期間は申請書を受けた日の属する月の初日から一年以内で、治療予定期間に則した期間（24週は7ヵ月、48週は1年）となり、更新は認めない。

ただし、副作用等による延長、72週投与による延長は認める。

一定の基準をみたしたものは、2回目の制度利用ができる。

一定の基準をみたしたものは、テラプレビルを含む3剤併用療法の申請ができる。

核酸アナログ製剤治療費助成

原則として同一患者について1か年を限度とする。

ただし、医師が必要と認めた場合は、所定の更新手続きにより期間を更新できる。

### < 申請・交付 >

福岡県と委託契約を締結した治療医療機関において、対象疾患であると診断されかつ、対象患者に該当する者又は他都道府県交付の肝炎インターフェロン治療受給者であって、有効期間内に大牟田市に住所を有することとなった者は、肝炎インターフェロン治療受給者証交付申請及び住民票その他知事が必要とするものを添えて、大牟田市保健所を經由し、知事に提出するものとする。

知事は、申請書を受理した場合は、速やかに福岡県慢性肝炎認定審査会の意見を受けて、適当と認めるときは、肝炎インターフェロン治療受給者証を交付するものとする。

### < 実績 >

（単位：件）

年度 区分	20	21	22	23
申請者数	102	59	134	136
承認	99	57	134	136
不承認	1	0	0	0
取り下げ	2	2	0	0

平成20年4月より肝炎インターフェロン治療費助成を実施。

平成22年4月より核酸アナログ製剤治療費助成を実施。

平成23年2月よりテラプレビルを含む3剤併用療法の開始

## 7 結核対策事業

### (1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

#### < 目的・事業内容 >

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

#### < 実績 >

(単位:人)

区分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
BCG接種	19	-	-	-
	20	-	-	-
	21	-	-	-
	22	924	0	924
	23	822	0	822
レントゲン 間接撮影	19	5,361	0	5,361
	20	5,572	0	5,572
	21	4,581	0	4,581
	22	4,122	0	4,122
	23	4,259	0	4,259
レントゲン 直接撮影	19	6,099	137	6,236
	20	6,503	129	6,632
	21	7,040	201	7,241
	22	7,144	183	7,327
	23	7,085	165	7,250

平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

### (2) 健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

#### < 目的・事業内容 >

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

<実 績>

年度	19	20	21	22	23
健康相談	161	165	229	215	194
家庭訪問指導	439	143	375	619	439

(3) 医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課	
		負担割合	37条の2(結核患者)	国 1/2 市 1/2
担当窓口	健康対策課結核感染症担当		37条(入院患者)	国 3/4 市 1/4

<目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第37条及び法第37条の2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

<実 績>

区 分	入院患者 (37条)		結核患者 (37条の2)		計
	19	20	21	22	
延医療給付件数 (件)	39	31	571	255	610
	61	82	233	314	294
	74		361		435
	4,927	3,292	1,353	793	6,281
	14,075	6,694	1,049	921	15,124
医療費負担金 (千円)	13,228		697		13,925

(4) 新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所 管 課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

<実 績>

区分	新 登 録 結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
19	35	26.8	0	0	2	1	0	2	8	22
20	19	14.7	0	0	0	1	2	3	1	12
21	33	25.9	0	0	1	0	0	3	8	21
22	37	29.4	0	0	0	2	1	2	3	29
23	25	20.0	0	0	0	0	1	1	2	21

罹患率は人口10万人対。

## 8 感染症対策事業

### (1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

#### < 目的・事業内容 >

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

#### < 実績 >

(単位：件)

区分	年度	19	20	21	22	23
	一類感染症	ペスト	-	-	-	-
	エボラ出血熱	-	-	-	-	-
	クリミア・コンゴ出血熱	-	-	-	-	-
	マールブルグ病	-	-	-	-	-
	ラッサ熱	-	-	-	-	-
二類感染症	ポリオ	-	-	-	-	-
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	SARS	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ H5N1	-	-	-	-	-
三類感染症	コレラ	-	-	-	-	-
	細菌性赤痢		1		1	
	腸管出血性大腸菌感染症			4	1	2
	腸チフス					
	パラチフス					
	合計	0	1	4	2	2

### (2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知	所管課	健康対策課
	・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針		
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

#### < 目的・事業内容 >

HIV抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、HIVや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成18年7月よりHIV感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、HIV即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後1時から2時30分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前8時30分から午後0時、午後1時から午後5時までの時間に実施している。

<実績>

(単位:件)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
抗体検査	179	171	152	126	155
相談	110	69	52	51	56

12月1日の世界エイズデーに賛同し、第14回大牟田市エイズキャンペーンとして以下の取り組みを行った。

- ・市内の高校8校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等7か所に、ポスターの掲示及びエイズ啓発セット(ポケットティッシュ、パンフレット)を配布。各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12月1日JR大牟田駅前においてエイズ啓発セットの街頭配布を実施。市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。
- ・12月5日保健所でHIV夜間検査を実施。

6月の第1週に定められたHIV検査普及週間には、市内の娯楽施設7か所へポスターの掲示、エイズ啓発セットの設置及び保健所で実施しているHIV検査の周知を行った。また、6月6日に保健所でHIV夜間検査を実施した。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。HIV抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

<実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
被検査者	23	15	10	10	14
内訳	男	6	4	14	17
	女	4	6	8	6

9 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実績>

(単位:人)

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
急性灰白髄炎(ポリオ)	1,766	1,853	1,642	1,790	1,727
三種混合	ジフテリア 破傷風 百日咳	3,873	3,571	3,638	3,692

二種 混合	ジフテリア 破傷風	491	575	606	601	658
麻しん風しん		1,576	3,250	3,275	3,215	3,170
風しん		-	-	-	-	-
麻しん(はしか)		-	-	-	-	-
日本脳炎		847	1,799	1,475	2,601	3,281
BCG		926	844	921	928	822
インフルエンザ		19,325	21,068	19,364	22,536	21,687
合 計		28,804	32,960	30,921	35,363	34,914

平成17・18・19・20年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。

平成18年4月1日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による2回接種制度が導入され、対象者は第1期 生後12月～24月未満、第2期 小学校入学前の1年間(5歳～7歳未満)に見直された。

平成19年4月1日の予防接種法改正に伴い、BCGの予防接種を個別接種で実施した。

平成20年4月1日の予防接種法改正に伴い、平成20年度から5年間、麻しん又は風しんの予防接種は、第3期対象者(中学1年生に相当する年齢の者)、第4期対象者(高校3年生に相当する年齢の者)が新たに追加された。

平成23年5月20日の予防接種法施行令の一部改正に伴い、麻しん風しん及び日本脳炎の予防接種の対象者が拡大された。23年度に限り、麻しん風しんの予防接種の第4期の対象者である高校3年生相当の年齢の者に高校2年生相当の年齢の者が追加。また、日本脳炎の予防接種について、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者(平成7年6月1日～平成19年4月1日生)に対して、20歳未満の間、定期接種ができるよう追加。

## 10 公害補償

### (1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	

#### < 目的・事業内容 >

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者(被認定者)について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

#### < 実 績 >

被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死 亡	治癒等	転 出
19	1,063	18	2,081	1,572	490	19
20	1,012	19	2,133	1,615	499	19
21	963	19	2,182	1,661	502	19
22	919	19	2,226	1,700	507	19
23	866	19	2,279	1,749	511	19

法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

## (イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
19		37	241	147	44	50
20		35	243	149	44	50
21		33	245	151	44	50
22		33	245	151	44	50
23		31	247	153	44	50

条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

認定疾病別の人数(死亡・治ゆ・転出等を除く)

## (ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
19		1,063	403	660	473	146	327	584	253	331	0	0	0	6	4	2
20		1,012	383	629	441	136	305	569	246	323	0	0	0	2	1	1
21		963	368	595	410	125	285	552	242	310	0	0	0	1	1	0
22		919	349	570	382	114	268	536	234	302	0	0	0	1	1	0
23		866	326	540	344	96	248	521	229	292	0	0	0	1	1	0

## (イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
19		37	12	25	15	4	11	22	8	14	0	0	0	0	0	0
20		35	11	24	13	3	10	22	8	14	0	0	0	0	0	0
21		33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
22		33	10	23	13	3	10	20	7	13	0	0	0	0	0	0
23		31	9	22	11	2	9	20	7	13	0	0	0	0	0	0

## (2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える(以下同じ)。

## &lt;目的・事業内容&gt;

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

## &lt;実績&gt;

## 法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
19	624,215	251,246	42,887	12,572	271,287	-
20	586,030	225,551	43,661	7,823	257,976	-
21	554,509	206,440	37,505	9,208	243,006	-
22	542,494	192,972	60,434	11,468	230,224	-
23	523,027	182,940	68,045	13,308	215,735	-

条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
19	32,345	21,419	3,622	756	10,064
20	30,499	19,790	2,627	936	9,357
21	27,795	20,406	0	0	9,052
22	26,681	18,930	0	0	8,044
23	27,291	18,826	0	1,242	8,253

### (3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

#### <目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

#### <実績>

法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
19	590,125	119,563	1,335	45
20	530,248	117,836	1,918	218
21	492,035	114,353	2,442	188
22	508,878	115,645	3,709	203
23	478,010	111,935	2,460	138

条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
19	27,396	4,514	0	0
20	21,777	4,726	0	0
21	22,693	4,591	0	0
22	17,732	4,571	0	0
23	22,833	4,767	0	0

### (4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

#### <目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実績>

法関係分

年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業		延訪問 件数	所有 台数	
19	24	199(実数) 1,872(延数)	455	1	0	-
20	23	299(実数) 2,684(延数)	452	1	0	247
21	42	250(実数) 2,652(延数)	453	1	0	280(季節性) 307(新型)
22	22	198(実数) 2,296(延数)	410	1	0	176(季節性) 124(新型)
23	19	27(実数) 238(延数)	408	1	0	293

インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施(条例関係分も同様)

21年度、22年度のインフルエンザ予防接種費用助成事業は、季節性と新型の予防接種について実施。

条例関係分

年度	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業		延訪問 件数	所有 台数	
19	0	6(実数) 93(延数)	28	1	0	-
20	1	10(実数) 98(延数)	7	1	0	11
21	1	8(実数) 121(延数)	9	1	0	12(季節性) 7(新型)
22	1	8(実数) 128(延数)	14	1	0	9(季節性) 1(新型)
23	0	0	16	1	0	7

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正(昭和63年3月1日施行)により新たな被害者の認定は行われなかったこととなったが、大気の汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を実施している。

## <実 績>

### 健康相談事業

年度	名 称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
19	ぜん息予防教室	7	140 ( 7 )	0	0
20	ぜん息予防教室	7	135 ( 7 )	0	0
21	ぜん息予防教室	8	201 ( 9 )	0	0
22	ぜん息予防教室	7	94 ( 2 )	0	0
23	ぜん息予防教室	7	95 ( 7 )	0	0

21年度の実施回数のうち1回は、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を、機能訓練事業（水泳訓練教室）の開級式での講演会を兼ねて実施したものの。

### 健康診査事業（乳幼児アレルギー問診）

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数（アレルギー素 因等保有児の数）	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 （延）
19	12	3,624	671	304	52
20	12	3,505	675	347	47
21	12	3,539	782	398	70
22	12	3,566	813	452	34
23	12	3,725	755	406	36

16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

### 機能訓練事業（水泳訓練教室）

年度	水泳訓練教室		
	参加者数	参加延人数	事業日数
19	23	99	5日間
20	28	108	5日間
21	15（A日程） 23（B日程）	63（A日程） 100（B日程）	A日程・B日程 とも5日間
22	-	-	-
23	14（A日程） 6（B日程）	58（A日程） 26（B日程）	A日程・B日程 とも5日間

21年度、23年度はA日程・B日程各5日間を2回（延10日間）実施した。また、開級式で、小児ぜん息に対する水泳の有効性についての講演会を実施した。

22年度の水泳訓練教室は中止した。

## 第9節 生活衛生

### 1 食品・生活衛生

#### (1) 食品取扱施設の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### < 目的・事業内容 >

飲食店等の営業許可、営業施設の立入検査等の業務を行い、市民の食生活の安全を確保する。

##### < 実績 >

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
19	3,280	2,008
20	3,318	1,766
21	3,171	1,884
22	3,151	1,712
23	3,133	1,323

#### (2) 食品の衛生対策

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### < 目的・事業内容 >

市内流通食品の収去検査を実施し、違反食品の発見と不良食品の排除に努める。

##### < 実績 >

年度	収去検査数	不適件数
19	218	0
20	204	0
21	178	0
22	206	0
23	187	1

#### (3) 衛生講習会

根拠法令等	食品衛生法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

##### < 目的・事業内容 >

食品関係営業者や食品取扱い従事者に対し、食品衛生の向上及び食中毒発生防止を目的に、講習会を実施する。

##### < 実績 >

年度	実施回数	延べ受講者数
19	31	1,136
20	32	1,103
21	29	1,008

22	34	1,295
23	36	1,160

#### (4)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	理容師法 他9法 1実施要領 1衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

生活衛生関連施設の営業許可等及び営業施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

##### <実績>

年度	対象施設数	監視指導延べ件数
19	4,507	70
20	4,479	236
21	4,477	32
22	4,468	72
23	4,465	42

#### (5)プールの衛生対策

根拠法令等	遊泳用プールの衛生基準	所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

プール水の水質検査を行い、衛生的なプールの維持管理に努めるよう指導する。

##### <実績>

年度	検査数	不適件数
19	4	0
20	11	0
21	12	0
22	12	1
23	12	0

#### (6)衛生害虫相談

根拠法令等		所管課	生活衛生課
		負担割合	市10/10

##### <目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

##### <実績>

年度	相談件数
19	273
20	406
21	236
22	173
23	161

## 2 医事・薬事関係事業

### (1) 医療施設等監視・指導

#### 医療施設等監視・指導

根拠法令等	医療法第 25 条第 1 項 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 5	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

市民が適切な医療を受けることができるよう、市内の病院・診療所・衛生検査所等の施設に対して定期的な監視指導を行い、良質な医療を提供する医療施設等の提供を目的とする。

医療法に基づく診療所等の開設許可申請、その他届出受理業務を行った。

#### <実績>

	年度	19	20	21	22	23
	項目					
病 院	施設数	25	25	25	25	25
	監視数	25	25	25	25	25
	新規	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0
一 般 診 療 所	施設数	144	143	142	140	138
	監視数	28	34	30	33	32
	新規	5	3	1	3	4
	廃止	7	2	2	5	6
歯 科 診 療 所	施設数	81	81	81	81	79
	監視数	14	17	16	18	16
	新規	0	1	0	7	9
	廃止	1	1	0	7	11
衛 生 検 査 所	施設数	3	3	3	3	3
	監視数	1	2	1	2	1
	新規	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0

#### 医療従事者の免許申請受付

根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、歯科技工士法、視能訓練士法、栄養士法、母体保護法、死体解剖保存法	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科技工士、視能訓練士、准看護師、栄養士の免許、受胎調節実地指導員の指定及び死体解剖医認定に関する申請受付並びに免許証等の交付を行う。

<実 績>

免許等種別		23年申請等受付件数				
		新規	籍訂正	再交付	その他	計
厚生労働大臣免許等	医師	6	1	1	3	11
	歯科医師	2	0	1	3	6
	薬剤師	1	2	0	1	4
	保健師	7	1	0	0	8
	助産師	0	1	0	0	1
	看護師	66	36	2	0	104
	診療放射線技師	3	1	0	0	4
	臨床検査技師	1	1	0	1	3
	衛生検査技師	0	0	0	0	0
	理学療法士	11	4	1	0	16
	作業療法士	5	3	3	0	11
	歯科技工士	0	0	0	0	0
	視能訓練士	0	0	0	0	0
	管理栄養士	7	2	0	0	9
	死体解剖医	0	0	0	0	0
許等 県知事免	准看護師	48	27	11	0	86
	栄養士	13	5	2	0	20
	受胎調節実地指導員	0	0	0	0	0
合 計		170	84	21	8	283

(2) 休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	所管課	生活衛生課
申請窓口	生活衛生課医務薬務担当	負担割合	市 9/10 高田町 1/10

<目的・事業内容>

市民の救急医療に対し、迅速かつ適切な対応をするため、その体制の整備を行う。休日急患対策事業のうち、在宅当番医診療業務及び大牟田、高田地域休日急患診療運営協議会は昭和52年度から、また在宅当番医制運営事業及び病院群輪番制事業を昭和53年度から、さらに平日時間外小児急患診療業務を平成14年度から開始した。

<実 績>

休日急患診療件数

年度	開設日数	件 数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
19	75	(541) 5,124	(1,644) 4,142	(963) 4,257	(308) 1,331	(407) 566	(343) 411	(4,206) 15,831	26.6	3,469	21.9

20	75	(538) 4,841	(1,898) 4,477	(1,142) 3,370	(301) 1,142	(464) 631	(183) 263	(4,526) 14,724	30.7	3,255	22.1
21	74	(606) 6,013	(2,094) 5,411	(1,210) 3,948	(223) 1,175	(442) 576	(175) 206	(4,750) 17,329	27.4	4,075	23.5
22	73	(546) 4,812	(1,408) 4,640	(934) 2,850	(147) 1,219	(363) 501	(110) 129	(3,508) 14,151	23.0	3,181	23.3
23	73	(667) 4,602	(1,874) 5,006	(975) 2,500	(167) 1,094	(425) 589	(172) 196	(4,280) 13,987	30.6	2,999	21.4

( )内は急患数を内数で示す

#### 平日時間外小児急患診療件数

年 度	開 設 日 数	時 間 帯	年 齢	件 数			急 患 比 (%)	地 域 外 比 (%)
				小 児 科	そ の 他	計		
22	292	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(381) 1,436	(6) 12	(387) 1,448	26.7	22.1
			7歳以上	(158) 586	(74) 114	(232) 700		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(36) 89	(3) 3	(39) 92	42.4	27.2
			7歳以上	(7) 20	(57) 61	(64) 81	79.0	21.0
22年度 計				(582) 2,131	(140) 190	(722) 2,321	31.1	19.9
23	293	午後7時～ 午後10時まで	0歳～ 6歳	(539) 1,816	(6) 10	(545) 1,826	29.8	21.0
			7歳以上	(176) 812	(61) 100	(237) 912		
		午後10時以降	0歳～ 6歳	(22) 108	(1) 1	(23) 109	21.1	18.3
			7歳以上	(7) 36	(61) 61	(68) 97	70.1	22.7
23年度 計				(744) 2,772	(129) 172	(873) 2,944	29.7	17.7

( )内は急患数を内数で示す

### (3) 薬事施設監視・指導

根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締法	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

市民が安心してかつ適正に薬を使用できるよう、医薬品の一般販売業及び特例販売業、並びに毒物・劇物販売業について、薬事法及び毒物・劇物取締法に基づく各種申請等に対する許認可を行うとともに、定期的な立入検査の実施による監視・指導を行う。

<実績> 薬事法改正( H 2 1 )により一般販売業から店舗販売業へ移行(経過措置期間有)

年度	医薬品販売業					
	店舗販売業(一般販売業)			特例販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
19	(8)	(19)	(7)	6	5	0
20	(8)	(18)	(8)	7	4	4
21	13(2)	25(15)	9(1)	7	3	0
22	20(1)	46(1)	8(0)	4	4	0
23	22(0)	41(2)	4(1)	2	1	1

年度	毒物・劇物販売業								
	一般販売業			農業用品目販売業			特定品目販売業		
	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数	年度末 施設数	申請等 受付件数	立入検査 件数
19	53	23	2	10	4	4	9	1	1
20	61	20	2	10	2	3	9	0	0
21	54	26	4	10	7	3	7	2	1
22	54	22	16	10	6	0	5	3	0
23	56	22	11	10	2	1	5	0	1

(4)薬物乱用防止

根拠法令等	「ダメ・ゼッタイ」普及運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

シンナー等の乱用は低年齢化し、依然として跡を絶たない現状にある。高校生のヤングボランティア等を中心に登校時間帯に「ダメ・ゼッタイ」普及運動 6・26 ヤング街頭キャンペーンの実施や薬物乱用防止講演会等で正しい知識を啓発し、薬物乱用防止のための普及啓発を行う。

<実績>

年度	講演会等		街頭キャンペーン	
	対象者	受講者数	回数	啓発パンフレット配布数
19	高等学校2校、高専1校	1,875	1	1,300
20	高専1校	209	1	700
21	高等学校1校、高専1校	880	1	600
22	高専1校	215	1	1,000
23	なし	0	1	1,000

(5)不正大麻・けし撲滅運動

根拠法令等	福岡県不正大麻・けし撲滅運動実施要綱	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

大麻及びけしに係る事犯の発生は、依然として跡を絶たない現状にある。この運動を通じて、不正栽培及び自生の大麻・けしを全面的に撲滅するため広く市民に対して大麻・けしに関する知識を浸透させる。

<実績>

種別 年度	け し		大 麻	
	件 数	株 数	件 数	株 数
19	13	1,336	0	0
20	15	2,965	0	0
21	5	690	0	0
22	16	1,669	0	0
23	9	810	0	0

(6)健康危機管理

根拠法令等	大牟田市健康危機管理要綱	所管課	生活衛生課
	大牟田市健康危機管理連絡会議要領	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により、突発的かつ広範囲に生じる市民の生命又は健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生の予防、拡大の防止及び医療の確保等の対策を的確・迅速に行える体制の整備を行う。

<実績>

年度	対 策 実 施 状 況
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>大牟田市健康危機管理対策本部班長会議の開催（4月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ体制整備について 等</li> </ul> </li> <li>大牟田市健康危機管理対策本部会議（4月～11月 計4回）の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大牟田市健康危機管理対策本部」の設置について</li> <li>・「発熱外来」の設置（市立総合病院）について</li> <li>・「大牟田市業務継続計画」の策定 等</li> </ul> </li> <li>大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（12月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ流行経過及び対応について</li> <li>・各関係機関との情報共有や意見交換 等</li> </ul> </li> <li>個人防護衣（PPE）やタミフル（医薬品）の購入等、新型インフルエンザの強毒化や鳥インフルエンザ流行時に対処して行くため、備品の整備、促進を図った。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>大牟田市健康危機管理連絡会議の開催（2月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザの総括について</li> <li>・各関係機関との情報共有や意見交換</li> <li>・今後の問題について 等</li> </ul> </li> <li>大牟田市健康危機管理研修会の開催（2月）</li> <li>インフルエンザの現状と今後の課題について</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>大牟田市健康危機対策会議の開催（4月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ(A/H1N1)対策に関する取り組みについての総括について</li> <li>・その他</li> </ul> </li> <li>大牟田市健康危機管理連絡会議の開催、健康危機管理研修会（2月）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関の最近の状況について</li> <li>・今後の問題について</li> <li>・その他</li> <li>・講話「危機管理体制について」</li> </ul> </li> </ul>

### 3 動物管理センター

#### (1) 狂犬病予防法及び野犬対策

根拠法令等	狂犬病予防法	所管課	生活衛生課
	大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

##### < 目的・事業内容 >

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、犬の捕獲・返還・処分業務、飼い主への指導・啓発を行なっている。

##### < 実績 >

狂犬病予防

年度	登録	予防注射		済票交付	咬傷件数	検診数
		保健所	開業獣医			
19	622	2,605	2,297	4,902	8	0
20	585	2,414	2,436	4,850	5	2
21	557	2,351	2,431	4,782	5	3
22	477	2,230	2,416	4,646	7	0
23	482	2,086	2,474	4,560	8	1

捕獲・返還・処分

年度	捕獲		返還	処分
	箱捕獲	その他		
19	6	32	36	105
20	12	23	29	59
21	15	9	35	72
22	5	11	48	33
23	4	5	30	19

苦情相談・指導件数

年度	捕獲依頼	放し飼い	環境	その他	問い合わせ	合計	指導件数
19	54	100	146	18	1,678	1,996	162
20	23	100	103	18	852	1,096	150
21	21	77	111	27	864	1,100	129
22	16	87	132	15	1,475	1,725	146
23	23	67	99	6	1,671	1,866	134

#### (2) 動物愛護法関係

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

##### < 目的・事業内容 >

犬猫等の引取り、負傷動物の保護収容を行なうとともに、動物苦情相談の受付と指導、動物取扱業等の受付を行なっている。

##### < 実績 >

犬猫等の引取り及び保護

年度	犬の引取り		猫の引取り		動物の保護			負傷動物の保護		
	成犬	小犬	成猫	小猫	犬	猫	その他	犬	猫	その他
19	48	50	42	172	128	111	11	7	17	1
20	16	50	62	136	115	98	2	10	27	4
21	55	40	34	20	108	249	1	10	28	1
22	26	29	14	6	98	150	3	11	24	0
23	16	6	23	28	98	136	0	6	43	0

#### 犬猫等の保護及び猫等の苦情相談・指導件数

年度	保護依頼	猫等放し飼い	環境	その他	合計	指導件数
19	161	28	22	57	268	47
20	165	19	13	71	268	52
21	180	21	22	81	304	71
22	241	18	16	69	344	42
23	206	17	26	82	331	51

#### 動物取扱業施設数及び特定動物飼養許可数

年度	動物取扱業施設数	特定動物飼養許可数
19	59	15
20	62	15
21	66	15
22	70	15
23	67	15

### (3) 動物愛護事業

根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律	所管課	生活衛生課
	狂犬病予防法 大牟田市飼い犬の管理及び野犬の取締りに関する条例	負担割合	市 10/10

#### < 目的・事業内容 >

年少者に対する出張動物ふれあい教室、動物飼育相談、訪問調査等により動物の愛護と適正な飼育の普及啓発に努めている。

- ・ 出張動物ふれあい教室の開催（動物園との共催）
- ・ 小犬里親さがし・動物飼育相談
- ・ 譲渡犬等の調査・指導
- ・ 動物愛護週間事業（動物慰霊祭）
- ・ 犬のしつけ方教室の開催

#### < 実 績 >

##### 出張動物ふれあい教室

年度	保育園	幼稚園	小学校	老人ホーム	合計
19	10	8	17	0	35
20	11	9	18	0	38
21	9	9	19	0	37
22	10	12	21	0	43
23	10	11	20	1	42

犬猫の譲渡数（ワンワン交換会、小犬里親さがし、センター）・動物飼育相談・失踪犬届出

年度	犬の譲渡数		猫の譲渡数		動物飼育 相談件数	失踪犬届出	
	成犬	小犬	成猫	小猫		失踪犬届出	解決件数
19	40	89	3	81	32	233	128
20	36	105	13	143	47	208	115
21	55	69	29	147	63	180	95
22	56	42	30	99	54	173	86
23	47	38	29	133	67	199	101

譲渡犬等の調査・指導

年度	ワンワン交換譲渡犬 適正管理調査	センター・里親さがし 譲渡犬 適正管理調査	犬の繁殖 制限指導	狂犬病ワクチン 未注射飼育者指導
19	6	20	9	1,321
20	4	14	2	1,391
21	38	7	0	630
22	39	4	4	812
23	4	35	2	947

## 4 葬斎場

### (1)大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	所管課	生活衛生課
		負担割合	市 10/10

#### <目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和58年、59年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和59年7月25日に完成、8月1日から供用開始となった。

人体炉6基、汚物炉1基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約1,700件で、元旦をのぞき無休で火葬業務を行っている。

#### <実績>

年度	利用状況											
	合計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
19	1,755	1,712	2	41	1,684	1,650	2	32	71	62	0	9
20	1,756	1,719	3	34	1,690	1,658	3	29	66	61	0	5
21	1,708	1,667	4	37	1,646	1,610	3	33	62	57	1	4
22	1,760	1,716	4	40	1,685	1,643	4	38	75	73	0	2
23	1,823	1,791	4	28	1,754	1,733	4	17	69	58	0	11

## 5 試験検査

### (1) 微生物・臨床検査

根拠法令等	・地域保健法 ・大牟田市保健所使用料及び手数料条例 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	生活衛生課
		負担割合	-

#### < 事業内容 >

- ・ 糞便細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌、O157）
- ・ 感染症の届出による検査（腸管出血性大腸菌（O157）他）
- ・ 痰（塗抹）検査（結核菌）
- ・ 血清検査（HIV抗体、梅毒）

#### < 実績 >

検査項目	年度				
	19	20	21	22	23
病原微生物検査	8,573	8,162	8,430	7,637	7,485
痰（塗抹）検査	0	0	0	0	0
血清検査	202	186	162	134	177
その他	0	0	0	0	0

病原微生物検査：糞便細菌培養検査と感染症の届出による検査の合計

### (2) 食品衛生検査

根拠法令等	・食品衛生法 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令	所管課	生活衛生課
		負担割合	-

#### < 事業内容 >

- ・ 一般食品及び乳等検査（微生物学的検査、理化学的検査）
- ・ 食中毒関係検査（微生物学的検査、理化学的検査）

#### < 実績 >

検査項目	年度					
	19	20	21	22	23	
一般食品及び乳類検査	微生物学的検査	177	169	154	172	190
	理化学的検査	46	40	26	19	21
食中毒関係検査	微生物学的検査	181	59	56	145	0
	理化学的検査	0	0	0	0	0

### (3) 環境衛生検査

根拠法令等	・水道法 ・遊泳用プールの衛生基準について（通知）	所管課	生活衛生課
		負担割合	-

#### < 事業内容 >

- ・ 飲用水検査
- ・ 利用水等検査（プール水）

<実績>

検査項目		年度				
		19	20	21	22	23
飲用水検査	細菌学的検査	18	14	15	15	3
	理化学的検査	18	14	15	15	3
利用水等検査	細菌学的検査	4	11	12	12	12
	理化学的検査	4	11	12	12	12

(4) 環境保全・廃棄物関連検査

根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法（公害防止計画）</li> <li>・大牟田市公害防止協定</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・下水道法</li> </ul>	所管課	生活衛生課
		負担割合	-

<事業内容>

- ・ 大気検査（重金属、降下ばいじん）
- ・ 水質検査（公共用水域、工場・事業場排水）
- ・ 廃棄物関連検査
- ・ その他

<実績>

検査項目		年度				
		19	20	21	22	23
大気検査		130	112	115	112	116
水質検査	細菌検査	55	26	26	26	17
	化学検査	210	213	201	197	124
廃棄物関連検査		16	24	24	25	13
土壌・底質検査		0	0	0	0	0
その他		0	0	1	0	0

## 第10節 関連団体

### 1 公益社団法人大牟田市シルバー人材センター

#### (1) シルバー人材センターの概要

##### <設 立>

法人格 公益社団法人  
設立許可 昭和61年4月1日許可  
昭和61年2月25日任意団体設立

##### <目 的>

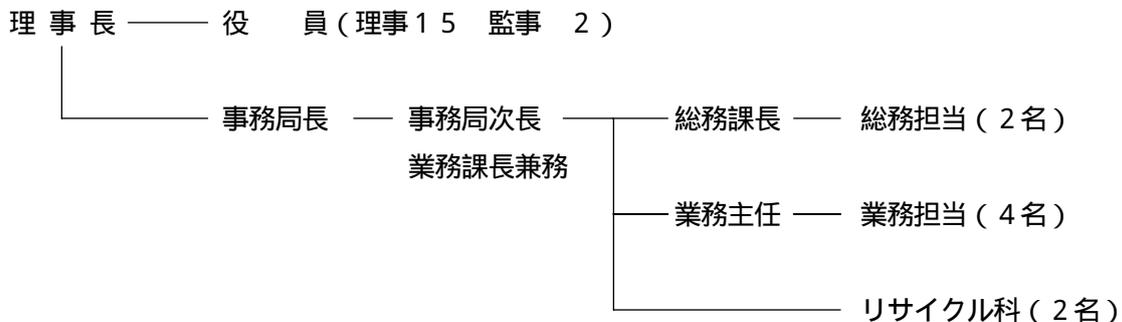
働く意欲と能力をもった高年齢者（60歳以上）に、生きがいつくりの場として臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することによって、高年齢者の能力の積極的な活用を図り、もってその福祉の増進に資するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

##### <事業内容>

高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供  
高年齢者の就業に関する調査研究  
高年齢者の就業に関する相談  
臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者に対するこれらの就業機会の確保と組織的な提供  
臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のための無料職業紹介事業及び一般労働者派遣事業  
高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施  
その他高年齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務及びセンターの目的を達成するために必要な事業の実施

##### <機 構>

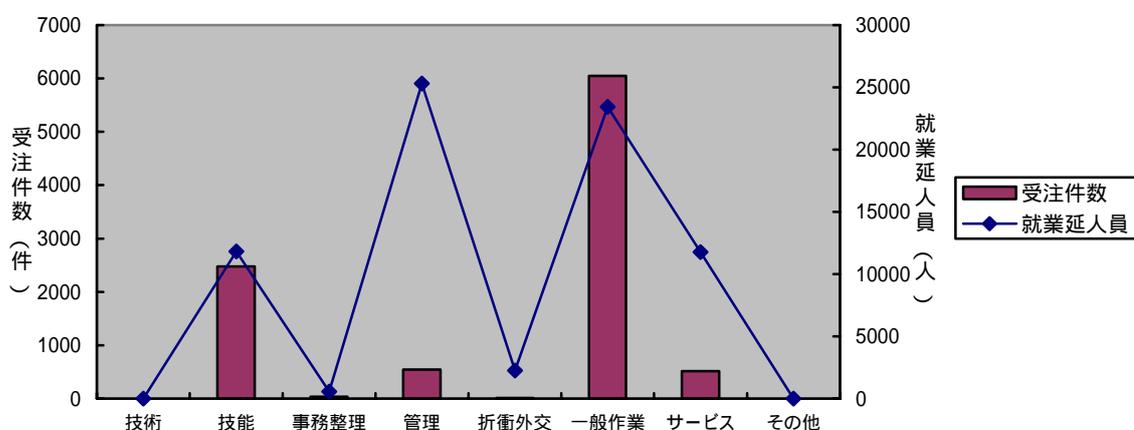
（平成24年4月1日現在）



(2) 平成23年度事業実績及び会員数

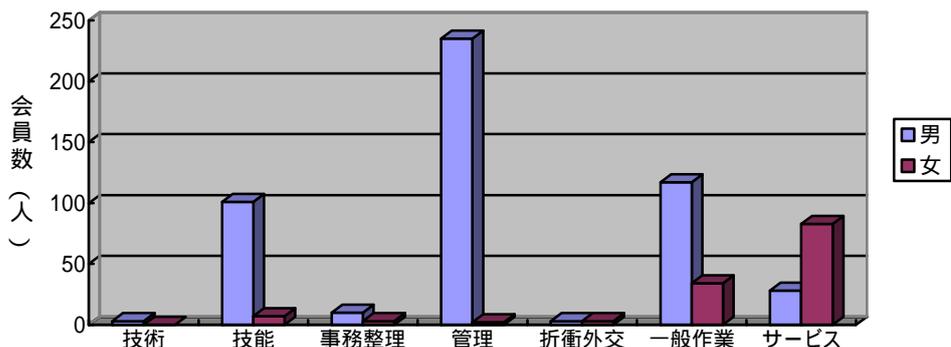
事業実績（職種別）

区分	受案件数	就業延人数	事業収入	構成比
技術	0	0	0	0.0%
技能	2,476	11,809	63,993,967	24.8%
事務整理	37	574	1,674,075	0.7%
管理	545	25,302	82,715,632	32.1%
折衝外交	13	2,264	2,271,850	0.9%
一般作業	6,047	23,440	74,820,096	29.1%
サービス	516	11,764	32,048,198	12.4%
その他	0	0	0	0.0%
合計	9,634	75,153	257,523,818	100%



会員数（希望職種別）

希望職種	男	女	計	構成比
技術	3	0	3	0.5%
技能	101	7	108	17.2%
事務整理	10	3	13	2.0%
管理	235	2	237	37.7%
折衝外交	3	3	6	1.0%
一般作業	117	34	151	24.0%
サービス	28	83	111	17.6%
計	497	132	629	100.0%



## 1) 事業実績

一般家庭、事業所、公共団体から仕事を受注し、事業を実施した。地域経済の低迷や厳しい雇用情勢の中ではあるが、事業実績は前年度と比べ、微増（前年度比0.2%増）した。

## 2) 自主運営体制の強化

- (1) 会員の自主的な事業展開を図るため、定期的な職群班長会議等を開催し、活性化に努めた。
- (2) 理事会のもとに8専門委員会を設置し、それぞれの所掌事務について活発な意見交換がなされた。

### 総務委員会

公益社団法人への移行に向けて、総会運営規程、理事会運営規程等の各規程類の検討及び作成を実施した。

### 新規事業企画・開発委員会

23年度から新たに設置。新規事業について竹林整備等の議論をした。また、シルバー人材センターのPRチラシやブログ活用等について協議を行った。

### 就業拡充委員会

23年度から新たに設置し、就業の拡充を図るために、過去の就業実績の検証や後継者育成の必要性について協議した。

### 業務委員会

就業に必要な知識・技能の研修について、後継者育成と会員の技術等のレベルアップのための一般研修及び班長研修、認定証授与等について協議を行った。

### 適正就業委員会

就業に関する基準の取り扱いについて、年齢制限の緩和等について協議を行った。

### 女性委員会

託児ルームの2周年イベント開催や、託児ルームの運営と普及啓発活動等について協議を行った。

### 安全・衛生委員会

安全就業推進計画、安全講習会、安全訓練、安全パトロール等について協議した。

### 広報委員会

総会及び夏祭り等の取材、会報ふれあいの編集、カメラ講習の実施、地域での奉仕活動の拡充等について協議した。

## 3) 安全・衛生、適正就業の強化

「安全はすべて優先する」を基本として、安全・衛生委員会において、安全就業ワッペンの着用、危険予知訓練の実施等について検討した。23年度は猛暑が続いたため、夏場の事故防止と熱中症への注意喚起を行った。23年度は前年度と比べ、傷害事故、物損事故ともに減少した。

## 4) 役員・会員・職員の研修の実施

### 理事会研修

公益社団法人への移行に伴い、理事会及び理事の権限と責任が大きく変化することから、福岡県労働局と福岡県シルバー人材センター連合会より講師を迎え、シルバー人材センターの意義、役割等について理事会研修を受講した。

#### 会員研修

各職群研修会、農園インストラクター講座、カメラ講習、他センター視察研修等を実施した。

#### 職員研修

公益法人実務講習会、事務局長研修、業務担当職員研修、県連合会主催の研修等を実施した。

### 5) 会員の加入促進

センター及び労働福祉会館で月2回の入会説明会を開催した。月末の登録説明会では会員の希望職種と資格や特技等について面談を行い、入会促進に努めた。

### 6) 就業機会の拡大

23年度から新規事業企画・開発委員会及び就業拡充委員会を新設し、新規事業の取組みと既存事業の課題検討を行うとともに、農業分野の就業開拓、ポスティング事業、パソコン入力等の事務系就業開拓に取り組んだ。

### 7) 奉仕活動と普及啓発活動

地域への感謝の気持を込め、公共施設等の剪定奉仕活動を実施。また、今年度からシルバー人材センターとして夏祭り総踊りへ参加し、翌日の清掃奉仕活動にも積極的に取り組んだ。

10月のシルバー人材センター事業の普及啓発月間に、会報ふれあい特別号を編集・作成し、ゆめタウンにおいて市民へ手配りでの配布を実施した。

### 8) 独自事業・受託事業の推進

独自事業であるリサイクル事業については、地域消費力の低下、類似店の開店等により、リサイクル品の販売額は前年度と比べ13%減少した。昨年の石けんに付加価値をつけた新商品の開発・販売につづき、さらなる新商品の開発や販売力の強化に努める必要がある。

受託事業のリサイクル科については、センターの蓄積した経験と技術を活かし、23年度も福岡県立大牟田高等技術専門校の職業訓練を前期、後期の二期受託した。

## 2 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会

根拠法令等	社会福祉法（第109条）	所管課	保健福祉総務課 地域福祉推進室
-------	--------------	-----	--------------------

### (1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられ、住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、地域における社会福祉の増進に努めるという理念のもとに、全国の都道府縣市町村に設立されている。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面をあわせ持った組織で、地域住民による福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施等を行い、地域福祉活動の中心的な役割を担っている。

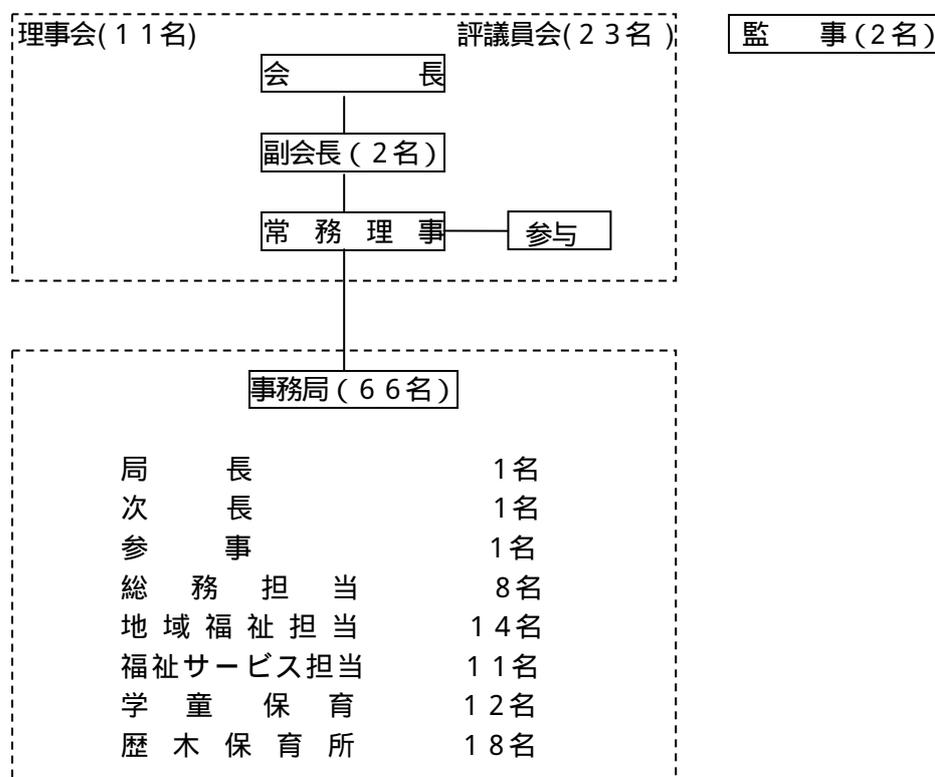
平成12年に社会福祉事業法が大幅に改正され社会福祉法となり、その第109条では、社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記された。

大牟田市社会福祉協議会は、昭和26年に任意団体として発足し、昭和47年に社会福祉法人の認可を受け、以来、大牟田市の地域福祉の推進役として住民のニーズにあった様々な事業活動を展開している。

現在は、「地域福祉推進と絆」をキーワードに、地域における様々な生活上の諸問題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る心ふれあう「誰もが安心して暮すことができるまちづくり」を目指し、関係機関・団体および行政等と協働して、様々は福祉課題の解決に積極的に取り組んでいる。

### (2) 社会福祉協議会の機構と組織構成

(平成24年8月1日現在)



評議員及び理事選出区分一覧表			
区分	所 属 名	評議員	理 事
1	校 区 社 会 福 祉 協 議 会 代 表	6	1
2	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 代 表	2	1
3	町 内 公 民 館 連 絡 協 議 会 代 表	1	1
4	社 会 福 祉 事 業 施 設 代 表	2	1
5	福 祉 団 体 代 表	3	1
6	ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 代 表	1	1
7	N P O 法 人 代 表	1	0
8	社 会 福 祉 関 係 公 務 員 代 表	1	1
9	市 議 会 代 表	1	1
10	学 識 経 験 者	5	3
合 計		23名	11名

### (3) 社会福祉協議会の実施事業

全国的な少子高齢化のますますの進行、人口及び世帯人数の減少による家族力の低下及び地域の連帯感の希薄化、また認知症対策をはじめとした福祉ニーズの多様化など社会情勢の変容は年々大きくなっています。

高齢化率30%を超えた本市においても、暮らしの中の様々な生活課題が家族や地域で解決できず深刻化している事例が見受けられます。

昨年3月に発生した東日本大震災被災地支援のための「東日本大震災復興支援プロジェクトおおむた」の活動を通して改めて住民相互の支え合いや助け合いの重要性が見直され、新たなコミュニティづくりを図る動きも広がりを見せており、それに伴い市民意識も変わりつつあります。

そのような中、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の使命は非常に重要であり、様々な情報、交流、ネットワーク活動を行政や関係機関と共有していくことが求められています。地域福祉計画、地域福祉実践計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を推進するために「多職種協働」で取り組んでいく必要があると考えています。

上記の状況を踏まえ、平成23年度事業においては、第2次地域福祉実践計画の3本の活動指針に沿って報告いたします。

#### 活動指針1 「つながり、支えあいのある“あたたかい地域”を実現します！」

各校区社協構成員に対する意識調査を行い、今後の活動につなげていくことを目的とした「校区きずな力アンケート調査」を実施し、結果をフィードバックすることにより、今後の地域づくりに役立てるとともに、「見守り・訪問活動」を組織的に行う小地域ネットワーク活動の充実など校区社会福祉協議会会長連絡協議会と連携して事業に取り組みました。

また、高齢者等の憩いの場、介護予防の場、子育て支援の場としてのサロン実施の拡大に取り組みました。

子育て支援においては、大牟田市歴木保育所の民間移譲先に選定され、子どもたちの保育に支障がないよう、保護者、行政と一緒に引継業務を行いました。さらに市受託事業として、子育てサロン名人発掘事業や学童保育所運営事業、ファミリーサポートセンター運営事業などに取り組みました。

#### 活動指針2 「小さな声にも応える福祉サービスを提供し、普及に努めます！」

公的サービスでは対応できない生活・福祉課題を抱えている高齢者等を対象に、生活支援サービスを実施する担い手である生活・介護支援サポーターを養成し、おおむたキャロットサービスへの登録を行い、サポーターとして派遣しサービスを実施しました。

高齢者等福祉対策については、高齢者、障がい（児）者に対する介護保険事業・障害者自立支援事業をはじめ、住民の悩みなどを解決に導く総合相談事業、低所得者等に対する貸付事業（県社協受託事業）等に取り組みました。

また、広報については、機関紙「きらり」の発行をはじめ、社協ホームページの充実、事務局通信「きらり」の月1回発行など、情報提供の充実に努めました。

### 活動指針3 「誰もがまちづくりに参加できる活動をすすめます！」

ボランティアセンターの充実強化のため、個々のボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、ボランティアニード情報誌を作成し、コーディネート機能の充実に努めました。

また、手話をはじめとする各種技能養成講座、障害福祉総合ボランティア養成講座、市民後見人実践講座などの各種養成講座や第2回共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバル、第3回大牟田市地域福祉大会、知的障がい児・者医療支援体制プロジェクトなど、多職種協働で様々な事業に取り組みました。

#### (4) 校区社協活動への支援

##### 校区“きずな力”アンケート調査

各校区住民の地域福祉に対する意識を把握し、今後の福祉座談会や研修会等にて情報共有を図り、地域福祉力の向上に向けた各校区の取り組みを検討することで、「よりよい地域づくり」につなげていくことを目的に実施した。結果については各校区における福祉座談会、合同研修会等でフィードバックを行い、ふれあい活動推進員、福祉委員、民生委員等の連携の必要性や今後の地域福祉活動の「仲間づくり」につなげる上でのふれあい活動推進員を普及していくことの意義について、参加者の理解を深めた。

【対象】各校区社会福祉協議会構成員（900名程度）

【期間】平成23年 7月8日～8月5日

【回収率】70.9%

##### 新任校区社協会長研修会の開催

新任の校区社会福祉協議会会長を対象に、大牟田市社会福祉協議会の概要説明と校区社会福祉協議会の役割や活動内容についての研修を行うことで、地域福祉活動に対する理解を深めることを目的に開催した。

【開催日】平成23年6月24日（金）

【場所】大牟田市総合福祉センター ミーティングルーム

【内容】社会福祉協議会とは 新校区社協ハンドブックについて

【参加者】3名（玉川校区・平原校区・銀水校区）

##### 校区社協会長研修会の開催

校区社協会長が大牟田市の地域福祉の現状等を捉え、各々の校区社協で連携を深めることにより自校区での地域福祉活動の向上を図ることを目的に校区社協会長研修会を開催し、各校区間での情報交流・親睦を図った。

【開催日】平成23年11月21日（月）

【場所】総合福祉センター 大会議室

【内容】講演会

校区社協による今後の地域づくりについて

～校区“きずな力”アンケート調査結果より～

講師：熊本学園大学 社会福祉学部 教授 和田 要 氏

意見交換会

・校区きずな力アンケート結果を踏まえた、自校区の良い点・改善点

・それを踏まえ、今後校区社協として取り組みたいこと

【参加者】16名

##### 校区社協・校区民児協・校区連協合同研修会の開催

地域リーダーである各校区社協・民児協・連協の会長が、地域福祉活動の推進方法等を研修・研鑽することを目的に「これからの地域福祉のあり方」をテーマとした合同研修会を開催した。

【開催日】平成23年9月26日（月）

【場所】総合福祉センター 大会議室

【内容】これからの地域福祉の在り方について ～校区“きずな力”アンケート調査結果をもとに～

講師：熊本学園大学 社会福祉学部 教授 和田 要 氏

【参加者】61名

## (5)小地域ネットワーク活動の充実

### 福祉委員制度によるネットワーク活動強化

本会では地域における小地域ネットワーク活動を活性化していくために、平成18年度に福祉委員制度を発足した。きめ細かな地域福祉サービスや情報が校区全域に伝わるよう、各校区の世帯に応じ、概ね100～150世帯に1人の割合で福祉委員が見守り・訪問・支援活動を行っている。平成23年度は、370名が福祉委員として市内各地で活動した。

平成23年8月2日～6日にかけて「福祉委員の役割」をテーマに大牟田市総合福祉センターにて福祉委員研修会を開催したほか、各校区における小地域ネットワーク活動での福祉委員や民生委員・児童委員との連携等、地域福祉活動に関する課題や解決策等について意見交換を行う福祉座談会を下記のとおり実施した。

### (福祉座談会の実施状況) 市社協が出席した分のみ掲載

開催日	校区	開催日	校区
7月2日(土)	手鎌校区	12月15日(木)	中友校区
7月29日(金)	銀水校区	1月18日(水)	平原校区
8月25日(木)	玉川校区	1月25日(水)	三池校区
9月28日(水)	みなと校区	2月18日(土)	手鎌校区
10月7日(金)	駛馬南校区	2月19日(日)	倉永校区
11月14日(月)	天道校区	2月24日(金)	高取校区
11月17日(木)	羽山台校区	3月18日(日)	天道校区
12月4日(日)	吉野校区	合計	15回

### おおむたキャロットサービス(住民参加型福祉サービス)

生活・介護支援サポーター養成講座修了者を対象に、サポーター登録を行い、生活課題を抱えている一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいがある人などに、制度の狭間などで公的な福祉サービスでは対応できない生活支援サービス(おおむたキャロットサービス)を平成22年7月より開始した。

### (おおむたキャロットサービス会員数)

利用会員
84名
協力会員(サポーター)
26名

### (おおむたキャロットサービス活動内容及び活動状況)

活動内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
掃除・洗濯(家事支援)	20	20	16	17	19	12	29	17	27	22	55	39	293
買物	2	1	1	3	1	2	2	4	3	4	10	19	52
薬とり						1		1			1	2	5
見守り			1			4	6	4	4	5	5	2	31
食事づくり				3			3	5				1	12
草取り	11	10	14	7	7	10	9	6	3			4	81
通院など外出付添い	11	4	7	6	8	9	15	8	7	18	11	5	109
家屋の修理				4		3		3	1				11
その他	3	3	4	8	4		1	2	1	1	5	8	40
合計	47	38	43	48	39	41	65	50	46	50	87	80	634

## 多職種・多分野協働のまちづくり

平成23年度は、福祉団体・行政等多職種協働で様々な事業を実施した。

### 【多職種・多分野協働の主な事業】

第8回徘徊SOSネットワーク模擬訓練  
第33回パラリンピック&サンアビまつり  
共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&  
社協“絆”フェスティバル  
ふるさと福祉職場合同説明会  
障害総合福祉ボランティア養成講座  
市民後見人実務養成講座  
商店街いきいきふれ愛あきない祭  
認知症絵本教室  
知的障がい児・者医療ニーズ調査プロジェクト  
認知症高齢者徘徊搜索活動  
東日本大震災復興支援～絆～プロジェクトおおむた

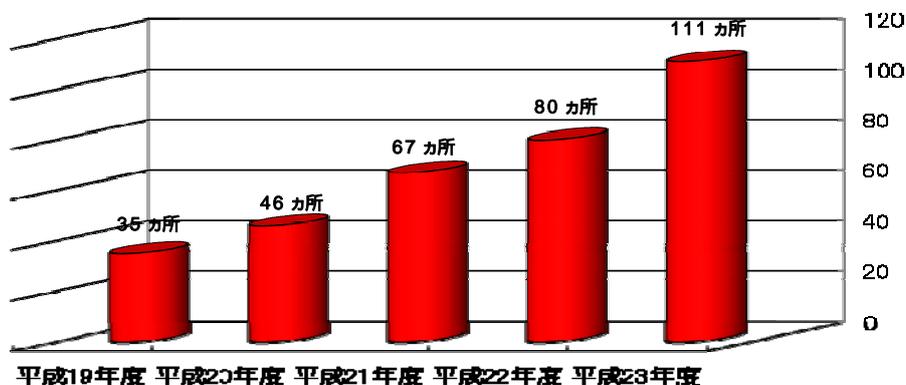
他

## (6) ふれあいサロン活動の拡大

### ふれあいサロン事業の推進

地域に住む高齢者や子育て中の人達や障がいを持った人達が地域で楽しく過ごす憩いの場、集いの場として重要視されている“ふれあいサロン活動”を市内全域に拡大した。中でも既存の高齢者サロンに子育て中の人たちを巻き込んだサロンを16カ所開設した。3月末現在で111カ所がサロンとして登録している。

ふれあいサロン活動実績の推移（3月末現在）



### サロン事業の情報提供

登録されているすべてのサロン活動者に呼びかけて、年2回サロン連絡会を開催し、サロン活動のメニュー紹介やサロン活動の実践発表を行うなど、情報交流を図った。

## (7) 子育て支援の充実

### 子育てサロン・子育て名人発掘事業（市受託事業）

子育てサロン・子育て名人発掘事業は、子育て世代の居場所を増やすことと、子育て経験者が持つ暮らしや子育ての知恵を若い世代に伝える機会をつくることを目的としている。

“お世話焼きさん”という子育て名人を発掘し地域で多世代交流ができる子育てサロンを広げ、お話会やフェスタを実施することで、地域の子育て支援者を発掘・登録し、子どもや子育て中の親の相談・支援に繋げた。

【子育てサロン開設数】 16カ所

【子育て名人登録者数】 36名

開催日	事業内容	参加人数	開催場所	備考
6月29日	第7回 子育てきらりフェスタ 開催	215人	総合福祉センター	
6月30日	やらんといかんばい瓦町 開設	29人	総合福祉センター	第3水曜日
8月24日	集まろう会 開設	30人	地域交流施設『すいせん』	第3水曜日
9月10日	第8回 子育てきらりフェスタ 開催	227人	諏訪公園	
10月12日	かたらいの森 ひばりヶ丘 開設	22人	かたらいの森 ひばりヶ丘	第2水曜日
11月12日	にこにこサロン白川 開設	15人	白川小学校	第2土曜日
12月4日	第9回 子育てきらりフェスタ 開設	109人	総合福祉センター	
1月12日	子育てサロン「うさぎちゃん」開設	8人	地域交流施設『わたげ』	第2・4水曜日
1月23日	MILK KIDS開設	17人	大牟田市民体育館	毎週月曜日
1月26日	天道サロン開設	71人	天道小学校	第3日曜日
3月8日	第1回 子育てコーチング講座	57人	総合福祉センター	
3月15日	第2回 子育てコーチング講座	47人	同上	
3月22日	第3回 子育てコーチング講座	49人	同上	
3月31日	槐三里にこにこサロン開設	17人	地域交流施設『槐』	第3土曜日

#### 子育て情報誌「れみい」の発行

「子育て中、いざという時にどうしていいかわからない」「転勤などで周りに親類・知人もいない」という人や将来子どもを産み育てていく女性に向けて、子育て情報誌「れみい」を発行した。子育て特集記事をはじめ、公私の子育て支援事業、育児相談や働くお母さんのインタビューや小児科・産婦人科などの医療情報やお店など、大牟田での子育てが楽しいと思っただけの役立つ情報が満載の情報誌として、好評を博している。平成23年度は、4月、10月発行。

#### おもちゃの図書館「くるりん」開設

おもちゃの図書館「くるりん」は、障がいのある子どもたちが、おもちゃを通して楽しく遊ぶことができるようにとの願いから始まったボランティア活動。障がいのある子どもたちは、遊びの機会に欠け、また上手に遊べない傾向があることから、たくさんのおもちゃを用意して、気にいったおもちゃを選んで遊んでもらい、家でも楽しく遊べるように貸し出しするのが「おもちゃの図書館」の活動。平成22年10月に「くるりん」開設。毎月第4土曜日に開催している。

### (8)ファミリー・サポート・センター事業(市受託事業)

子育てのお手伝いをしたい人(協力会員)と子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)との相互援助活動(コーディネート)を行うとともに、サポーター(協力会員)養成講座の実施や事業の周知啓発に努めた。

#### (養成講座の開催)

サポーター養成講座	平成23年6月23日(木)・6月30日(木) 2日間 15名登録
ステップアップ講座	平成23年8月11日(木)・10月20日(木) 平成24年3月8・15・22日(木)
フォローアップ研修	平成24年1月27日(金) 午前・午後
10周年記念講演会	平成23年12月4日(日)

(ファミリー・サポート・センター会員数の推移)

	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
利用会員	656	98.7	623	94.9	675	108.3
協力会員	112	102.7	120	107.1	128	106.7
相互会員	78	102.6	80	102.5	87	108.8
合計	846	99.6	823	97.2	890	108.1

(ファミリー・サポート・センター活動内容及び活動状況)

活動の主な内容	21年度 件数	22年度 件数	23年度 件数	前年比 (%)
保育所・幼稚園・学校・学童の登園登所前の預かり及び送り	146	332	144	43.3
保育所・幼稚園・学校・学童の迎え及び帰宅後の預かり	119	258	249	96.5
子供の病気時の援助	11	24	27	112.5
子供の習い事等の場合の援助	136	189	278	147.1
保育所・学校等休み時の援助	2	19	16	84.2
保護者等の短時間・臨時的就労・求職活動中の援助	24	11	51	463.6
保護者の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助	2	0	3	300.0
保護者等の外出の場合の援助	35	62	79	127.4
保護者の病気、その他急用の場合の援助	6	81	129	159.3
その他	22	2	19	950.0
合計	503	978	995	101.7

(9)放課後児童健全育成事業(学童保育所・市受託事業)

放課後児童対策として、昼間児童の養育ができない家庭などの児童(小学校1年生～概ね小学校3年生)に対して、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図った。

(入所児童数:平成24年3月31日現在)

学童名	三池	高取	中友	白川	大牟田	平原	合計
児童数(人)	27	18	15	42	43	10	155

(10)歴木保育所の引継

大牟田市立歴木保育所の民間移譲を受け、平成24年4月1日の開所に向けて、園児に与える影響を最小限に抑えることを目的とした保育所運営の引継ぎ等について下記のとおり実施した。

月日	内容	月日	内容
4月8日	大牟田市に申請書提出	12月6日	三池校区社協役員会出席
4月25日	事業者選定委員会	2月1日 ~2月8日	園長、主任による保育士、調理員面談
5月2日	事業者決定通知受領	2月9日	職員オリエンテーション実施
6月10日	二者協議実施(市、社協)	2月17日	職員に内定通知書交付
6月27日 ~7月1日	保育士、調理員面談	2月25日	三者協議実施 (次年度保育内容、行事等確認)
8月27日	三者協議実施 (市、社協、保護者代表)	3月3日	クラス別保護者懇談会 (次年度保育内容、行事等説明)
9月1日	引継仮協定書締結及び園長、主任保育士内定	3月31日	保育所引継式実施(市、社協)
10月1日	引継保育開始(園長)		

## (11) 高齢者福祉対策の推進

### 介護保険事業の充実

訪問介護(ホームヘルパー派遣) 訪問入浴(入浴車による訪問入浴) 居宅介護(ケアプランの作成)の3事業を実施し、要支援、要介護者の在宅生活を支援した。

### 小規模デイサービス「ふれあい処えている」開所

平成24年3月1日より、利用者である高齢者及び障がい者が集い・楽しみ・それぞれが役割を見つけ、担うことができる場所として制度内事業はもとより、社協の他事業との連携を図りながら、制度の狭間のサービスにも対応し、セーフティネットとしての機能をもつ事業を展開していくことを目的とした“小規模デイサービス「ふれあい処えている」”を開所した。

### 介護予防・相談センターの運営(市受託事業)

中央地域包括支援センターのサブセンターとして、上官・平原校区を担当し、介護認定により要支援と認定された高齢者及び配食サービス等の地域支援事業利用希望者等に対して、介護予防プラン等を作成するとともに定期的な訪問を行うことにより高齢者の心身の健康保持、生活の安定のために必要な支援を関係機関、サービス実施事業者等と連携して実施した。また生活管理指導員を派遣し、必要な家事を予防的な観点から実施した。その他195件の相談対応を実施した。

新たな取組みとして、高齢者が多い龍湖瀬県営住宅(平原校区)を対象に、介護予防と地域住民のつながりを構築するために、集会所を活用し、月に1回のサロンを開設した。平成23年8月の準備段階から関わり、10月にスタートして毎回約20名の参加がある。

今後も、担当校区内で、高齢化率の高い地域でのサロン作りを実施していく。加えて、平原校区にある介護予防拠点・地域交流施設「ひらばる」「くぬぎ」「たんぼぼ」の3ヵ所と連携し、3カ月に1回、地域における様々な情報の交換・共有の場として、平原校区地域交流施設連絡会議を開催していく。

(各年度事業実績)

事業名		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防・相談センター	収入(円)	3,056,800	3,129,000	3,511,080	3,442,720	3,779,360
	件数(件)	476	621	701	660	762

「在宅介護者の会」の活動支援

在宅介護者に対する情報提供、相互交流を目的とする2つの「在宅介護者の会」の事務局を担い、様々な活動支援を行った。

大牟田市在宅介護者の会「げんきかい」...会員数24人

【目的】在宅介護者が本音で語り合い、交流することを通じて、「介護」にかかる課題を解決していくことを目的に実施。

【定例会】毎月第4水曜日に実施。

おしゃべり会を中心に、学習会、カラオケ大会などを実施。また、年2回、日帰り温泉旅行などリフレッシュ事業にも取り組んだ。

認知症在宅介護者の会「つどい語らう会」

【目的】介護家族が安心して介護を続けられ、介護が困難になっても本人と家族が、より良く暮らしていけるようにするための専門的、継続的なサポートを提供。

家族が主体となった家族会の発足。

【定例会】毎月第3木曜日に実施(地域交流施設を会場として活用)

美容と健康のためのケアピクスや学習会、もの忘れ相談医による個別相談、レスパイトケア、カフェなどを実施。

日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助相談)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対して生活支援員を派遣し、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行った。

(実施状況)

	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
人数	17	106.3	20	117.6	27	135
件数	145	87.3	227	156.6	451	198.6

車椅子貸出事業

在宅の高齢者・障がい児・者等に対して、日常生活の便宜と介護者の負担軽減を図るため、延95人に無料で車椅子を貸し出した。

(12)障がい児・者福祉対策の推進

障害者社会参加促進事業(市受託事業)

障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手話、朗読、点訳、要約筆記の各奉仕員養成講座を総合福祉センターで実施するとともに、個人・団体等の要請に対して、要約筆記奉仕員を派遣した。また、視力障害者の情報収集のために「点字や声の広報」を実施した。新たな取り組みとして「手話」についての知識をより多くの市民に広げるために「ミニ手話講座」を総合福祉センターにて実施した。

(各講座の実施状況)

講 座 名		概 要
手話奉仕員養成講座	入門	【期 間】平成23年6月2日～平成24年1月19日(毎週木曜日30回) 【受講者】28名 【修了者】28名 【入会者】20名
	基礎	【期 間】平成23年10月1日～11月26日(毎週土曜日8回) 【受講者】29名
朗読奉仕員養成講座		【期 間】平成23年5月12日～7月21日(毎週木曜日10回) 【受講者】10名 【修了者】9名 【入会者】9名
点訳奉仕員養成講座		【期 間】平成23年5月20日～7月22日(毎週土曜日10回) 【受講者】10名 【修了者】5名 【入会者】5名
要約筆記奉仕員養成講座 (手書き・パソコンコース)		【期 間】平成23年9月17日～11月26日(毎週土曜日11回) 【受講者】7名 【修了者】5名 【入会者】5名

障害者自立支援サービス事業

障害区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、居宅サービス(ホームヘルパー派遣)、訪問入浴(入浴車による訪問入浴)、移動支援(ガイドヘルパー派遣)の3事業を実施し、在宅生活を支援した。

障がい児・者余暇活動

生活を豊かに彩る余暇の時間。学校でも仕事でも家でもない余暇の時間をどう過ごすかによって、生活における充実感が大きく変わってくる。平成23年度、障がい児・者が余暇を過ごす新たな場づくりになればとボランティアと下記のとおり余暇活動に取り組んだ。

(余暇活動状況)

日 程	余 暇 活 動 内 容	参加者(ボランティア含む)
平成23年8月21日(日)	三池光竹の竹灯籠をつくろう!	16人
8月28日(日)	おいしいスイーツをつくろう!	14人
9月4日(日)	体が楽器だ! ボディパーカッション	16人

種まき大作戦セミナー ～笑顔の花を咲かせましょう～

(「障がい者をお持ちの方の生活を考える研修会」日本社会福祉弘済会助成事業)

私たちが生活する中で「日常的な事」が、障がいがあるゆえに「困難な事」と感じる人もたくさん暮らしている。そこで、障がいの世界を少しでも知っていただき、生活しやすい地域づくりの「きっかけ」になることを目的に、「障がい者をお持ちの方の生活を考える研修会(種まき大作戦セミナー)」を開催した。

(研修会開催状況)

日程	セミナー内容	研修・講義(講師名)	参加者
6月10日	「障がい理解について」 ～障がいについて導入～	グループワーク	10名
9月28日	「発達障害を考える」	川崎医療福祉大学 特任教授 佐々木正美さん	72名
10月2日	「生きがいづくり・音楽バンドに学ぶ」	ピュアハート	54名
10月13日	「障がい者に学ぶ共生のまち」 ～事例を通して考えよう～	社会福祉法人 東翔会 小規模多機能ホーム みえあむ管 理者 小沼 真理子 さん	21名
11月20日	「発達障害の理解」 ～子育てや日常診療の中で～	自閉症児を家族に持つ医師・歯科医 師会 副会長 くもと発育クリニック院長 岡田 稔久 さん	70名
12月5日	「障がい児・者が 暮らしやすい地域づくり」 ～地域ネットワーク 人づくり～	NPO法人 地域生活支援ネット ワーク サロン理事兼事務局顧問 日置 眞世さん	42名
3月28日	「知的障害児・者の 医療受診の現状について」	グループワーク	40名

(13)総合相談事業の推進

福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合「第三者委員会」でその解決を図るため設置しているが、平成23年度は相談依頼がなく、開催していない。

行政書士による法務相談

毎月第3水曜日に行政書士による法務相談を実施し、家庭、離婚、金銭貸借、財産相続、事故などの相談に親身になって対応し、高度な対処法については無料弁護士相談や関係機関へ橋渡しをした。平成23年度実績は、56件。

生活福祉資金貸付事業(県受託事業)

低所得者、高齢者及び障がい者等の世帯に対して、生業、住宅、災害、福祉、修学、緊急小口、離職者等の各種資金の貸付相談の受付を行い、民生委員の協力のもと、借受世帯の自立に向けた指導、支援を行った。

【相談受付件数】336件

【貸付件数】46件

(生活貸付福祉資金状況)

(単位：千円)

	21年度		22年度		23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活支援費	14	7,209	27	11,630	6	2,691
住宅入居費	2	379	1	129	0	0
一時生活再建費	4	699	6	721	0	0
福祉費	1	61	8	8,423	8	9,460
緊急小口	16	1,400	28	2,660	22	2,100
教育支援費	9	10,309	11	18,320	3	4,422
就学支度費			10	2,499	7	1,560
その他			1	140	0	0
合計	46	20,057	92	44,522	46	20,233

#### 住宅手当緊急特別措置事業（市受託事業）

住宅手当緊急特別措置事業は、離職者であって就労能力・就労意欲のある人の中で、住宅を喪失しているか、喪失するおそれのある人に対して住宅手当を支給することにより、これらの人に住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。この事業を実施するに当たっては、市保護課やハローワークと連携し、「福祉から就労」支援事業を活用したり、必要に応じては本会が窓口である生活福祉資金貸付事業を併用しながら、当事者の支援にあたった。

【相談件数】 83件  
（うち面接相談68件、電話相談15件）  
【申請件数】 16件  
【支給決定件数】 16件  
【就職決定者数】 13件

#### (14) 社協広報の充実

広報紙「きらり」の発行

年4回（4月・7月・10月・1月）全世帯を対象に発行している社協福祉情報「きらり」を発行した。

社協事務局通信「きらり」の発行

毎月1回、社協事務局通信「きらり」を発行し、タイムリーな情報を提供した。

社協ホームページ（<http://www.omshakyo-kizuna.com/>）

社協の様々な活動・事業内容を紹介、また社協職員日記を毎日掲載した。

「点字・声の広報」の発行（市受託事業）

視力障がい者が地域生活する上で、必要な情報などを「点訳奉仕大牟田むつき会」や「大牟田朗読の会」の協力を得て、点字や音声によって定期的に情報を提供した。

#### (15) ボランティアセンター充実強化

ボランティア情報提供と啓発

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結びとともに、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート機能の充実に努めるため、登録団体名簿・ボランティアニード情報誌を作成し、各関係機関に配布した。

また、登録団体・個人に今年度より年1回の登録継続アンケートを送付。ボランティア活動継続についての意識確認を行った。

コーディネート機能の強化

地域において、ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結びとともに、ボランティアが自分の希望する活動を選択できるよう、コーディネート機能の充実に努めた。

また、個人登録者に今年度より年1回の登録継続アンケートを送付し、意思確認を行った。

（ボランティアセンターの登録状況）

	21年度	前年比 (%)	22年度	前年比 (%)	23年度	前年比 (%)
グループ(団体)	54	117.4	52	96.2	35	67.3
個人(人)	230	110.0	61	26.5	16	26.2

### 傾聴ボランティア養成講座

地域におけるコミュニケーションの希薄化が進む中、「心の豊かさ・心のケア」が求められる  
 昨今、相手の気持ちに寄り添い、心を込めて話を聴く「傾聴ボランティア」を養成することにより、その悩みや寂しさの解消への一端を担うことを目的に「傾聴ボランティア養成講座」を開催した。

第1回 平成23年10月29日  
 第2回 平成23年11月11日  
 第3回 平成23年11月18日  
 第4回 平成23年11月25日  
 第5回 平成23年12月2日

(受講者)19名 (修了者)8名

### 要約筆記ボランティア派遣(市受託事業)

聴覚障がい者の社会参加を促進するために、体育大会、福祉活動、文化活動、研修会等に要約筆記奉仕員を派遣した。

#### (派遣状況)

		21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
要約筆記	派遣件数	28	147.4	20	71.4	19	95
	奉仕員数	87	161.1	62	71.2	66	106.5

### ボランティア活動保険加入

地域行事やボランティア活動等を支援するため、ボランティア活動保険の加入受付を行った。

#### (加入状況)

	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
加入者数	2,591	90.0	2,820	108.8	2,911	103.2

### 生活・介護支援サポーター養成講座「絆塾」(市受託事業)

介護保険制考え、地域の高齢者や障がい者等の個別ニーズに応えるため、ちょっとしたお手伝いができる市民サポーターを養成するために、今年度は東日本大震災の被災地で求められている「絆」を教訓に、大牟田で必要な「絆」について考え、学ぶ「絆塾」と銘打って生活・介護支援サポーター養成講座を開催した。

平成23年12月6日～平成24年2月7日、毎週火曜日全8回の講座を実施。

毎回約30人が受講し、セミナー終了後12名がサポーターとして登録した。

回数	講師名	講座テーマ	参加者数
第1回	共同支援ネットワーク石巻事務所 統括責任者 武田 和典さん	東日本大震災から学ぶ「絆」	28人
第2回	九州大学大学院 教授 坂口 光一さん 大牟田市認知症ケア研究会 代表 大谷 るみ子さん	ケアの世界にもっと素敵な物語を	29人
第3回	大牟田市社会福祉協議会 福祉サービス担当職員	高齢者疑似体験 「歳をとるってどんな感じ？」 訪問する時の心得	30人
第4回	高齢者総合ケアセンターこぶし園 総合施設長 小山 剛さん	災害時に高齢者・障害者を支える サンダーバードの経験から 「絆」づくりから見えるもの	42人

第5回	九州大谷短期大学表現学科 教授 齋藤 豊治さん	コミュニケーションを豊かにする 表現法	28人
第6回	九州大谷短期大学表現学科 教授 齋藤 豊治さん	コミュニケーションを豊かにする 表現法	41人
第7回	体験実習	各訪問先にて	20人
第8回	共同支援ネットワーク石巻事務所 統括責任者 武田 和典さん 下関市「有歩道」 管理者 吉宗 誠さん	体験実習を終えて意見交換 大牟田の「絆」とは... 今後の活動について	30人

#### 障害福祉総合ボランティア養成講座

障がいに対する理解をより一層深め、当事者と地域との架け橋となっただけのボランティアの養成を目的として、今年度は高校生を対象に大牟田市障害者協議会、障害者相談支援センターと協働で開催した。

#### 成年後見活用講座

地域社会における権利擁護の推進を図るためにより多くの人々に成年後見制度を理解し、活用してもらえることを目的として、大牟田市、大牟田市高齢者・障害者権利擁護連絡会、成年後見センター・リーガルサポート福岡支部と協働で開催した。

【開催期日】平成23年1月19日～2月16日の毎週水曜日・全5回

【定員】30名

【研修内容】「人権・権利擁護」「法定後見制度の概要」「認知症及び精神・知的障がいについて」「契約」「任意後見制度の概要」「家庭裁判所について」等

#### 第2回大牟田市地域福祉大会～地域支えあい絆セミナー～

市民一人ひとりが大牟田市の地域福祉の現状について認識を深めるとともに、自ら住んでいる地域に積極的に関わりを持ち、自助・互助・共助によるまちづくりをすすめていくことの重要性について理解を深めることで、地域住民の地域住民による、地域住民のための「支えあいの“絆”」を創造することを目的で開催した。

【日時】平成24年3月3日(土) 9:30～12:30

【場所】大牟田文化会館小ホール

【主催】大牟田市地域福祉大会実行委員会

【共催】大牟田市社会福祉協議会、大牟田市、大牟田市ボランティア連絡協議会

【参加者】約400名

【内容】

(第1部) 大牟田市社会福祉協議会 功労者表彰式典

(表彰の部)

校区社協実践活動者(20名)

優良校区社協(みなと校区社協)

ボランティア活動団体(3団体)

(感謝の部)

校区社協実践活動者(49名)

ボランティア活動団体(1団体)

善意銀行高額寄付者・団体(1団体・1名)

(第2部) 基調講演 「絆世代が目指す幸齢化社会」

(講師)九州シニアライフアドバイザー協会 先川祐次さん

(第3部) 地域づくりシンポジウム

「東日本大震災から1年 大牟田の私たちにできること」

(コーディネーター)

東北関東大震災・共同支援ネットワーク石巻事務局 武田和典さん

(復興支援活動者)

大牟田市地域コミュニティ推進課

主査 田中優子さん

医療法人親仁会みさき病院 医療ソーシャルワーカー

緒方弘征さん

## (16)福祉教育の推進

小・中学校を対象として、福祉教育を推進し社会福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動と地域福祉活動への参加促進を図った。

福祉教育推進校の指定及び育成

児童・生徒の福祉教育の推進を目的として、高等学校4校、中学校11校、小学校22校を福祉教育推進校に指定し、視覚・聴覚障がい者等をゲストティーチャー（講師）として派遣した。

(派遣状況)

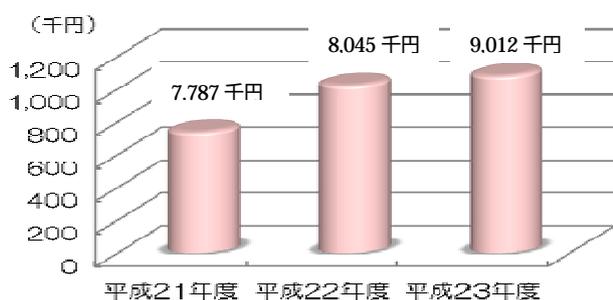
	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
派遣件数	39	105.4	32	82.0	34	106.3

福祉教育推進校連絡会の開催

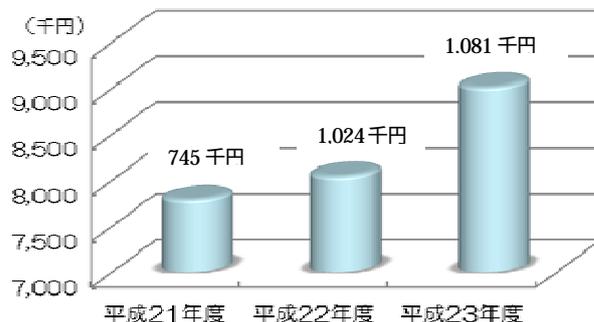
福祉教育推進校が相互の連携を図るとともに研修や情報交換を行うため、連絡会を開催した。

## (17) 大牟田善意銀行の啓発強化

一般寄付金の3カ年の推移



賛助会員会費の3カ年の推移



(預託状況)

(単位:円)

	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
会員数(個人・団体)	413	97.6	473	114.5	426	90.1
金額(円)	745,000	114.3	1,024,000	138.7	1,081,500	138.7

(会員数等の推移)

	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)	
一般寄付金	件数	430	85.8	459	106.7	462	100.7
	金額	7,787,033	73.4	8,044,998	103.3	9,011,791	112.0
物品寄贈件数	13	161.5	16	76.2	21	131.3	

## (18) 総合福祉センターの運営

### 総合福祉センター利用状況

	21年度	前年比 (%)	22年度	前年比 (%)	23年度	前年比 (%)
会議室等利用件数	812	66.8	1,030	126.8	1,348	130.9
会場使用料収入 (円)	3,543,580	83.7	4,452,543	125.8	4,592,967	103.2
ヘルストロン利用者数	11,513	90.2	13,816	119.9	14,250	103.1
ヘルストロン利用収入 (円)	1,151,300	90.2	1,381,600	119.9	1,425,000	103.1
利用収入計(円)	4,694,880	85.2	5,834,143	124.3	6,017,967	103.2
会議室等年間利用者数	30,660	61.1	41,508	135.4	44,863	108.1

### 絆けんこう教室

総合福祉センター利用者や近隣の地域住民を対象に、毎週月曜日、11:00～多目的ルームで「絆けんこう教室」を開催した。

毎回、参加者の血圧測定後に多彩な講師（ボランティア）を招いて、「絆けんこう教室」を実施し、延619人が参加した。

### 総合消防訓練

平成24年2月23日木曜日の午後、利用者がいる時間帯に、ボランティア連絡協議会と合同で、総合消防訓練を実施した。「喫茶すずらん」より出火したという想定で、社協職員は自衛消防隊をはじめとし、それぞれの役割分担（初期消火班・避難誘導班・非常持出班・救助班）に分かれ、センター利用者を西側非常階段より駐車場へ避難させた。特に今回は、開所予定の3階のデイサービス「えいる」の利用者（1人では歩けない高齢者）が逃げ遅れたという想定で、職員が抱きかかえながら避難誘導を行った。

また、聴覚障がい者等にスピーディに状況を伝達するために、視覚で訴えるプレートを用いたり、高齢者を想定した付き添う形の避難誘導を心がけるなど、総勢約80人の参加者による実践的な消防訓練となった。

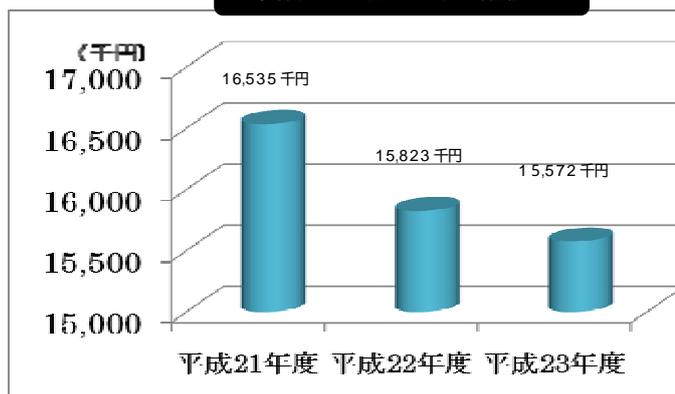
訓練後、消防隊員による消火器の取扱い方、水消火器での実演等行われ、場所を会議室に移し、「建物火災」についての講習も行われた。

## (19) 共同募金運動の取組み

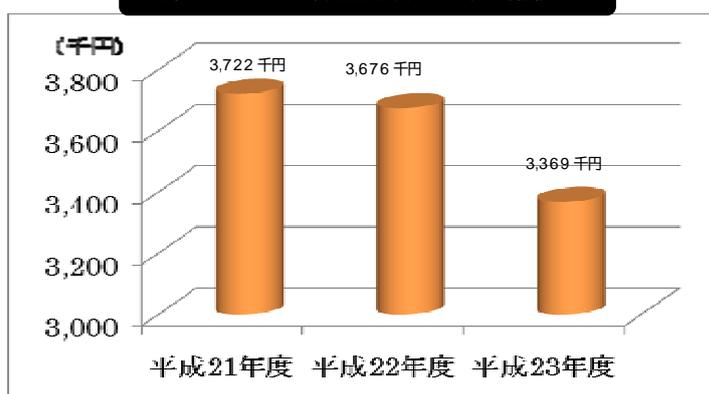
赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動について、福岡県共同募金会大牟田市支会と連携して取り組んだ。

### 赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金実績

共同募金実績3カ年の推移



歳末たすけあい募金実績3カ年の推移



(単位：円)

	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
赤い羽根共同募金	16,534,835	95.9	15,823,021	95.7	15,572,036	95.7
歳末たすけあい募金	3,722,102	114.4	3,675,789	98.8	3,368,966	91.7

#### 共同募金配分委員会の活動

長引く不況、また公民館加入率の減少等にみられる地域組織の弱体化等の事由により、共同募金実績額が年々減少傾向にあることから、昨年度、募金配分団体及び配分交付金の見直しのために配分委員会を設置しガイドラインを策定した。今年度は5月に平成23年度福祉教育推進校への配分審査を行なった。また10月より全戸配布の社協福祉だより“きらり”や社協のホームページ上で平成24年度福祉事業配分についての公募を行い、既存の福祉団体以外にも新たに全市的・先駆的な福祉事業を展開する団体について門戸を開いた。平成23年度配分委員会における活動は以下のとおりである。

平成23年5月11日 第1回配分委員会 (平成23年度事業に対する配分金審査)  
福祉教育推進校よりの配分申請についての審査 (中学校6校・小学校19校)  
平成24年2月16日 第2回配分委員会 (平成23年度事業に対する配分金審査)  
福祉教育推進校 (中学校5校・小学校14校)  
福祉団体・NPO法人など(16団体) 交付団体及び交付額について審査  
いずれの審査結果も共同募金会理事会・評議員会の承認を経て配分交付を行なった。

#### 第2回共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバルの開催

赤い羽根共同募金の普及、啓発を目的に、22校区の地域住民を対象に、「赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会」を開催した。

また、地域社会における人々の「支えあいの絆」を深めることにより、子ども・高齢者・障がい者にやさしい大牟田のまちを創造していくとともに、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち」の実現に寄与するために「社協“絆”フェスティバル」を開催した。

【日 時】平成23年9月11日(日) 【会 場】諏訪公園 文化交流ゾーンイベント広場

【参加者】約2,000人

【内 容】 赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会

社協“絆”フェスティバル

子育てきらりフェスタ

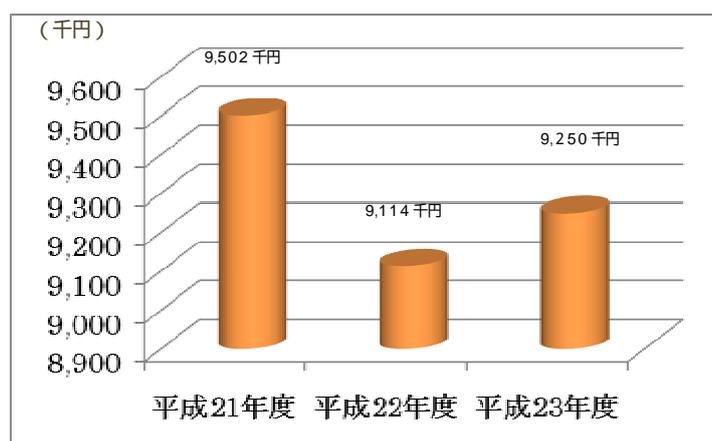
東日本大震災復興支援みちのく物産展

【主 催】赤い羽根共同募金杯校区対抗グラウンドゴルフ大会&社協“絆”フェスティバル実行委員会

【協力団体】大牟田市グラウンドゴルフ協会・大牟田レクリエーション協会 ほか

## (20) 日本赤十字大牟田市地区業務の取組み

### 日赤募金(一般社資)実績の推移



(単位：円)

	21年度	前年比(%)	22年度	前年比(%)	23年度	前年比(%)
一般社資	9,502,425	97.8	9,113,593	95.9	9,249,787	101.5
法人社資	300,000	68.2	275,000	91.7	225,000	81.8
計	9,802,425	96.6	9,388,593	95.8	9,474,787	100.9

### 平成23年度地域別・職域別・学域別の献血実績について

区 分	受 付 者 (人)	献 血 者 (人)	不 適 (人)
地 域 別 (30カ所)	2,919	2,265	654
職 域 別 (26カ所)	1,587	1,350	237
学 域 別 (9カ所)	736	604	132
街 頭 (イオンモール大牟田 11回)	1,201	869	332
合 計	6,443	5,088	1,355

### (21)福祉車両寄贈について

平成23年9月、福岡県共同募金会の平成22年度共同募金A 枠配分により地域福祉の向上を目的とした福祉巡回車を、平成24年2月には、日本財団より高齢者や障がい児・者等の社会参加を目的に車いす対応(スロープ付き)軽車両を配備された。今後、地域福祉活動や福祉サービスなど幅広い分野で活用していきたい。

### (22)職員研修の取組み

全職員研修

日 程	講 師	研 修 内 容
6月2日	大牟田市 健康対策課 主査 徳川昭彦 氏	がん検診精密検査未受診者等に対する取り組みから見えてきたもの(研究報告)
6月21日	社協職員 中逸芳佳 " 藤川美名子	障がい児・者医療ニーズ調査結果について やねだん創生塾研修報告
7月26日	大牟田市 地域包括支援センター SW 岡山隆二 氏	地域と社会福祉協議会
8月30日	大牟田市 地域包括支援センター SW 岡山隆二 氏	社会福祉協議会の生い立ち
9月5日	共同支援ネットワーク 代表 武田 和典 氏	【特別編】 被災地から学ぶコミュニティづくり
9月27日	大牟田市 地域包括支援センター SW 岡山隆二 氏	介護保険と社会福祉協議会
10月26日	大牟田市 地域包括支援センター SW 岡山隆二 氏	社会福祉協議会と施設福祉
11月30日	大牟田市 地域包括支援センター SW 岡山隆二 氏	成長する社会福祉協議会のために
12月5日	大牟田警察署 交通課 藤木 氏	安全運転講習会
1月6日	社協職員 藤川美名子・草場望	社協の「みえる化」「魅せる化」を向上させる 研修会報告
2月9日	日本ファシリテーション協会 フェロー 加留部貴行 氏	“絆塾フォローアップ講座” ファシリテーションの意義と実践
3月28日	社協職員 中逸・伊藤 " 中村・吉山・藤山・林	医療ニーズ調査報告 地域支援員活動報告

## ホームヘルパー研修

日 程	講 師	研 修 内 容	参加者
4月20日	大牟田市社会福祉協議会 内野 周一	大牟田市社会福祉協議会の概要 ～平成23年度事業計画・重点的な取組み～	37名
5月18日	大牟田市認知症ケア研究会 竜田 誠 氏	認知症について ～介護者の対処法～	35名
6月15日	大牟田市市生活衛生課 食品衛生監視員	食品衛生について ～食中毒を出さないために～	34名
7月20日	大牟田市社会福祉協議会 藤好アヤ子	熱中症について ～熱中症を予防するために～	35名
8月24日	大牟田市社会福祉協議会 中村 由美	治療食について ～腎臓病・高血圧症の食事療法～	32名
9月21日	大牟田市福祉課 西山 洋 氏	障害者福祉制度改正について ～同行援護の開始とQ&A～	37名
10月19日	大牟田市市民協働推進室 甲斐田みゆき氏	守秘義務について ～個人情報保護法に基づくガイドライン～	37名
11月16日	大牟田市消防署 消防署職員3名	救急救命について ～AEDの取扱い・心肺停止時の救命～	36名
12月21日	(特養)サンフレンズ 林 洋一郎 氏 大木 祐子 氏	リスクマネジメントについて ～事例検討に学ぶ～	24名
1月18日	大牟田市社会福祉協議会 奥園 和人	平成23年度福祉サービス事業報告について ～各事業実績報告及び今後の展開～	30名
2月15日	大牟田市社会福祉協議会 長野 洋子 中逸 芳佳	新規通所介護等事業について ～ふれあい処えている～	38名
3月21日	大牟田市社会福祉協議会 奥園 和人	平成24年度介護報酬改定について ～介護報酬改定ポイント～	34名

### (23)その他の市受託事業について

#### 大牟田市地域包括ケア推進事業

大牟田市地域包括ケア推進事業は、平成22年10月から市より受託事業で、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の更なる増加に対する地域包括ケアネットワークを確立するために、高齢者の支援ニーズに応じ、様々な生活支援サービスを包括的に提供できるような地域づくりを目的としている。

この地域包括ケア推進業務を遂行するため、平成23年度も引き続き中央地域包括支援センターへ本会所属の社会福祉士を派遣。具体的な事業内容は、次のとおり。

介護保険事業はもとより、訪問・見守り活動などの制度外サービスや高齢者住宅に関する情報など、地域包括ケアに必要な情報を収集し、ケアマネジャーや地域関係者へ情報を発信。

地域交流施設活用促進のため、地域住民と事業所を繋いだ。

一般高齢者に対して、外出援助、生活支援などの介護保険制度外のサービス（キャロットサービス、ふれあいサロン活動等）の周知啓発を行うなど個別のニーズに応えた。

#### 知的障がい児・者医療支援体制プロジェクトの実施

本市における療育手帳交付者数は、近年増加傾向が続いている。障がい者総体の社会参加は進展しつつあるが、知的障がいの場合、その障がい特性に対する地域認知の広がりが弱いことなどから、知的障がい児・者とその家族が抱える生活課題は多い。その中においても、とりわけ医療機関における知的障がい児・者の円滑な受診体制の環境整備は、健康と命を守る観点から最優先されるべき社会課題であり、その環境整備に向けた取り組みの基礎データとなる医療ニーズ調査が必要であった。そこで、障がい当事者団体や障がい者支援団体・行政等と協働で平成23年1月に「知的障がい児・者医療支援ニーズ調査プロジェクト」を立上げ、知的障がい児・者医療ニーズ等実態調査に取り組んだ。

【知的障がい児・者医療支援ニーズ調査概要】

**目 的**

知的障がい児・者を対象とした大牟田市での効果的な医療支援を検討するために、知的障がい児・者の医療環境に関するニーズを量的かつ質的な観点から明らかにする。

**調査結果の利用方法**

知的障がい児・者及びその家族の医療に関するニーズの高さと未充足度を、調査結果から推定し、充足していないニーズを充たすための支援方法等の基礎資料として活用する。

**調査のポイント**

医療に関する障がい児・者の現状とニーズの把握  
障がい児・者の家族が抱える医療及び生活全般  
情報発信・受診に関する現状とニーズの把握

**調査対象者**

施設利用者や団体に加入している障がい児・者及びその家族を対象に 380 人にアンケート調査を依頼し、272 人から有効な回答（有効回答率 71.6%）を得た。

医療ニーズ調査報告書（以下、報告書）にまとめ、プロジェクトも新たに「知的障がい児・者医療支援体制プロジェクト」として継続活動することになった。主な活動としては、報告書のダイジェスト版及びPPTの作成、啓発用DVDの作成等をおこない、それをもとに様々な団体・機関等へ調査報告会を開催した。調査報告会及びプロジェクト会議実施状況は下記のとおり。

（調査報告会及びプロジェクト会議の実施状況）

日 程	プロジェクト会議及び調査報告名	内 容
4月19日	第6回知的障がい児・者医療支援ニーズ調査PT会議	今後のプロジェクト活動展開
5月24日	第1回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	報告会の対象団体・機関等及び配布計画について
6月22日	第2回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	報告会に向けたDVD、PPTの内容チェック
7月12日	第3回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	報告会に向けたDVD、PPTの内容チェック
8月5日	第4回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	報告会に向けたDVD、PPTの内容チェック
9月6日	第5回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	報告会ダイジェスト版の内容チェック
9月21日	第6回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	報告会ダイジェスト版の内容チェック
9月26日	医療ニーズ調査報告会	保健師対象
10月18日	第7回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	保健師対象の報告会の経過・アンケート結果等
10月25日	医療ニーズ調査報告会	地域療育等支援事業会議にて
11月8日	第8回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	地域療育等支援事業会議の経過報告等
11月8日	医療ニーズ調査報告会	大牟田市障害者協議会運営会議にて
12月13日	第9回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	自立支援協議会プロジェクトについて
1月10日	第10回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	民生委員・児童委員ブロック研修会への取組み
1月31日	医療ニーズ調査報告会	特別支援学校教職員対象
2月1～8日	医療ニーズ調査報告会	民生委員・児童委員ブロック研修会にて
2月14日	第11回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	民生委員・児童委員ブロック研修会の経過報告等
3月13日	第12回知的障がい児・者医療支援体制PT会議	平成24年度のプロジェクト活動展開
3月28日	医療ニーズ調査報告会	社協職員研修会にて

今後の取組みとして、知的障がい児・者医療支援体制プロジェクトに、より専門性をもたせるためメディカルソーシャルワーカー（MSW）や特別支援学校教諭等の参画を働きかけながら、医師会・歯科医師会や市内の医療機関等に対して、知的障がいの特性理解や医療を受けるための具体的工夫、医療受診を支援するシステムづくりなど、障がい児・者にとっても、医療機関にとっても、誰もが安心して受診できるより良い医療環境の整備を目指していきたいと考えている。

#### がん検診・特定健康診査啓発事業

個別訪問による有料の各種がん検診の受診勧奨を行い、がん検診の定期的な受診へと結びつけ、訪問・非訪問の対象者の受診状況を分析し今後の受診向上策を検討することを目的にがん検診・特定健康診査啓発事業を次のとおり実施した。

大牟田市の62歳女性（1,304人）40歳女性（655人）50歳男女（415人）にがん検診受診勧奨を行い、41～69歳の男女（1,556人）に特定健康診査受診勧奨の個別訪問を行った。

具体的には、62歳女性対象者（1,407人中）本人面談512名・家族面談197人・不在595人と訪問率92.7%となった。

特に、62歳の対象者の22年度の同年齢・同期間の受診者数と比較すると、乳がん検診については22年度の受診者数22名に対し、23年度は99人と大きく上回る結果となった。

その他、献血会場や地域に根差したイベント等（32カ所）での受診勧奨活動も行った。

#### (24)空き家再生プロジェクト

大牟田市内に多数存在する空き家を高齢者や障がい者、子育て中の親などを対象としたサロンなどの憩いの場として創出し、「地域活動の拠点」としての機能を持たせることで、地域住民同士の“絆”を深めることを目的に平成22年10月より実施した。平成23年度は、平原校区の「稲又さん家」、三池校区の「湯村さん宅」の2件の空き家を活用し、障がいがある子を持つ親御さんの小物作りや情報交換の場やサロン活動の場等として活用された。

#### (25)東日本大震災復興支援についての取組み

平成23年3月11日、東日本にて未曾有の巨大地震が発生。この直後からテレビや新聞等で流れたあまりにも悲惨な状況に言葉を失った。被災地の方々の生活や地域の再生には、支援される側の立場に立ったタイムリーな支援が必要であると考え、まず12日には総合福祉センター内に義援金箱の設置、14日の早朝を皮切りに連日街頭募金を実施した。また、様々な情報が飛び交う中、確かな情報を入手し、必要な人材・物資などを供給していくための体制づくりとして、市内の3団体（大牟田市介護サービス事業者協議会・大牟田市障害者協議会・大牟田市社会福祉協議会）で、「東日本大震災復興支援プロジェクトおおむた」を立ち上げた。派遣員を絶え間なく被災地に送る「絆リレー」による信頼関係づくりと、塩害杉で作ったベンチをツールとした「コミュニティ再生の場づくり」を主活動とした。その後9月には新たに大牟田市も加わり、様々な団体と連携しながら、被災地における支援活動での学びを地元大牟田の町づくりに生かしていくことを目的に、「東日本大震災復興支援～絆～プロジェクトおおむた」を立ち上げた。今後も、震災により崩壊したコミュニティの再生、高齢者・障がい者・乳幼児等の支援を含め、幅広い視点から支援方法の協議や具体的な復興支援を行っていく。

#### (26)福祉バス及びリフト付きバスの運行

福祉団体等の福祉の増進のため、各種大会や研修会等の参加に際して福祉バスを運行した。

また、交通手段が困難な人を対象に、車椅子のまま乗降できるリフトバスを貸し出した。

さらに、福祉行事のための荷物等を運搬する軽トラックの貸出も実施した。

	21年度		22年度		23年度	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
福祉バス	83	1,889	83	1,896	77	1,851
リフトバス	22	111	35	152	23	115
軽トラック					6	12

(27)他都市よりの視察状況

月 日	視 察 受 入	研 修 内 容
8月26日	共同募金会久留米市支会	募金活動の取り組みについて
9月13日	みやま市開校区社会福祉協議会	地域福祉活動について
9月26日	伊万里市ボランティア連絡協議会	キャロットサービスについて ボランティア活動状況について
10月18日	日田市桂林地区社会福祉協議会	サロン活動について
10月26日	みやき町ボランティア連絡協議会	キャロットサービスについて
11月10日	長野県御代田町社会福祉協議会	認知症対策事業について
11月17日	大刀洗町社会福祉協議会	校区社協活動について
1月23日	嘉麻市NPO団体	社協事業について 東日本復興支援の取り組みについて
2月 6日	久留米市犬塚校区社会福祉協議会	大牟田市の地域福祉活動について